

ふじさわ環境白書

2023（案）

藤沢市環境基本計画
藤沢市地球温暖化対策実行計画
令和4年度年次報告

～地域から地球に拡がる環境行動都市～



藤 沢 市

は じ め に

2023 年版『ふじさわ環境白書』は、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進行状況を管理するために、本市における環境の現状を 2022 年度（令和 4 年度）の実績や状況に基づいてまとめたものです。

本市では、1996 年度（平成 8 年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998 年度（平成 10 年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち - 藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010 年度（平成 22 年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2016 年度（平成 28 年度）には、C O P 2 1 で採択されたパリ協定や、国の「地球温暖化対策計画」の策定をはじめ、東京 2020 オリンピック競技大会のセーリング競技が江の島で開催されることなどを踏まえ、2017 年度（平成 29 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）までの 6 年間を見据えた内容に見直しを行いました。

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の計画期間は 2022 年度（令和 4 年度）までとなっていました。国際的には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、国内では、国の「第五次環境基本計画」において、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示され、2020 年（令和 2 年）には、「2050 年カーボンニュートラル宣言」が表明されるなど、社会情勢が大きく変化しています。そうした状況を踏まえ、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、計画期間の満了を待たず 2021 年度（令和 3 年度）に 1 年前倒して計画の改定を行いました。

本書では、第 1 部で「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組などを取り上げています。第 2 部では、「藤沢市環境基本計画」にある「地域から地球に広がる環境行動都市」を創造するための 5 つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について、第 3 部では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組について、また資料編では、2022 年度（令和 4 年度）の「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」達成指標に対する状況などについて掲載しています。

2022 年度（令和 4 年度）の指標の達成状況については、継続項目を除く指標 17 項目のうち 12 項目で達成、5 項目で一部未達成の状況となっています（一覧は 248-251 ページ）。

今後も「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図り、よりよい環境を享受できるよう、計画の進行管理に努めてまいります。

本書が市民や事業者の皆さんの環境への意識をより一層高め、具体的に環境保全に取り組んでいくための参考となれば幸いです。

終わりに、本書の編纂に当たり、資料の作成及びご提供をいただきました関係者各位に対し深く感謝いたしますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2024 年（令和 6 年） 1 月

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

目 次

第1部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全	1
2 有害化学物質等対策	7
3 廃棄物の減量・資源化	12
4 生物多様性の保全	20
5 環境影響評価（環境アセスメント）	24
6 地球温暖化対策	27
7 持続可能な開発目標（SDGs）	33

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

1 大気の保全	35
2 土壌・地下水の保全	52
3 河川・海の保全	58
4 騒音・振動・悪臭の防止	74
5 放射性物質への対応	81
6 景観の保全・形成	86
7 文化的・歴史的資源の活用	93

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全	98
2 生物多様性の保全	108
3 新たな緑の創出	118
4 農水産業との共存	128

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

1 廃棄物の発生・排出抑制	133
2 廃棄物の適正な処理	140

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

1 環境教育の推進	153
2 各主体による環境保全・環境美化	172

環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」）

本市における地球温暖化対策	180
1 省エネルギー対策の推進（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	189
2 エネルギーの地産地消（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	200
3 環境にやさしい都市システムの構築（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	206
4 循環型社会の形成（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	212
5 気候変動への適応（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	217

第3部 「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

1 推進体制	229
2 国や他自治体等との連携	234
3 資料編	247

第1部 環境をめぐる動向

第 1 部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全

1993 年（平成 5 年）高度経済成長期の 1967 年（昭和 42 年）に制定された「公害対策基本法」が発展した形で「環境基本法」が制定されました。国民の経済や消費の高度化に伴って、公害の形も変化し、自動車交通量の増大に伴う大気汚染問題などの都市型・生活型の環境汚染問題がクローズアップされるようになりました。水環境では、公共用水域の水質が改善されてきた一方、湖沼や内湾などの閉鎖性水域の環境基準達成率の低迷など、依然問題が残されています。また、市街地などにおける土壌汚染の判明事例件数が高い水準で推移しています。このように大気環境・水環境・土壌環境などをめぐる保全状況は、現在も多くの課題を抱えています。

「環境基本法」第 16 条において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されています。この規定に基づき、大気などの質をどの程度に保っていくべきなのかという行政上の目標（環境基準）が設定され、基準の達成・維持を目標とした公害防止に関する施策が展開されています。

環境省水・大気環境局『水・大気環境行政のご案内—日本の公害克服経験—』2015 年（平成 27 年）3 月を参考に記述しています。なお、記載した数値は、2022 年度（令和 4 年度）末から 2023 年度（令和 5 年度）半ばにかけて環境省が発表した各種報告書に依拠しているため、原則的に 2021 年度（令和 3 年度）が最新の数値となります。

（１）大気環境の保全対策

大気の汚染に係る環境基準は、大気汚染物質の短期暴露や長期暴露による呼吸器系への影響などの健康影響を考慮して設定されています。1969 年（昭和 44 年）に硫黄酸化物（現在は二酸化硫黄、SO₂）に係る環境基準が定められたのち、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）及び光化学オキシダント（OX）の環境基準の設定や改定が順次行われてきました。2009 年（平成 21 年）には、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る環境基準が定められました。

全国の大気汚染状況を常時監視するため、住宅地などを対象とした「一般環境大気測定局」（以下、一般局）及び道路沿道を対象とした「自動車排出ガス測定局」（以下、自排局）が設置され、都道府県・政令市により運営されています。2021 年度（令和 3 年度）末現在、全国の測定局は 1,796 局（一般局 1,413 局、自排局 383 局）を数えます。

大気汚染物質の年平均値は、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられます。2021 年度（令和 3 年度）の環境基準に対する達成率は、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質で一般局、自排局とも 100%、二酸化硫黄で一般局 99.8%、自排局 100%となっています。ただ、光化学オキシダントの達成率は、一般局 0.2%、自排局 0%と依然として極めて低い水準になっています。また、2013 年（平成 25 年）の「大気汚染防止法」の改正に伴って、国は大気環境における放射性物質の常時監視に努めており、関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含め、2021 年度（令和 3 年度）は全国 308 地点で空間放射線量率の測定を行っています。

大気汚染対策は一般に、主に工場・事業場の固定発生源の対策と自動車などの移動発生源の対策に分けられます。工場・事業場などの固定発生源については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん（アスベスト含む）、水銀、有害大気汚染物質に対する排出規制等の対策が講じられています。また、大気汚染の主要原因となっている自動車などの移動発生源については、自動車単体の排出ガス規制、「自動車 NO_x・PM 法」の実施、次世代自動車

等の普及促進を 3 本柱として対策が行われています。

(2) 水環境の保全対策

水質汚濁対策

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」(以下、健康項目)について定められたものと、「生活環境の保全に関する項目」(以下、生活環境項目)について定められたものがあります。健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがある物質を選定して、公共用水域(河川、湖沼、海域等)及び地下水それぞれに全国一律の基準が定められています。生活環境項目では、河川、湖沼、海域ごとに、水道や水産などの利用目的に応じた水域類型で基準値を定め、国又は都道府県が各公共用水域の水域類型指定を行うことで水域の環境基準が決められています。

国及び都道府県等は、1970 年(昭和 45 年)に制定された「水質汚濁防止法」に基づき、全国の水質汚濁の状況を常時監視するため、都道府県知事が毎年作成する水質測定計画に従って公共用水域及び地下水の測定を行っています。2021 年度(令和 3 年度)の公共用水域における環境基準に対する達成率は、健康項目では 99.1%と高い値を示しています。生活環境項目のうち、有機汚濁の指標となる BOD(生物化学的酸素要求量)又は COD(化学的酸素要求量)は、水域別では、河川 93.1%、湖沼 53.6%、海域 78.6%でした。地下水質の概況調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの一部の項目で基準の超過がみられます。2013 年(平成 25 年)の「水質汚濁防止法」の改正を受けて、国は水環境における放射性物質の常時監視に努めており、翌年から全国の公共用水域及び地下水それぞれ 110 地点でモニタリング調査を実施しています。

国内において、局地的に比較的高濃度の PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)検出されたこともあり、関心が高まっている PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及び PFOA(ペルフルオロオクタン酸)については、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されているため、2020 年(令和 2 年度)に人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、指針値(暫定)が設定されました。2021 年(令和 3 年)に都道府県等が実施した公共用水域及び地下水質測定(常時監視)の結果は、公共用水域の測定地点 816 地点、地下水の測定地点 317 地点、そのうち指針値(暫定)を超過した地点数は公共用水域 38 地点、地下水 43 地点でした。

日本では都市用水(生活用水及び工業用水)の約 25%を地下水に依存しているため、地下水の保全対策も重要な課題となります。「水質汚濁防止法」では、工場・事業場からの有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止しています。2011 年(平成 23 年)の「水質汚濁防止法」の改正により、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、施設の構造等に関する基準の遵守、構造等の定期点検の実施を新たに義務付けるなどの措置が導入されました。

「水循環基本法」の制定

水循環に関わる施策として、これまで幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられ、水循環に関する深刻な課題については一定程度改善がなされてきたものの、依然として課題は残されています。また、過疎化・高齢化の進展や、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動など、新たな課題への対応も求められています。このような状況を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復のための施策を包括的に推進していくことが不可欠となってきました。

そこで、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、2014 年（平成 26 年）に「水循環基本法」が制定されました。同法は「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としています。

基本理念として「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の 5 つを掲げるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務と関係者相互の連携及び協力体制を定めています。また、8 月 1 日を「水の日」として、国民の間で健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、「水の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない、としています。

さらに、総合的かつ計画的な施策の推進に向けて、水循環に関する施策についての基本的な方針や施策を推進するための必要事項を定めた「水循環基本計画」を策定すること、基本的施策として「流域連携の推進等」、「貯留・涵養機能^{かんよう}の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」などの 9 つが定められています。2015 年（平成 27 年）7 月には「水循環基本計画」が策定されました。同計画策定から約 5 年が経過し、その間の水循環に関する変化等を踏まえ、「流域マネジメントによる水循環イノベーション」、「健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」を重点的に取り組む 3 本柱とした新たな「水循環基本計画」が 2020 年（令和 2 年）6 月に策定されました。2021 年（令和 3 年）6 月には、「水循環基本法」の一部改正が行われ、水循環における地下水の適正な保全及び利用が明確に位置づけられました。この法改正を受け、「水循環基本計画」も一部見直されました。

（３）土壤環境の保全対策

有害物質による土壤汚染事例の判明件数の著しい増加、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請の高まりを受けて、2002 年（平成 14 年）に「土壤汚染対策法」が制定されました。その後、市街地の土壤汚染事例の多くが土地取引などに伴う自主的な調査によって判明することが多いといった課題に対応するため、2009 年（平成 21 年）に「土壤汚染対策法」を改正して、土壤汚染調査の実施要件の拡大等が図られました。また、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、2017 年（平成 29 年）に「土壤汚染対策法」の一部が改正されました。

「環境基本法」に基づく土壤汚染に係る環境基準は、水質浄化・地下水涵養機能を保全する観点と農作物を生産する機能を保全する観点により設定されています。有害物質使用特定施設を廃止する場合や、一定規模以上の土地の形質変更を届け出る際に、土壤汚染の恐れがあると都道府県知事等が認める場合に調査が行われるほか、自主的な土壤汚染状況調査も行われています。また、「土壤汚染対策法」には基づかないものの、売却の際や環境管理等の一環として自主的な汚染調査も行われています。

2021 年度（令和 3 年度）には、「土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染状況調査が計 1,4152 件実施されました。同年度末の時点で、土壤溶出量基準等を超過し、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるために汚染除去等の措置が必要な地域（要措置区域）は 275 件が指定されています。また、土壤溶出量基準等を超過したものの、土壤汚染の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（形質変更時要届出区域）は 3,299 件が指定されています。

要措置区域等において、土地の形質の変更を行う場合には都道府県等への届出等が行われるほか、汚染土壤を搬出する場合には汚染土壌処理施設への搬出が行われることにより、汚染された土地の

適切な管理が図られています。

(4) その他の対策

地盤沈下対策

地盤沈下は主に地下水の過剰な揚水により地下水位が低下し、粘土層が収縮することで発生します。1956 年（昭和 31 年）に地盤沈下防止と工業用水の合理的な供給の確保を目的とした「工業用水法」が、1962 年（昭和 37 年）に地盤沈下防止を目的とし、冷暖房用・水洗便所用等の地下水採取を規制する「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が制定され、大都市での地盤沈下は次第に沈静化していきました。しかし、一部の地域では依然として地盤沈下が生じています。

地盤沈下の生じている地域として、都市用水としての利用が多い地域、かんがい期に農業用水としての利用が多い地域、冬期の消融雪用水としての利用が多い地域、水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域、などが挙げられます。

地盤沈下を防止するため、地下水の採取規制と同時に水使用を合理化し、代替水源を確保するなどの総合的な対策を講じる必要があります。環境大臣を含む関係閣僚会合は 1985 年（昭和 60 年）に「地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、地盤沈下の特に著しい地域である濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の 3 地域に対して、地域の実情に合わせた総合的な対策を推進しています。

また 2005 年（平成 17 年）環境省を含む 8 府省は「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置しました。2020 年（令和 2 年）2 月開催の同連絡会議では、3 地域における地盤沈下防止対策等の評価検討について、これまでどおり 5 年ごとに実施していくことを確認しています。

海洋環境の保全対策

海洋に係る環境問題として、廃棄物等の海洋投棄や油の流出等による海洋汚染・海洋生態系の破壊など、海洋汚染問題の重要性が指摘されています。また、漂流・漂着・海底ごみ（以下、「海洋ごみ」）による環境・景観の悪化、漁業への被害等が顕在化し、その解決が求められています。特に、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約 1996 年議定書」を日本国内に適用させるため、2004 年（平成 16 年）に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下、「海洋汚染等防止法」）が改正され、海洋投入処分の許可制度等を導入するとともに、廃棄物の海底下廃棄が原則禁止となりました。また、2007 年（平成 19 年）二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度を創設するため、「海洋汚染等防止法」が改正されました。一方、船舶バラスト水（空荷になった船舶の安全確保のために搭載する海水）の適切管理、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動防止を掲げた「船舶バラスト水規制管理条約」（国際海事機関（IMO）2004 年（平成 16 年）採択）を国内で担保するため、2014 年（平成 26 年）6 月に「海洋汚染等防止法」が改正されました。

また「海洋ごみ」に対しては、2009 年（平成 21 年）7 月に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」）及び同法に基づき 2010 年（平成 22 年）に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（海岸漂着物処理推進基本方針）に基づき、海岸漂着物等の実態把握調査の実施などの対策が行われてきました。

しかし、依然として海洋ごみは海岸の環境に深刻な影響を及ぼしています。このような状況を受け、2018年（平成30年）6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正されました。さらに、2019年（令和元年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、重点戦略の1つとして海洋プラスチック対策が掲げられています。また、同年同月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、代替素材の開発・転換、途上国支援などの対策・取組が推進されています。

騒音対策

経済の発展とともに、住宅と工場との混在、高速道路等の拡大、新幹線鉄道の整備などにより、市民生活は工場騒音、建設作業騒音、交通騒音などの各種騒音に取り囲まれるようになりました。1968年（昭和43年）に「騒音規制法」が制定され、1971年（昭和46年）に「公害対策基本法」による環境基準が設定されるなど、騒音問題も公害の1つとして国の重要課題と位置づけられてきました。

2021年度（令和3年度）の騒音の苦情件数は全国で19,700件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が37.9%、次いで工場・事業場騒音に係る苦情が27.8%を占めています。

工場・事業場騒音については、「騒音規制法」に基づいて都道府県知事等が騒音を規制する地域を指定し、その地域内で著しい騒音を発生する工場などに対して規制基準が定められています。また、規制対象の工場などに対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業騒音についても、工場・事業場騒音の場合と同様に規制地域が指定され、著しい騒音を発生させる建設作業に対して規制基準が定められています。

また自動車騒音の規制は、環境大臣が「騒音規制法」に基づいて自動車騒音の許容限度を定めたのち、国土交通大臣がこの許容限度範囲の中で「道路運送車両法」に基づく保安基準を定めるという仕組みで実施されています。

振動対策

2021年度（令和3年度）の振動の苦情件数は全国で4,207件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が69.0%、次いで工場・事業場振動に係る苦情が16.6%を占めています。

工場・事業場振動については、1976年（昭和51年）制定の「振動規制法」に基づいて都道府県知事等が振動を規制する地域を指定し、その地域内で著しい振動を発生する工場などに対して規制基準が定められています。また、規制対象となる工場などに対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業振動についても、工場・事業場振動の場合と同様に規制地域が指定され、著しい振動を発生する建設作業に対して規制基準が定められています。

悪臭対策

1971年（昭和46年）制定の「悪臭防止法」に基づき、工場・事業場から排出される悪臭原因物質の規制が実施されています。同法では、都道府県知事等が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うことと定めて、市町村長が必要に応じて改善勧告等を行っています。

以前は22種の特定悪臭物質の濃度基準による規制方式のみでしたが、多様な物質や複合臭に対応するため、1995年（平成7年）より人間の嗅覚に基づく臭気指数による規制方式も追加されました。

2020年度（令和2年度）の悪臭苦情件数は15,438件で前年度と比べて3,418件増加しました。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の35.9%を占めています。

2021 年度（令和 3 年度）の悪臭苦情件数は 12,950 件で前年度と比べて 2,488 件減少しました。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の 27.9%を占めています。

ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象（都市の気温が周囲よりも高くなる現象）は、熱中症の増加などにつながることが報告されています。また、局地的集中豪雨や光化学オキシダントなどの汚染物質生成を助長させるという指摘もあります。100 年（1927-2022 年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい 15 地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では 1.6 であるのに対し、日本の 11 都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では 2.0～3.3 となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。

2013 年（平成 25 年）に、「ヒートアイランド対策大綱」（2004 年（平成 16 年）策定）の見直しが行われ、従来からの「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」という 4 つの取組に、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」という新たな取組が追加され、一層の対策強化が図られています。また、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供も実施されています（本市の 2022 年度（令和 4 年度）の取組については、226-227 ページ参照）。

2 有害化学物質等対策

現在、工業的に生産される化学物質は、世界で約 10 万種ともいわれており、その生産量、種類数は年々増加し続けています。これら化学物質は、様々な分野で多大な貢献をしており、現代の私たちの生活における利便性は、多種多様な化学物質によって支えられているといっても過言ではありません。

しかし、その一方で、その製造、流通、使用、廃棄の過程で、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質が環境に排出され、環境中へ拡散・蓄積することによって環境汚染と健康被害等を生じさせてきたことも事実です。

そのため、国では化学物質の環境リスクを低減させるため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下、「ダイオキシン法」)などの公害関連の法律を設けて、環境中への排出の規制を行ってきました。しかしながら、今日の化学物質の環境問題は、微量ではあっても多種の化学物質による長期間の暴露を考慮する必要があり、人や生態系への作用のメカニズム等には未解明な部分が多いのが現状です。そのような状況に対応するため、科学的な評価を進めるとともに、未然防止の観点から化学物質による環境リスクを低減させていく必要があります。

(1) ダイオキシン類

ダイオキシンは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)という、合わせて 210 種類からなる化学物質群の総称であり、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)も含めて、「ダイオキシン類」と呼ばれています。ダイオキシン類は、強い毒性があり(毒性があるとみられているのは 29 種類です)また、分解されにくく蓄積されやすいため、日常生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼす恐れがあります。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程や過去に使用されていた農薬の不純物など非意図的に生成されてしまうもので、中でも廃棄物焼却施設が主な発生源となっています。そのほかにも金属精錬などにおける熱処理工程や自動車の排出ガス、たばこの煙など様々な発生源があります。

大気中に排出されたダイオキシン類は、呼吸により空気から直接人体に入ることもありますが、様々な経路を経て、最終的にはその 95%以上が食物から人体に取り込まれると考えられています。

摂取による人体の健康への影響については、国では「耐容一日摂取量(TDI)」という基準を定めています。これは、人が一生の間ダイオキシン類を取り続けても、健康に影響を及ぼす恐れがない体重 1 キログラム当たり一日当たり摂取量を意味します。1998 年(平成 10 年)5 月、WHO のヨーロッパ地域事務局及び IPCS(国際化学物質安全性計画)による専門家の会合が開かれ、ダイオキシン類の TDI の見直しが行われた結果、従来の TDI(PCDD 及び PCDF について、10 pg-TEQ/(kg・日))を見直し、コプラナーPCB を含めて TDI を 1~4 pg-TEQ/(kg・日)としつつ、当面、現在の先進諸国の暴露量が耐容しうるものと考えられることから、4 pg-TEQ/(kg・日)を最大の耐容摂取量とし、究極的には 1 pg-TEQ/(kg・日)未満となるように努めるべきであるとししました。

これを受けて、我が国においても環境庁(当時)の中央環境審議会並びに厚生省(当時)の生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で TDI の検討が行われ、1999 年(平成 11 年)6 月に

当面の TDI として、コプラナーPCB を含めて 4 pg-TEQ/(kg・日) としました。

ダイオキシン類の削減対策としては、これまで「大気汚染防止法」や「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などを進めてきました。

しかし、ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸施策について、効果的かつ総合的な推進を図るため、「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を 1999 年（平成 11 年）に設置し、同年 3 月には「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定しました。

一方、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等の抜本的対策を図るため、議員立法により「ダイオキシン類対策特別措置法」が 1999 年（平成 11 年）7 月に公布され、2000 年（平成 12 年）1 月 15 日から施行されました。

さらに、環境庁（当時）及び厚生省（当時）合同審議会並びに中央環境審議会の大気、水質、土壌、農薬及び廃棄物の各部会において、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく各種の基準の検討が進められ、1999 年（平成 11 年）12 月に、ダイオキシン類対策特別措置法施行令、同施行規則、環境基準を定める告示等が定められました。

「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

以降、この基本指針と「ダイオキシン類対策特別措置法」の 2 つの枠組に基づいてダイオキシン類の削減に向けた対策が進められています。基本指針では、ダイオキシン類の排出削減目標として「今後 4 年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成 9 年に比べ約 9 割削減する」と決めました。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 33 条第 1 項に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の 2005 年（平成 17 年）の改訂版では、「平成 22 年の排出総量を平成 15 年比で約 15%削減する」としています。2010 年（平成 22 年）の排出総量は 2003 年（平成 15 年）比で約 59%減少し、削減目標は達成されたと評価されています。さらに、2012 年（平成 24 年）の改訂版では、削減目標量が 176 g-TEQ/年に変更されましたが、2014 年（平成 26 年）の排出量は目標設定対象から除外された発生源（火葬場、たばこの煙、自動車排ガス）を除いて 119 g-TEQ/年となり、削減目標は達成されたと評価されています。

対策当初からみると、1997 年（平成 9 年）の排出量 7,680～8,135 g-TEQ に対し、2021 年（令和 3 年）の排出量は、98～100 g-TEQ（環境省「ダイオキシン類排出目録（排出インベントリー）」令和 5 年 3 月）となっており、約 99%減少しています。

環境基準 <1999 年（平成 11 年）12 月 27 日告示>

大気 1 m³ 当たり 0.6 ピコグラム（pg-TEQ/m³）以下（年平均値）

水質 1 L 当たり 1 ピコグラム（pg-TEQ/L）以下（年平均値）

土壌 1 g 当たり 1,000 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下

底質 1 g 当たり 150 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下（2002 年（平成 14 年）7 月 22 日告示）

TEQ...毒性等量。最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD に換算した量として表していることを示す。

（２）環境化学物質（内分泌かく乱化学物質）について

内分泌かく乱作用のある環境化学物質は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内

で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義されています。

1996 年（平成 8 年）の『奪われし未来～Our Stolen Future』（シーア・コルボーンほか著）では、化学物質の中には、体内に取り込まれるとホルモンと同様の生物学的反応を誘発し、人への健康影響（男性の精子数の減少、女性の乳ガン発生率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常など）をもたらしている可能性を指摘し、世界的に大きな反響を呼びました。

また、我が国の野生生物の影響実態調査において、海産のイボニシという巻き貝のメスが雄性化するという現象が広範囲に認められ、船底塗料として使用されていた有機スズ化合物であるトリブチルスズ、トリフェニルスズとの関連が見いだされました。

そこで、環境庁（当時）では、1998 年（平成 10 年）「内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画 SPEED'98—」を策定し、環境化学物質の内分泌系への作用に関する調査研究を推進してきました。

その成果を受け環境省は 2005 年（平成 17 年）3 月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND2005 - 」(以下、「ExTEND2005」)を策定し、内分泌かく乱作用の基盤的研究を進めたほか、国際的な協力の下で魚類等の生物を対象とする試験方法の開発を推進してきました。さらに、「ExTEND2005」の策定から 5 年が経過したことから「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2010 - 」(以下、「EXTEND2010」)を 2010 年（平成 22 年）7 月に策定しました。また、この「EXTEND2010」の枠組を整理統合し、所要の改善を加えた上で、向こう 5 年間程度を見据えた新たなプログラムを構築するため、2016 年（平成 28 年）に「EXTEND2016」を公表しました。化学物質の環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理していくことを目標として、化学物質の内分泌かく乱作用の評価方法の確立と実施を加速することに力点を置くこととしています。

一方で、化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に影響を生じさせる恐れを「環境リスク」ととらえ、未然防止の観点から総体的に低減させていくことも必要です。環境庁（当時）では 1997 年（平成 9 年）から化学物質による環境リスク評価に関する検討を行い、その成果を「化学物質の環境リスク評価 第 1 巻」としてとりまとめました。引き続き、様々な研究や検討を続け 2021 年（令和 3 年）3 月に第 19 巻としてとりまとめています。

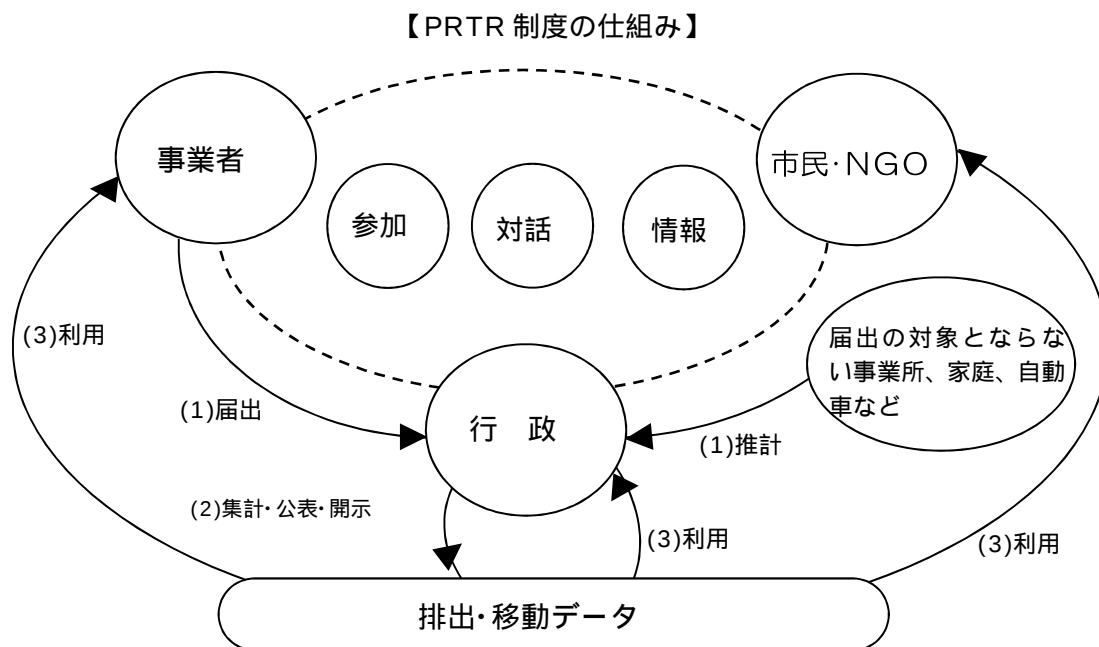
（３）PRTR 制度（化学物質・排出移動量届出制度）

PRTR とは、「化学物質排出・移動量届出制度」（Pollutant Release and Transfer Register）の略で、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

具体的には、対象としてリストアップされた化学物質を製造や使用している事業者が、環境中に排出した量と廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、年 1 回国へ届け出るものです。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから環境中に排出される対象化学物質の量を推計し、2 つのデータを併せて公表します。このことにより、事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、市民等と事業者、行政との対話の共通基盤ともなります。こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されています。

すなわち、行政にとっては、基本的な化学物質の排出源情報の把握が可能となり、これをもとに

化学物質の環境リスクの評価や対策を進めることができるとともに、事業者にとっては、化学物質の適正な管理に役立てることができ、また、市民にとっては、地域でどんな化学物質が排出されているかがわかり、環境リスクに関しての理解を深めることができることになります。



(4)「水銀に関する水俣条約」と我が国の水銀対策について

2013年(平成25年)10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」(Minamata Convention on Mercury、以下、「水俣条約」)が採択されました。この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めるものです。

我が国では、条約締結に必要な法令整備を進め、2016年(平成28年)2月2日に条約を締結しています。また外交会議において途上国支援や水俣発の情報発信・交流に関する「MOYAI イニシアティブ」を表明しており、この一環として、水銀マイナスイニシアティブ(MINAS: MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening)による途上国の水銀対策を、アメリカ環境保護庁や国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Program) 独立行政法人国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)等と密接に連携しつつ進めています。

なお、「水俣条約」は、2017年(平成29年)5月18日に我が国を含めて締約国数が50カ国に達し規定の発効要件が満たされたため、同年8月16日に発効されました。

我が国は、水銀対策について水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀の環境汚染と健康被害をなくすために先頭に立って力を尽くす責任があるとしています。

また、「水俣条約」の的確かつ円滑な実施のため、我が国では、2015年(平成27年)6月に、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(「水銀汚染防止法」)、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立しました。その他の関係法令も含めて条約で求められている以上の措置をとり、世界

をリードする水銀対策を進めていくとしています。

(5) 放射性物質による環境汚染の対策について

これまで環境法体系の基本法である「環境基本法」は、その第 13 条で、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）その他の関係法律で定めるところによる。」と規定し、放射性物質による環境汚染は、環境法体系から除外されてきました。

これを受けての個別規制法である「水質汚濁防止法」（第 23 条第 1 項）、「大気汚染防止法」（第 27 条第 1 項）、「土壌汚染対策法」（第 2 条第 1 項）関連法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 2 条第 1 項）、「南極地域の環境の保護に関する法律」（第 24 条第 1 項）、「環境影響評価法」（第 52 条第 12 項）、「循環型社会形成推進基本法」（第 2 条第 1 項）においても、放射性物質による汚染は規制等の対象から除外されていました。

しかし、2011 年（平成 23 年）3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（放射性物質による環境汚染事故）をきっかけにして、2012 年（平成 24 年）に制定された「原子力規制委員会設置法」（平成 24 年法律第 47 号）において、当面緊急対策の必要から、上記の関係法律のうち、「環境基本法」第 13 条における放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定（以下、適用除外規定）を削除する措置が講じられました。

また、当該事故由来の放射性物質による環境汚染への対処を目的とした「特別措置法」において、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任のある国に対して、放射性物質による環境汚染への対処が義務付けられました。そして、地方公共団体は国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすことが責務として規定されました。

さらに、2013 年（平成 25 年）に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 60 号）によって、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「環境影響評価法」、「南極地域の環境の保護に関する法律」に規定されていた放射性物質適用除外規定が削除されました。その結果、放射性物質による環境汚染は、環境法体系に組み込まれることになりました。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）

3 廃棄物の減量・資源化

(1) 現状

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し循環型社会を構築するため、2000年（平成12年）6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。その中で、廃棄物の施策は、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品等の適正な再利用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に熱回収（サマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先順位を考慮しなければならないとされています。

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

適正処理の更なる推進と環境再生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて概ね2025年（令和7年）までに国が講ずべき施策を示しています。

国の取組の概要は以下のとおりです。

【将来像】				
持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開				
地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
○地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用	○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属（都市鉱山の活用） ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル	○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生	○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用	○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備				
○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）				

（出典）環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

市町村による廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、この計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付する循環型社会形成推進交付金制度が2005年度（平成17年度）に創設されています。この制度の下、市町村がごみの発生抑制施策、地域における分別収集の体制づくりや、廃棄物

から資源やエネルギーの回収を進め、リサイクル施設の整備といった 3R を総合的に推進するための概ね 5 ヶ年間の地域計画を策定します。市町村は、こうした地域計画の中でごみの発生抑制、リサイクル、エネルギー回収、最終処分量の減量化などの 3R 推進のための目標を明確にしています。

我が国の一般廃棄物の年間総排出量は、1989 年（平成元年）以降毎年 5,000 万 t 超が排出されており、2000 年度（平成 12 年度）に 5,483 万 t となりました。2001 年度（平成 13 年度）以降は減少傾向にあり、2021 年度（令和 3 年度）は、4,095 万 t（東京ドーム約 110 杯分）国民 1 人 1 日当たり 890 g となっています。この一般廃棄物の処理方法には、焼却など減量化を目的とした中間処理と埋立の最終処分があります。中間処理のうち、直接焼却処理された量は 3,149 万 t であり、直接焼却率はごみの総処理量の 79.9%となっています。また直接埋立処理された量は 34 万 t であり、直接埋立率はごみの総処理量の 0.9%となっています。中間処理の残渣量は 776 万 t であり、このうち再生利用された量は 467 万 t、埋立処理された量は 308 万 t となっています。また、再生業者等に直接搬入された量は 189 万 t となっています。

一般廃棄物最終処分場の残余年数は 23.5 年であり、前年度の 22.4 年からわずかに増加しています。残余容量は 98,448 千 m³ であり、昨年度より減少しています。

ごみ収集について、1,741 市区町村のうち収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,419 市区町村（81.5%）事業系ごみに関しては 1,509 市区町村（86.7%）となっています。

また、粗大ごみを除いた場合に収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,154 市区町村（66.3%）事業系ごみに関しては 1,504 市区町村（86.4%）となっています。

市町村による資源化と住民団体による集団回収を合わせた総資源化量は 816 万 t で、リサイクル率は 19.9%となっています。

一方、産業廃棄物の排出量は、2020 年度（令和 2 年度）は約 3 億 7,382 万 t であり、2019 年度（令和元年度）と比較して約 1,200 万 t の減少となっています。その処理状況については、再生利用量は 1 億 9,902 万 t、減量化量は 1 億 6,571 万 t、最終処分量は 909 万 t となっており、前年度と比較して、再生利用量は 455 万 t の減少、減量化量は 752 万 t の減少、最終処分量は 7 万 t の減少となります。

$$[(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})] \times 100$$

（２）循環関連 6 法

2000 年（平成 12 年）6 月の第 147 回国会で、いわゆる循環関連 6 法が成立しました。

それは、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」（「産業廃棄物処理特定施設整備法」を合わせた改正）「資源有効利用促進法」（「再生資源利用促進法」の改正）「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」の 6 法です。

このうち、「循環型社会形成推進基本法」は、様々な側面を持つ環境問題の中でも最も緊急性の高い廃棄物・リサイクル対策にしばって基本原則や政策の方向を定めたもので、「環境基本法」の一部を取り出して強化した基本法と言えます。この基本法にしたがって、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されています。

個別法のうち、「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」は、社会全体の枠組を確立するための一般法として位置づけられており、「廃棄物処理法」は廃棄物の適正処理の確保、「資源有効利用促

進法」は再生利用の推進に向けた枠組をつくるものです。

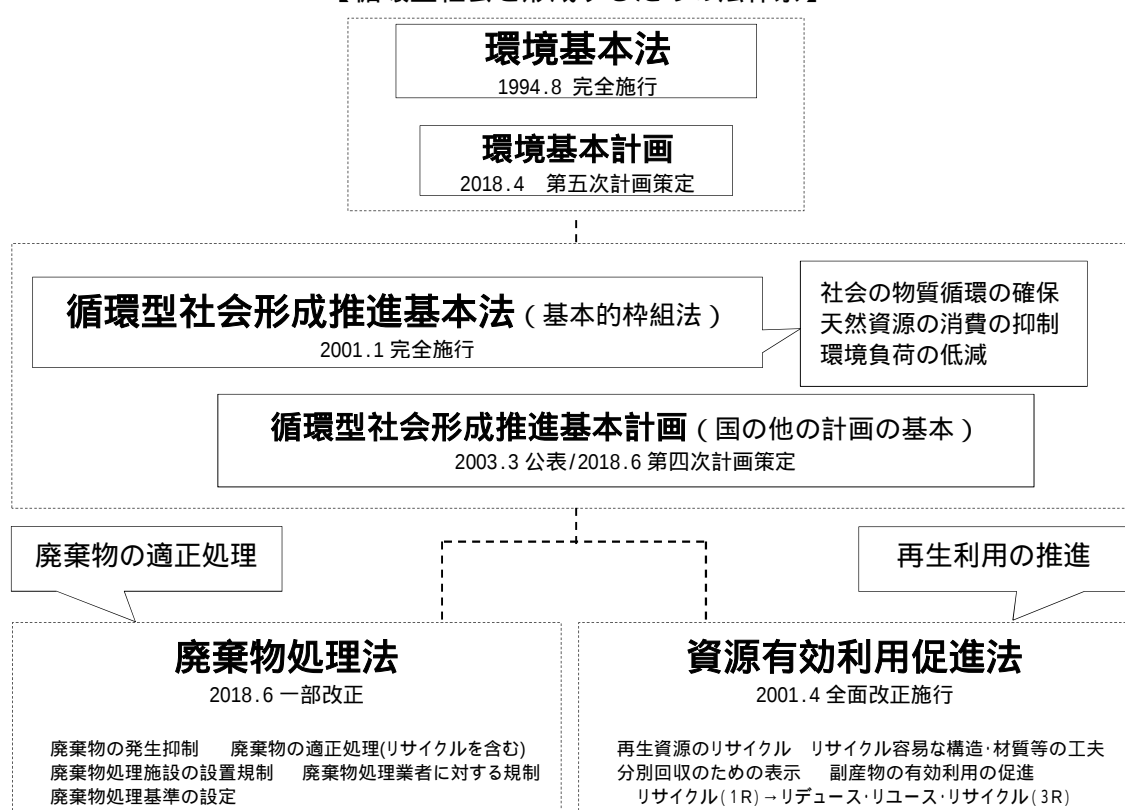
それ以外のリサイクル法は、「廃棄物処理法」などの枠組の中で、それぞれの特性に合わせてリサイクルを推進する特別法に当たり、すでに制定されている容器包装と家電製品に加えて、建設廃棄物、食品廃棄物、使用済み自動車のリサイクル法が制定されたものです。

「グリーン購入法」は、ほかの法律と性格が異なり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

これらの法律の大きな意義は、「循環型社会形成推進基本法」から個別のリサイクル法までが一体的に整備されたことと、拡大生産者責任（EPR）と排出者責任が明記されたことです。

これらの法律にはまだいくつかの課題も残されていると言えますが、循環型社会の実現に向けて一歩前進したものと言えます。

【循環型社会を形成するための法体系】



< 素材に注目した包括的な法制度 > プラスチック資源循環法 R3.6 公布

個別物品の特性に応じた規制

容器包装 リサイクル法 ビン、ペットボトル 紙製・プラスチック製 容器包装等 2000.4 完全施行 2006.6 一部改正	家電 リサイクル法 エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、テレビ、 洗濯機・衣類乾燥機 2001.4 完全施行	食品 リサイクル法 食品残渣 2001.5 完全施行 2007.6 一部改正	建設 リサイクル法 木材、コンクリート、 アスファルト 2002.5 完全施行	自動車 リサイクル法 自動車 2005.1 本格施行	小型家電 リサイクル法 小型電子機器等 2013.4 本格施行
--	---	--	---	-------------------------------------	--

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進） 2001.4 完全施行

(3)「容器包装リサイクル法」

1997年(平成9年)4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(「容器包装リサイクル法」)が施行されました。この法律には、一般廃棄物のうち、容積で約6割、重量で2~3割を占めている容器包装廃棄物のリサイクルの促進を図るため、下記のとおり消費者・市町村・事業者の役割分担などが規定されています。

消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

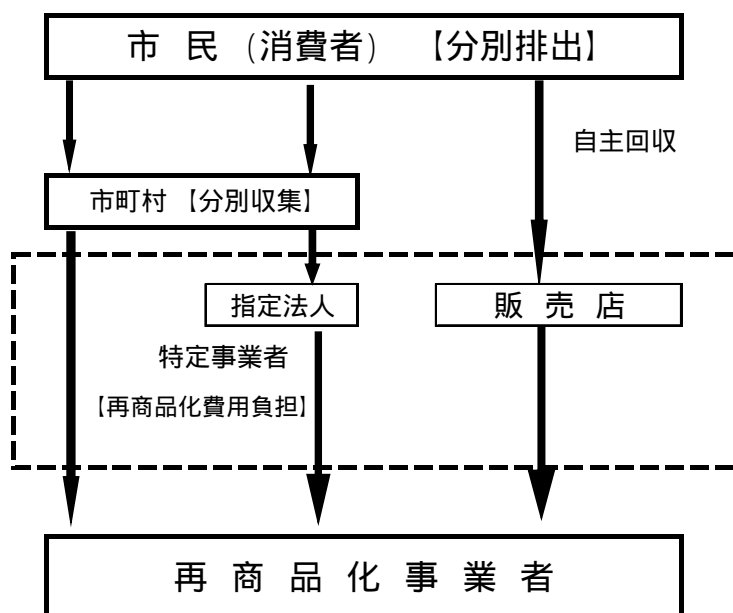
市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出を徹底し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

【容器包装リサイクル法の役割分担と循環システムフロー】



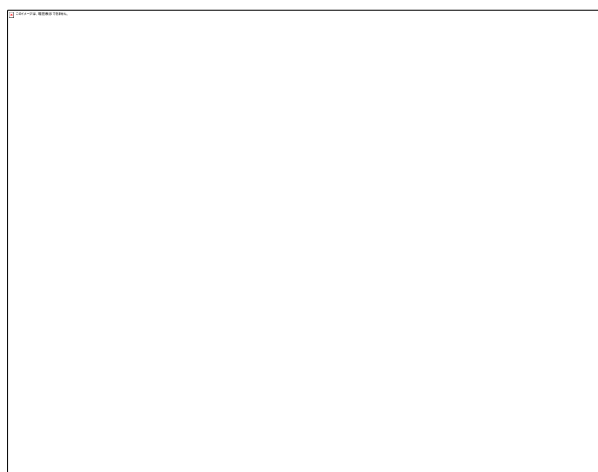
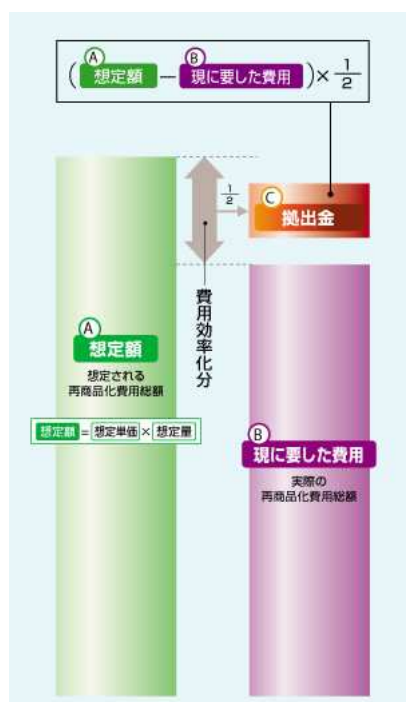
容器の製造事業者、容器包装を用いて中身商品を販売する事業者

今まで廃棄物として処理されていた容器包装をリサイクルすることや、事業者に一定の義務付けを行っている点については意義がありますが、収集コストを市町村が負担しており、市町村の財政負担増、また、事業者の負担が軽く、容器包装の減量に結びつかないのではないか、などの課題を残しています。

2006 年度（平成 18 年度）には、「容器包装リサイクル法」の見直し改正があり、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出抑制の促進等に取り組むことや年間 50 t 以上用いる多量利用事業者には毎年取組状況等について国に報告を義務付けること等が盛り込まれ、2007 年（平成 19 年）4 月から施行されています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令」が 2007 年（平成 19 年）9 月に公布され、市町村と事業者の役割について、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されました（2008 年（平成 20 年）4 月施行）。この仕組みの概要は下図のとおりです（本市の実績については、151 ページ参照）。

【市町村への資金拠出制度の概要】



（出典）（公財）日本容器包装リサイクル協会ホームページ

「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合、その低減額の 2 分の 1 を市町村に拠出。

プラスチック製レジ袋の有料化

2019 年（令和元年）12 月、「プラスチック資源循環戦略」において重点戦略の 1 つとされるリデュース等の徹底の一環として、容器包装リサイクル法の関係規則が改正され、事業者による排出抑制促進の枠組を生かしつつ、消費者のライフスタイル変革を促すため、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が規定されました。これに従い 2020 年（令和 2 年）7 月 1 日から、海洋生分解性プラスチックやバイオマス素材の配合率が一定以上等のものを除くプラスチック製買物袋が有料化されています。

(4)「家電リサイクル法」

家電製品は、私達の生活における必需品としてますます需要が増え、また、年々大型化・高度化・多様化が進んでいます。

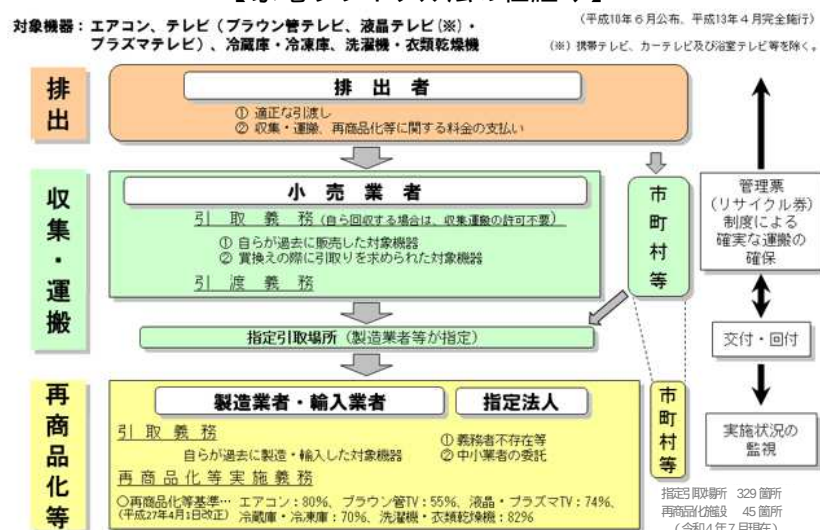
これらの家電製品が廃棄される場合、その多くは破砕処理の後に鉄などの回収のみにとどまったリサイクルしか行われておらず、埋立処理されています。前述のとおり、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量は逼迫^{ひっばく}しており、これら廃棄物の減量・資源化が急務となっています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、市町村における廃棄物処理技術・設備では高度な再商品化が困難なものなど、一定の要件を満たすものを特定家庭用機器として指定し、これらの機器が廃棄された際は、小売業者による収集・運搬、製造業者等による再商品化を義務付けることなどを内容とした「特定家庭用機器再商品化法」（「家電リサイクル法」）が、1998年（平成10年）6月公布されました。そして、同年12月には施行令が公布され、特定家庭用機器としてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが指定され、2001年（平成13年）4月から施行されました。

この法律は、家電のリサイクル法としては、世界初の法律であり、その意義は大きいと言えますが、リサイクル費用負担の問題、不法投棄対策などが課題となりました。そこで、環境省と経済産業省は、「家電リサイクル法」附則にある「政府は、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、家電リサイクル制度の評価や中央環境審議会の報告書を受けて、同法の施行令の一部を改正し、2009年（平成21年）4月1日からリサイクルの対象となる家電製品（特定家庭用機器）に、液晶テレビ（小型液晶テレビを含むが携帯式のものは除く）とプラズマテレビ、衣類乾燥機（洗濯機と同じ区分に入れる）を追加しました。2022年度（令和4年度）に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は約1,495万台で、2021年度（令和3年度）比約2.0%減でした。内訳は、エアコンが約369万台（構成比約25%）、ブラウン管式テレビが約64万台（同約4%）、液晶・プラズマテレビが約309万台（同約21%）、冷蔵庫・冷凍庫が約352万台（同約24%）、洗濯機・衣類乾燥機が約401万台（同約27%）となっています。

また、再商品化等の状況については、エアコンで93%（法定基準80%）、ブラウン管式テレビで72%（同55%）、液晶・プラズマテレビで86%（同74%）、冷蔵庫・冷凍庫で80%（同70%）、洗濯機・衣類乾燥機で92%（同82%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。

【家電リサイクル法の仕組み】



（出典）環境省ウェブサイト（一部加工）

(5) 「小型家電リサイクル法」

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CD や MD プレーヤーなどの音楽機器、ゲーム機などの小型家電には、「ベースメタル」と言われる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と言われています。

しかし、こうした都市鉱山は、現在有効に活用されていないのが実情です。捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約 2 割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押入れなどで眠っているものもあります。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「小型家電リサイクル法」が 2012 年（平成 24 年）8 月に定められ、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行されました。

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電 4 品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、これまでの法律で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。

「家電リサイクル法」では、対象品目を製造したメーカーにリサイクルを義務付けており、消費者が使用済みになった対象品目を引き渡す方法は、全国どこでも同じです。一方、「小型家電リサイクル法」では、市町村が使用済み小型家電の回収を行うことになっており、具体的にどの品目について回収を実施するか、また、どのように使用済みの小型家電を回収するかは、それぞれの市町村が決定することになっています（本市の対応については、153 ページ参照）。

(6) 「食品ロス削減推進法」

SDGs では、2030 年（令和 12 年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄量を半減させるターゲットが設定されています。また、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、2021 年度（令和 3 年度）の推計で約 523 万 t 発生しています。このうち、約半分の 279 万 t は食品関連事業者、残る 244 万 t は家庭からのものであり、食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

2019 年（令和元年）5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が成立し、同年 10 月に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています（本市の対応については、138 ページ参照）。

(7) 「プラスチック資源循環促進法」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（2019 年（令和元年）5 月）

が策定されました。

また、本戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案」が2021年（令和3年）3月に閣議決定され、同年6月に公布、2022年（令和4年）4月に施行されました。

4 生物多様性の保全

「生物多様性」とは“種の多様性”“遺伝子の多様性”“生態系の多様性”を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることを言います。

私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っています。たとえば、生物多様性の恵みとして食べ物、木材、衣服や医薬品などがあげられます。さらに、私たちが生きるために必要な酸素は植物などによって作られ、汚れた水も微生物などによって浄化されています。生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。

(1) 国際的な動向

1992年(平成4年)ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)では、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001年(平成13年)から2005年(平成17年)にかけては、95カ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行いました。その「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の4分の1を耕地が占めること、漁獲対象種の4分の1が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約3分の2について質が低下していると指摘されました。

生物多様性条約事務局は、地球上の生物多様性の現状の評価と将来予測を行う『地球規模生物多様性概況第3版』(GBO3)を2010年(平成22年)5月に公表しました。

GBO3では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002年(平成14年)に開催された生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)で世界が合意した「生物多様性の損失速度を2010年(平成22年)までに顕著に減少させる」という、いわゆる2010年(平成22年)目標は達成されなかったと結論づけられました。2010年(平成22年)目標が設定されたことで、国際社会は生物多様性の保全のための様々な行動に取り組み始めましたが、これらの取組は十分ではなかったとされています。

2010年(平成22年)10月には、名古屋市でCOP10が開催されました。COP10では、ポスト2010年目標として「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」¹が採択されました。愛知目標は意欲的な目標を求めるEUと、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が行われ、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす(外務省結果概要から)」という趣旨の文言となりました。また、中長

1 愛知目標

「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」では、2050年(令和32年)までの長期目標(Vision:「自然と共生する世界」の実現)が掲げられる一方、2020年(令和2年)までの短期目標(Mission:「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動」の実施)も定められています。短期目標では、5つの戦略目標がたてられ、その下に2015年(平成27年)又は2020年(令和2年)までの20の個別目標が設けられました。愛知目標とは、狭義の意味でこの20の個別目標を指す言葉ですが、慣例的に「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」全体を指す言葉としても使われています。

期目標（「自然との共生」）については、「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。（外務省結果概要から）」ことが合意されました。

また、2012 年（平成 24 年）にはインドのハイデラバードにて COP11 が開催され、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを 2015 年（平成 27 年）までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意され、発展途上国における生物多様性の取組支援についての取り決めが行われました。

様々な将来シナリオの分析では、ほとんどのシナリオで、今後も種の絶滅や生息地の破壊が長期にわたって継続すると予測されました。熱帯林は今後も食料、牧草、バイオ燃料生産のために伐採され、淡水域の生物多様性は、気候変動、外来種、汚染、ダム建設によって更に悪化し、海洋資源の乱獲が、漁業を破綻させると予測しています。また、気候変動によって、寒帯林や温帯林は南限域で大規模に立ち枯れ、熱帯地域の海の多様性が減少することが予測され、林業、漁業、レクリエーションなど生物多様性の多様な恵みに影響するとしています。

一方で、GBO3 では、悲観的な評価や将来予測だけでなく、将来に向けた取組のヒントも示されています。

世界各国の現状分析を通じて得られた様々な知見に基づき、生物多様性の危機に対して私たちがとり得る手段が、これまで考えられていたよりも幅広く、かつ効果的であることが指摘されています。例えば、現在残された森林等の生態系を維持し、拡大したり、放棄された耕作地の自然を元の自然に再生したり、河川流域やその他の湿地生態系を回復することで気候変動を緩和したり、水供給、治水、汚染物質の除去などを進めることもできると分析されています。

直ちに生物多様性の損失を食い止めることは難しいとしても、対策の優先度を考慮し、適切な目標を設定し取り組めば、最悪の変化を回避できるかもしれないとされています。

このまま成り行きに任せていては近い将来に失われてしまう生物多様性の価値の多様さ、重大さが、社会の仕組みの中で適切に認められ、ことが起こってしまったからの対応ではなく、例えば、重要な生態系を保全することを通じて生物多様性の劣化を未然に回避することなどの重要性が理解される必要があることが強調されています。

そして、人類の将来を決定づける今後の 10 年、20 年に向けて、様々な主体の参加と合意によって、将来の社会のあり方についての意思決定がなされ、貧困対策、保健、安全保障、気候変動など、世界の重要課題への対応と生物多様性の問題が正しく関連付けられ、これらの取組の本流に生物多様性を位置づけることが必要だとされています。

その後、2020 年（令和 2 年）9 月に、生物多様性条約事務局により公表された『地球規模生物多様性概況第 5 版』（GBO5）²では、世界全体で 20 の目標の内、6 つの目標「目標 9（侵略的外来種の制御・根源）11（陸域の保護地域面積）16（名古屋議定書）17（生物多様性国家戦略の改定）19（関連知識・科学技術の向上）20（資金を顕著に増加）」は部分的に達成したが、完全に達成された目標はないという結果でした。達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していな

2 『地球規模生物多様性概況第 5 版』（GBO5）

これまでの GBO、各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」の達成状況について分析した報告書で、ポスト 2020 目標の検討プロセスに対して科学的な情報を提供する基礎資料となるものです。

かったことが指摘されました。

2050 年ビジョン「自然との共生」の達成は、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要とされています。

（２）我が国の動向

我が国は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて高度経済成長を成し遂げました。この間、国土のインフラ整備が進み、平野部では宅地等の都市的な土地利用が拡大し、食料自給率は 79%（1960 年度（昭和 35 年度））から 60%（1970 年度（昭和 45 年度））に低下しました。また、このような変化とあわせて、都市を中心に公害の発生が社会的な問題となりました。その後、開発等による土地利用の変化等は緩やかになりましたが、この 50 年で日本の生態系には様々な影響が生じました。

2010 年（平成 22 年）5 月に公表された生物多様性総合評価の結果、1950 年代後半から現在までの日本の生物多様性の変化は以下のとおり評価されています。

人間活動に伴う我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。

特に、陸水、沿岸・海洋、島嶼生態系における損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある。（島嶼とは、島が並んでいる集まり）

損失の要因としては、「第 1 の危機（人間活動や開発による危機）」による影響が最も大きい。現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第 2 の危機（人間活動の縮小による危機）」は、現在もなお増大している。「第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」のうち、特に外来種による影響が顕著である。「第 4 の危機（地球温暖化の危機）」は、特に一部の脆弱な生態系で影響が懸念されている。これらの危機に対して様々な対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用している我が国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できていない。

陸水、島嶼、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆的な変化を起こすなど、重大な損失に発展する恐れがある。

我が国も 1993 年（平成 5 年）に生物多様性条約を締結した後、「生物多様性国家戦略」を策定し国レベルでの様々な具体的取組を進めてきました。

2008 年（平成 20 年）には「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010 年（平成 22 年）は、「国際生物多様性年」であるとともに、10 月には COP10 が名古屋市で開催され、遺伝資源の利用から生まれた利益を提供国にも公平に配分するための国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されました。さらに COP10 で合意された「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」に対して、各地域において生物多様性保全活動が促進されることを目的に、「生物多様性地域連携促進法」が同年 12 月に制定されました。地域における多様な主体の有機的な連携による生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要であるため、本法は環境省や農林水産省、国土交通省等、幅広い分野が関

与した法律として策定されています。

また、COP10 や生物多様性に対する関心の高まり、「生物多様性地域連携促進法」、そして東日本大震災による復興の課題を踏まえ、農林水産省では「農林水産省生物多様性戦略」の見直しを行っています。見直しは以下のポイントで行われています。

- ・生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化の更なる推進
- ・「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10 の決議を踏まえた施策を推進
- ・生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
- ・甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

2012 年（平成 24 年）の COP11 において合意された、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローの資源動員に関する目標に対し、我が国も先進国として生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における生物多様性に関する取組に対して一層の支援を行っています。

なお、「生物多様性基本法」では、地方公共団体の責務（第 5 条）として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています（本市の対応については、110-118 ページ参照）。

- ・地域の生物多様性保全
- ・野生生物の種の多様性保全等
- ・外来生物等による被害の防止
- ・国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ・生物資源の適正な利用の推進
- ・生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- ・地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ・多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- ・調査等の推進

2022 年（令和 4 年）の COP15 において採択された 2030 年（令和 12 年）までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、我が国でも「生物多様性国家戦略」の見直しの検討を進め、2023 年（令和 5 年）3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

本戦略では、2030 年（令和 12 年）に向けた目標として、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を位置づけ、5 つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）を設定し、「30by30 目標」の達成等の取組により、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを目指しています。

5 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が一定規模以上の開発事業を行う際に、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作っていく仕組みです。

（１）「環境影響評価法」に基づく環境影響評価制度

環境アセスメントは 1969 年（昭和 44 年）にアメリカで初めて制度化され、その後世界各国で導入が進められてきました。

日本の環境アセスメント制度は、1972 年（昭和 47 年）に「各種公共事業にかかる環境保全対策について」が閣議了解されたことに始まります。その後、港湾や埋立て計画、発電所建設、新幹線敷設の事業についても、それぞれ導入が進められていきました。1981 年（昭和 56 年）には、統一的な制度の確立を目指して「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983 年（昭和 58 年）の衆議院解散に伴って廃案となりました。

廃案後、政府内の申合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984 年（昭和 59 年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました。また、各地方公共団体でも環境アセスメント条例や要綱の制定が進められ、環境アセスメントは社会の中に定着していきました。

その後、1993 年（平成 5 年）制定の「環境基本法」に環境アセスメントの推進が位置づけられたことで、制度の見直しが図られました。新しい環境政策の枠組に対応しつつ、諸外国の制度の長所も取り入れて、1997 年（平成 9 年）6 月に「環境影響評価法」が成立しました（1999 年（平成 11 年）完全施行）。

「環境影響評価法」の完全施行から 10 年が経過する頃には、環境政策の課題が多様化、複雑化する中で、生物多様性の保全など環境アセスメントが果たすべき役割にも変化が生じるようになりました。こうした状況を受けて、2011 年（平成 23 年）に「環境影響評価法」の改正が行われ、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等公表等の手続等が新設されました。

現在、「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、以下の 13 種類が該当します。

- 1．道路（高速自動車国道／首都高速道路等／一般国道／林道）
- 2．河川（ダム・堰／放水路・湖沼開発）
- 3．鉄道（新幹線鉄道／鉄道・軌道）
- 4．飛行場
- 5．発電所（水力／火力／地熱／原子力／風力）
- 6．廃棄物最終処分場
- 7．埋立て・干拓
- 8．土地区画整理事業
- 9．新住宅市街地開発事業
- 10．工業団地造成事業
- 11．新都市基盤整備事業
- 12．流通業務団地造成事業
- 13．宅地の造成の事業

また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

(2)「神奈川県環境影響評価条例」

全ての都道府県と多くの政令指定都市では、環境アセスメントに関する条例や要綱を制定しています。

地方公共団体が実施する環境アセスメント制度は、地域の環境保全のために重要な役割を果たしています。国が定めた「環境影響評価法」と比べて、法対象以外の事業種や小規模事業に対象の範囲を広げています。公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴のある内容となっています。

神奈川県では1980年(昭和55年)10月に「神奈川県環境影響評価条例」を定め、翌年7月より実施してきました。現在、条例の対象となる事業は以下28種類に及びます。

1. 道路の建設(高速自動車国道/自動車専用道路/農業用道路・林道/その他の道路)
2. 鉄道、軌道の建設 3. 鋼索鉄道、索道の建設 4. 操車場、検車場の建設
5. 飛行場の建設 6. 工場、事業場の建設
7. 電気工作物の建設(発電電気工作物<水力/火力/地熱/原子力/風力>/変電所/送電線)
8. 研究所の建設 9. 高層建築物の建設 10. 廃棄物処理施設の建設
11. 下水道終末処理場の建設 12. 都市公園の建設 13. 工業団地の造成
14. 研究所団地の造成 15. 流通団地の造成 16. ダムの建設 17. 取水堰の建設
18. 放水路の建設 19. 土石の採取 20. 発生土処分場の建設 21. 墓地、墓園の造成
22. 住宅団地の造成 23. 学校用地の造成 24. レクリエーション施設用地の造成
25. 浄水施設及び配水施設用地の造成 26. 土地区画整理事業 27. 公有水面の埋立て
28. 宅地の造成

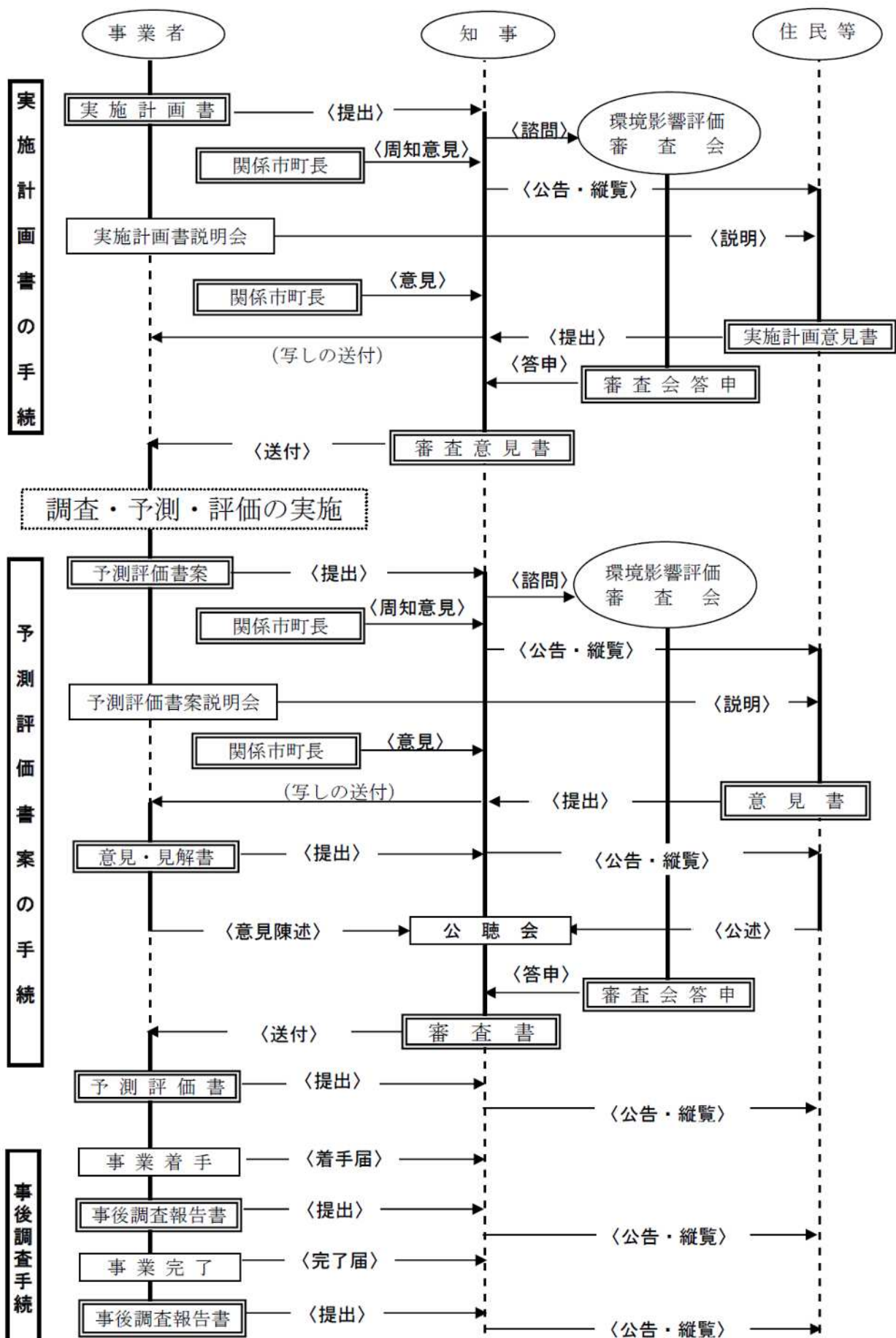
また事業者が調査・予測・評価を行う項目として、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全、地球の温暖化の防止、その他の環境保全上の見地から、以下20の評価項目を定めています(「神奈川県環境影響評価条例施行規則」第3条)。

1. 大気汚染 2. 水質汚濁 3. 土壌汚染 4. 騒音・低周波音 5. 振動
6. 地盤沈下 7. 悪臭 8. 廃棄物・発生土 9. 電波障害 10. 日照障害
11. 気象 12. 水象 13. 地象 14. 植物・動物・生態系 15. 文化財
16. 景観 17. レクリエーション資源 18. 温室効果ガス 19. 地域分断 20. 安全

事業者はこうした評価項目に基づいて調査・予測・評価を行い、県知事は対象事業が影響を及ぼす範囲にある市町村に対して、事業者の評価の実施方法、評価内容などへの意見を求めます(「神奈川県環境影響評価条例」に基づく主な手続きについては翌ページを参照)。

神奈川県で環境アセスメントの手続を行った事業のうち、近年本市に関連したものはありません。

【神奈川県環境影響評価条例に基づく主な手続きフロー】



6 地球温暖化対策

(1) 国際的な動向

「気候変動枠組条約」と締約国会議（COP）

国連は 1974 年（昭和 49 年）地球の気候変化が目立つようになってきたことから、世界気象機関（WMO）に対して地球気候変動の研究推進を要請しました。そこで世界気象機関が中心となって、地球の気候変動問題に焦点を絞った初めの大規模国際会議が開かれることになり、1979 年（昭和 54 年）にスイスのジュネーヴで第 1 回世界気候会議が開催されました。その後、世界気候会議は 1990 年（平成 2 年）に第 2 回、2009 年（平成 21 年）に第 3 回と開かれています。

1990 年（平成 2 年）の第 2 回世界気候会議では、各国が協力して地球温暖化防止に取り組むことへの合意宣言が出されました。これを受けて国連は、気候変動枠組条約を作ることを決議します。1992 年（平成 4 年）5 月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」）が採択され、1994 年（平成 6 年）3 月に発効されました。日本は 1993 年（平成 5 年）5 月に条約を批准しました。「気候変動枠組条約」の締約国は、1995 年（平成 7 年）から毎年、締約国会議（COP）を開催しています。

地球温暖化防止のための国際的な枠組として誕生した「気候変動枠組条約」では、究極的な目的として「自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの大気中濃度を安定させること」を掲げています。そのような水準とは、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、持続可能な経済発展を保ちながら達成されるべきものを指しています。

京都議定書

1997 年（平成 9 年）12 月、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が京都で開かれ、温室効果ガスの排出量について、法的拘束力をもつ先進国の削減約束を盛り込んだ「京都議定書」が全会一致で採択され、2005 年（平成 17 年）2 月 16 日に発効されました。なお、当時最大の温室効果ガス排出国であったアメリカは参加しませんでした。

京都議定書では、第一約束期間の 2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）までの間に、先進国全体の温室効果ガス 6 種（二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）の排出量 5%（1990 年（平成 2 年）比）を削減するという目標が掲げられました。その上で各国別に、日本 6%、EU 加盟国全体で 8%といった削減割合が課されました。中国やインドなどの途上国に対しては数値目標による削減義務は課されませんが、先進国に対して法的拘束力のある具体的な数値約束が初めて取り決められたという点で、京都議定書は大変画期的であったと言えます。

京都議定書発効後の国際交渉

2010 年（平成 22 年）にメキシコのカンクンで開催された COP16 では、京都議定書第一約束期間が終了した後（2013 年（平成 25 年）以降）の国際枠組の基盤となる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組の中に位置づけられました。しかしながら、カンクン合意は、法的な合意ではない COP 決定にとどまること、先進国・途上国の対応の差異が明確であること、2020 年（令和 2 年）までの枠組であることから、それに続く法的な国際枠組が必要とされました。

2011 年（平成 23 年）に南アフリカのダーバンで開かれた COP17 では、将来の温室効果ガス排出削減の枠組について、遅くとも 2015 年（平成 27 年）までに法的拘束力をもつ削減約束などの合意を取りまとめ、2020 年（令和 2 年）に議定書を発効させて実施に移すという道筋が決定されました。

2013 年（平成 25 年）にポーランドのワルシャワで開催された COP19 では、条約を締約する全ての国が参加する仕組みを COP21 で実現させるため、全ての国に対し、「自国が決定する貢献案」（intended nationally determined contributions、以下、INDC）のための国内準備を開始し COP21 に十分先立ち INDC を示すことが要請されました。2014 年（平成 26 年）にペルーのリマで開催された COP20 では、COP21 に先立ち、INDC を提出する際に示す情報（事前情報）等を定めた「気候行動のためのリマ声明」が採択されました。

パリ協定をめぐる国際交渉

2015 年（平成 27 年）のフランスのパリで開催された COP21 では、2020 年（令和 2 年）以降の地球温暖化防止の新たな枠組となる「パリ協定」が採択されました。そして、採択から 1 年にも満たない 2016 年（平成 28 年）11 月 4 日に発効されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 より十分下方に抑えるとともに、1.5 に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。また、先進国と途上国という二分論を超え、全ての国に 5 年ごとの削減目標・行動の提出と更新が義務付けられるなど、気候変動対策の国際枠組として新たなステージを切り開くものとなりました。

京都議定書では一部先進国の参加にとどまっていたが、パリ協定では全ての国に適用される長期目標が明記され、その長期目標の達成に向けて世界が協力して包括的に気候変動対策を推進する方向性が規定されました。また、5 年ごとに提出・更新する削減目標は、従前の目標より前進させることも規定されました。これらは今までにない特徴であり、今後数十年にわたる社会経済活動の方向性を根本的に変える性質を有しており、パリ協定は世界の気候変動対策の転換点・脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点と言えます。

2016 年（平成 28 年）にモロッコのマラケシュで開催された COP22 では、引き続き全ての国が関与する形でパリ協定の実施指針などの交渉を行うことが確認され、採択の期限が 2018 年（平成 30 年）に決まりました。このように、地球温暖化防止に向けた機運が高まる中、2017 年（平成 29 年）6 月に、アメリカがパリ協定を脱退する方針を表明しました。世界第 2 位の温室効果ガス排出国であるアメリカのこの方針は、気候変動に対する国際的な取組を後退させかねないものであり、パリ協定の形骸化が危惧されました。それに対し、同年 7 月にドイツのハンブルグで開かれた 20 カ国・地域（G20）首脳会議においてアメリカを除く各国が「パリ協定は撤回できない」と宣言するなど、パリ協定の履行のため各国は連帯し、地球温暖化対策に取り組んでいく姿勢を示しました。

2017 年（平成 29 年）にドイツのボンで開催された COP23 では、2018 年（平成 30 年）1 月から開始されるタラノア対話（世界全体の排出削減の状況を把握し意欲（ambition）を向上させるための対話）の基本設計が提示されました。2018 年（平成 30 年）にポーランドのカトヴィツェで開催された COP24 では、2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けて、全ての国に共通に適用される「パリ協定実施指針」が採択されました。2019 年（令和元年）にスペインのマドリードで開催された COP25 では、市場メカニズムの実施方針の交渉が 1 つの焦点となりましたが、全ての論点について完全に合意するには至りませんでした。2020 年（令和 2 年）にイギリスのグラスゴーで開催される予定であった COP26 は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2021 年（令和 3 年）に延期となりました。

2021 年（令和 3 年）2 月にアメリカがパリ協定に復帰しました。同年 8 月にイギリスのグラスゴーで開催された COP26 では、1.5℃ 目標に向かって努力すること、今後 10 年間ににおける緩和・適応等に関連する行動強化の緊急性、適応策を地方・国・地域の計画に更に統合すること、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の遡減と非効率な化石燃料補助金の段階的廃止に向けた努力の加速などに言及した「グラスゴー気候合意」が採択されました。また、パリ協定第 6 条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、「パリ協定実施指針」が完成しました。

2022 年（令和 4 年）11 月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された COP27 では、「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。緩和分野においては、2030 年（令和 12 年）までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定されました。また、ロス＆ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）支援のための措置を講じること及びその一環としてロス＆ダメージ基金（仮称）を設置することが決定されました。

地球温暖化の現況と今後の見通し

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然や社会経済への影響、気候変動に対する対策などに関する最新の研究成果に対して評価を行っている政府間機構です。1988 年（昭和 63 年）に WMO と国連環境計画（UNEP）のもとで設置されました。IPCC は、世界に向けて正確でバランスのとれた情報を発信して、「気候変動枠組条約」の活動を支援してきました。その報告書は、世界各国の政策に対して強い影響を与えています。

IPCC では、1990 年（平成 2 年）に「第 1 次評価報告書」を公表して以来、5～7 年おきに評価報告書を作成してきました。2023 年（令和 5 年）3 月に公表された「第 6 次評価報告書統合報告書」に従えば、地球温暖化の現況と今後の見通しは、次の表のようにまとめられます。

地球温暖化の現況と今後の見通し

1. 現状と傾向	・人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない。 ・大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端減少に影響を及ぼしている。 ・適応の計画と実施は進展しているにもかかわらず、適応のギャップが存在し、現在の適応の実施の速度では今後も拡大し続ける。 ・2021 年 10 月までに発表された「国が決定する貢献（NDCs）」によって示唆される 2030 年の世界全体の GHG 排出量では、温暖化が 21 世紀の間に 1.5℃ を超える可能性が高く、温暖化を 2℃ より低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。
2. 将来の気候変動、リスク、及び長期的な応答	・継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が短期のうちに 1.5℃ に到達する。 ・将来変化の一部は不可避かつ／又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。 ・地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。 ・人為的な地球温暖化を抑制するには、CO₂ 排出量正味ゼロが必要である。温暖化を 1.5℃ 又は 2℃ に抑制しうるかは、主に CO₂ 排出量正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
3. 短期的な応答	・気候変動は人間の幸福と惑星の健康に対する脅威である。全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機械の窓が急速に閉じている。

「IPCC AR6/SYR SPM 暫定訳（文科省、経産省、気象庁、環境省）」を基に作成

「気候変動枠組条約」からの招請により、2018 年（平成 30 年）10 月に「1.5 特別報告書」¹が公表されました。この報告書では、現在と 1.5℃ 上昇との間、及び 1.5℃ と 2℃ 上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあること、気温上昇を約 1.5℃ に抑えるためには、2030 年（令和 12 年）までに 2010 年（平成 22 年）比で世界全体の CO₂ 排出量を約 45%削減することが必要であることなどが示されています。また、気候変動に関する海洋等に対する国際的な関心が高まっていることなどを踏まえ、2019 年（令和元年）9 月には、IPCC として初めて海洋や雪氷圏を主要なテーマとして取り上げた「海洋・雪氷圏特別報告書」²が公表されました。

海外の都市を中心に、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う取組が広がっています。また、若者を中心に気候変動対策を求める学校ストライキ、Fridays For Future（未来のための金曜日）と呼ばれる取組も全世界に広がっています。地球温暖化が一因とされる近年の気象災害の激甚化など、気候変動問題はもはや単なる「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われています。2023 年（令和 5 年）7 月には、アントニオ・グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した。」と、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。

- 1 「1.5℃ の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃ の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」
- 2 「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」

（２）日本の動向

国際的な動向を踏まえた地球温暖化対策

日本で地球温暖化対策が推進されるようになった 1 つの契機は、1990 年（平成 2 年）に地球環境保全に関する閣僚会議で採択された「地球温暖化防止行動計画」でした。この計画では、2000 年（平成 12 年）までに、一人当たりの二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルで安定化させるという目標が立てられました。

その後、1997 年（平成 9 年）の京都議定書の採択を受けて、1998 年（平成 10 年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）が制定されました。「温対法」では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の温暖化対策実行計画の策定などが規定され、地球温暖化対策推進本部（以下、本部）が内閣に設置されました。2008 年（平成 20 年）6 月の改定により、都道府県、政令市、中核市、特例市は「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務付けられました。これを受けて本市では、2011 年（平成 23 年）3 月に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画は概ね 3 年ごとに見直しが行われ、2017 年（平成 29 年）3 月に第 2 次改定を行いました。

2008 年（平成 20 年）7 月には「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガス排出量を現状から 60～80%削減するという長期目標が掲げられました。続いて 2009 年（平成 21 年）9 月の国連気候変動首脳会合（気候サミット）で、「温室効果ガス排出量を 2020 年（令和 2 年）までに 1990 年（平成 2 年）比で 25%削減する」という中期目標が表明されました。

その後、2011 年（平成 23 年）3 月の東日本大震災の影響を受けて、日本のエネルギーをめぐる状況は一転しました。この状況に対応するため、2013 年（平成 25 年）3 月、本部は「当面の地球温暖化対策に関する方針」を発表し、同年の COP19 において、日本は 2020 年（令和 2 年）までの削減目標を新たに 2005 年（平成 17 年）比 - 3.8%とすることを表明しました。2015 年（平成 27 年）7

月、本部は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、日本は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標として、温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で - 26.0%（2005 年度（平成 17 年度）比で - 25.4%）の水準にすることを掲げました。

また、本部は同年 12 月に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、日本の約束草案とパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」や「政府実行計画」の策定、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の強化などを進めていくことになりました。2016 年（平成 28 年）5 月には「温対法」が改正され、COOL CHOICE の一層の強化・実施が進められています。本市も COOL CHOICE に賛同し、その取組として夏期の COOL BIZ（クールビズ）や冬期の WARM BIZ（ウォームビズ）などを推進しています。更に COOL CHOICE を推進していくため、2018 年（平成 30 年）5 月に COOL CHOICE の推進宣言をしました（本市の 2022 年度（令和 4 年度）の取組については、193 ページ参照）。

2016 年（平成 28 年）5 月には「地球温暖化対策計画」が策定され、上記の中期削減目標に加え、長期的目標として、2050 年（令和 32 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられました。さらに、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、政府は、2019 年（令和元年）6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。長期的なビジョンに「脱炭素社会」が据えられ、その早期の実現が目指されています。そして、2020 年（令和 2 年）3 月に「日本の NDC（国が決定する貢献）」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。

世界的に「気候非常事態宣言」を行う取組が広がる中、環境省は、同年 6 月に「気候危機」を宣言しました。10 月には、菅首相（当時）が「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、11 月には、衆議院・参議院両本会議において「気候非常事態宣言」が全会一致で可決、採択されました。本市も、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

2021 年（令和 3 年）5 月には、「温対法」が改正され、「2050 年カーボンニュートラル」の実現が「温対法」に明記されました。10 月には、「地球温暖化対策計画」が 5 年ぶりに改訂され、「中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが掲げられました。そして、この新たな 2030 年度削減目標を記載した「日本の NDC（国が決定する貢献）」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、新たな「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。また、同月、「第 6 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、「2050 年カーボンニュートラル」、2030 年度（令和 12 年度）の新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

脱炭素社会の実現に向け、2020 年（令和 4 年）10 月には、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新たに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動」（仮称）が開始されました。この新しい国民運動の愛称は、2023 年（令和 5 年）7 月に「デコ活」に決定され、8 月には環境省をはじめ 259 の企業、自治体、団体が「デコ活宣言」を行いました。本市も「デコ活」に賛同し、「デコ活宣言」を行いました。また、2021 年（令和 3 年）6 月には、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が策定され、2030 年度（令和 12 年度）までに少なくとも少なくとも 100 ヲ所の「脱炭素先行地域」をつくること目指されています。2022 年度（令和 4 年度）は 2 回選定が行われ、46 の地域が選定されました。

一方、政府は地球温暖化による社会や経済への様々な悪影響を最小限に抑えるため、2015年（平成27年）11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。また、地方公共団体や民間事業者の適応の取組をサポートする情報基盤として、2016年（平成28年）8月に「気候変動適応情報プラットフォーム」を設置しました。

2018年（平成30年）6月には、「気候変動適応法」が成立しました（同年12月施行）。気候変動の影響はすでに顕在化しており、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減対策という緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策という適応策の重要性が一層増えています。「気候変動適応法」の成立により、適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。そして、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。2023年（令和5年）4月には、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が成立し、5月に「熱中症対策実行計画」及び「気候変動適応計画」の一部変更が閣議決定されました。

地球温暖化対策の現況

これまで、2016年（平成28年）に策定された「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する様々な対策・施策が進められてきました。2016年（平成28年）から、地球温暖化対策・施策について、本部によりその進捗状況の点検が行われていましたが、2018年（平成30年）からは、「地球温暖化対策計画」に基づき、進捗状況の点検が行われることになりました。そして、その結果を踏まえて、3年ごとに計画の見直しが検討されることになっています。

2021年（令和3年）に改訂された「地球温暖化対策計画」では、2030年度（令和12年度）の中期目標が2013年度（平成25年度）比 - 26.0%から - 46%に引き上げられたことを踏まえ、温室効果ガス別その他区分ごとの排出抑制に関する目標も更新されました。日本の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については2013年度（平成25年度）比 - 45%、部門ごとでは、産業部門で - 38%、業務その他部門で - 51%、家庭部門で - 66%、運輸部門で - 35%、エネルギー転換部門で - 47%の水準にすることが目指されています。非エネルギー起源二酸化炭素については - 15%、メタンについては - 11%、一酸化二窒素については - 17%、代替フロン等4ガスについては - 44%の水準にすることが目標・目安として設定されています。また、温室効果ガス吸収源として、2030年度（令和12年度）において、森林吸収源により約3,800万 t-CO₂の吸収量を、都市緑化等の推進などにより約970万 t-CO₂の吸収量を確保することとされています。さらに、二国間クレジット制度により、2030年度（令和12年度）までの累積で、1億 t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することとされています。

2021年度（令和3年度）の日本の温室効果ガスの総排出量は約11億7,000万 t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）比で16.9%減少しましたが、前年度比では2.0%増加しました。増加した要因としては、コロナ禍からの経済回復によるエネルギー消費量の増加などが考えられます。

温室効果ガスのガス別・部門別の排出量については、次のとおりです。エネルギー起源二酸化炭素は2013年度（平成25年度）比で20.0%減少しました。部門別では、産業部門は19.5%、業務その他部門は19.8%、家庭部門は24.8%、運輸部門は17.6%、エネルギー転換部門（電気熱配分統計誤差を除く）は15.7%減少しました。非エネルギー起源二酸化炭素は7.7%、メタンは6.1%、一酸化二窒素は11.1%減少しましたが、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）は51.2%増加しました。

7 持続可能な開発目標 (SDGs)

(1) 持続可能な開発

1960年代から先進国を中心に公害などの環境問題が顕在化する一方、開発途上国では貧困などが大きな問題となっていました。こうした中、1972年(昭和47年)にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択されたストックホルム宣言で、経済や社会の発展のためには環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示されました。そして、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」が1987年(昭和62年)に報告した「我ら共有の未来(Our Common Future)」により、「持続可能な開発」(Sustainable Development、以下、SD)という概念が一般に定着するようになりました。

これらの動きを踏まえ、1992年(平成4年)6月にブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催されました。地球サミットでは、SDを実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ21」などが採択され、今日に至る地球環境の保護やSDの考え方に大きな影響を与えました。地球サミットから20年に当たる2012年(平成24年)には、国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、地球環境の保護とSDに対する国際的な議論が進められてきました。

(2) 持続可能な開発目標と環境

2015年(平成27年)9月に、ニューヨーク国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。2030アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、SDGs)が掲げられました。SDGsは、2000年(平成12年)に国連で採択された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals)で残された課題と、リオ+20で議論された深刻化する環境課題など17の目標と169のターゲットから構成されます。SDの促進は地球環境への取組と表裏一体のものであり、17の目標全てが直接、間接的に環境と関わりがあります。

また、SDGsは、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」であることや、社会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考えに基づくという特徴を持っています。こうした特徴を持つ、世界が将来を共有する目標としてのSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要となってきて



います。

日本でも、2016 年（平成 28 年）5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年 12 月に、同本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。2017 年（平成 29 年）6 月には、「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」が設置され、自治体レベルで SDGs に取り組むための方策の検討が行われています。2019 年（令和元年）12 月には、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が改定され、2023 年（令和 5 年）3 月には、「SDGs アクションプラン 2023」が決定されました。2023 年度（令和 5 年度）は「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の改定が予定されています。

2018 年（平成 30 年）4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方も活用しながら、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」「国土のストックとしての価値の向上」「健康で心豊かな暮らしの実現」など分野横断的な 6 つの重点戦略が設定されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」という考え方が新たに提唱されました。同年 6 月には、環境省が SDGs に係る取組の進展に寄与することなどを目的として、全ての企業が持続的に発展するための SDGs の活用ガイド「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」を作成しました。2019 年度（令和元年度）から、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」が実施され、地域循環共生圏のビジョンづくりが行われるなど、SDGs の普及が進められています。「第五次環境基本計画」では、策定後 5 年程度が経過した時点をめどに計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが規定されており、2022 年（令和 4 年）12 月から 2023 年（令和 5 年）3 月の期間に 4 回、「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」が開催されました。2023 年度（令和 5 年度）からは、中央環境審議会において、「第六次環境基本計画」策定の議論が始められる見込みです。

また、2018 年度（平成 30 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）にかけて、内閣府が地方公共団体（都道府県及び市区町村）による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を SDGs 未来都市として計 154 都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体 SDGs モデル事業として計 50 事業選定しました。2024 年度（令和 6 年度）までに SDGs 未来都市を累計 210 選定することが目指されています。2021 年度（令和 3 年度）には、地方公共団体が広域で連携し、SDGs の理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携 SDGs モデル事業」として選定、支援が開始されました。さらに、官民連携の促進を目的として「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」の主催、支援が実施されています。

2021 年（令和 3 年）6 月には、日本のこれまでの SDGs の取組についての進捗を評価した、「2030 アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー 2021～ポスト・コロナ時代の SDGs 達成に向けて～」が作成されました。自発的国家レビューは 4 年ぶり 2 回目の作成となります。前回作成時の 2017 年（平成 29 年）では、SDGs に取り組む地方公共団体の割合は 1%でしたが、2020 年（令和 2 年）には 39.7%となっています。政府は、2024 年度（令和 6 年度）末までにこの割合を 60%にすべく取組を進めています。

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

「 達成指標に対する本年度の状況 」 の表記について

本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。

「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続き取組を進めている状況を示しています（「「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」達成指標に対する状況一覧」は資料編 248-251 ページ参照）。

第 2 部 藤沢市の環境の現況と取組

環境像 1

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

1 大気の保全

環境目標 1 - 1

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
大気汚染に係る環境基準の達成	光化学オキシダントが一部未達成となっており、全国でも 0.2% (2/1,180 局) と極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。	一部未達成 ¹	一部未達成 ¹	一部未達成	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	平成 19 年度以降は環境基準の達成を継続しています。	達成	達成	達成	達成 ²
ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成	調査開始以来環境基準については達成を継続しています (隔年調査)	達成	達成	達成	達成
微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準の達成	平成 27 年度以降は環境基準の達成を継続しています。	達成	達成	達成	達成

1 監視対象 5 物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全 4 局で未達成。

2 2020 年度 (令和 2 年度) 時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 大気の保全状況の監視

大気汚染常時監視測定

<内 容>

「大気汚染防止法等」に基づき、藤沢市役所、湘南台小学校、御所見小学校及び明治市民センターの一般環境大気測定局と藤沢橋の自動車排出ガス測定局から、テレメータシステムによって大気測定データを収集し、大気の汚染状況を把握しました。

<効 果>

令和 4 年度においても常時監視をすることにより、大気汚染の把握ができ、光化学スモッグ注意報に関する発令情報等に備えることができました。また、ホームページに速報値を掲載し、情報を提供することができました。

令和 4 年度の環境基準適合状況については以下のとおりです。

ア 環境基準の評価方法

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価が定められています。

大気汚染物質の環境基準

二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下。かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下。かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下。

(ア) 短期的評価

測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価します。

(イ) 長期的評価

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の 1 日平均値のうち、高いほうから 2% の範囲にあるもの (365 日分の測定がある場合は、7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (年間 2% 除外値) を環境基準と比較して評価します。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの (年間 98% 値) を環境基準と比較して評価します。

微小粒子状物質 (PM2.5)

1 年平均値を環境基準と比較して評価します。

イ 適合状況

(ア) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(イ) 一酸化炭素

測定している全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(ウ) 浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(エ) 二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

(オ) 光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

(カ) 微小粒子状物質（PM2.5）

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

令和 4 年度 大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

項目 \ 測定局		一般環境大気測定局				自動排出 ガス測定局
		藤沢 市役所	湘南台 小学校	御所見 小学校	明治市民 センター	藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	
	年間 2% 除外値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	
一酸化炭素	年平均値 (ppm)	0.3				0.3
	年間 2% 除外値 (ppm)	0.5				0.5
	環境基準 (長期的評価)	○				○
	環境基準 (短期的評価)	○				○
浮遊粒子状 物質	年平均値 (mg/m ³)	0.011	0.013	0.012	0.014	0.013
	年間 2% 除外値 (mg/m ³)	0.022	0.027	0.026	0.030	0.026
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.010	0.011	0.012	0.010	0.012
	年間 98% 値 (ppm)	0.026	0.027	0.027	0.025	0.026
	環境基準	○	○	○	○	○
光化学オキ シダント	昼間の 1 時間平均値 (ppm)	0.034	0.032	0.030	0.033	
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.102	0.095	0.095	0.101	
	環境基準 (短期的評価)	×	×	×	×	
微小粒子状 物質 (PM2.5)	年平均値 (μg/m ³)	7.5	7.1	8.3	8.3	8.7
	1 日平均値の年間 98% 値 (μg/m ³)	15.4	16.3	19.0	17.1	18.3
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○

備考：この表中○は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していることを示す。×は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していないことを示す。昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を指す。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目 \ 測定局名 年度	藤沢市役所				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011
二酸化窒素(ppm)	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	12.4	9.8	9.6	8.3	7.5

測定項目	測定局名	湘南台小学校				
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.017	0.015	0.014	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)		0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)		9.4	8.4	7.7	7.0	7.1

測定項目	測定局名	御所見小学校				
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.018	0.016	0.012	0.011	0.012
二酸化窒素(ppm)		0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)		10.5	8.4	8.7	8.1	8.3

測定項目	測定局名	明治市民センター				
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.020	0.017	0.016	0.014	0.014
二酸化窒素(ppm)		0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)		11.1	9.6	9.5	8.5	8.7

光化学スモッグ注意報発令回数

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発令回数（湘南地域）	1	1	0	2	0

大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）（年平均値）

測定項目 \ 測定局名 年度	藤沢橋				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.019	0.017	0.014	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
微小粒子状物質 (PM2.5)($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	12.8	10.4	9.8	8.6	8.7

【 市内大気測定局 】



藤沢橋局（自動車排出ガス測定局）



湘南台小学校局



藤沢市役所局



明治市民センター局



御所見小学校局



藤沢橋局 一酸化炭素計、
浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
微小粒子状物質(PM2.5)計

簡易法による二酸化窒素の環境調査

< 内 容 >

分子拡散法による二酸化窒素の調査を市内 22 地点で実施しました。

< 効 果 >

令和 4 年度においても常時監視データとの比較により市内の二酸化窒素濃度を把握しました。前年度と比較し、全ての測定地点で大幅な変化はありませんでした。

令和 4 年度 二酸化窒素簡易測定結果

単位：ppm

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	11	辻堂市民センター	13
片瀬市民センター	10	下藤が谷ポンプ場	10
明治市民センター	11	荻田出張所	12
中里市民の家	10	石名坂環境事業所	12
遠藤市民センター	11	湘南大庭市民センター	11
長後市民センター	12	しぶやがはら保育園	11
六会市民センター	11	リサイクルプラザ藤沢	16
辻堂青少年会館	12	善行中学校	10
江の島サムエル・コッキング苑	8	藤沢橋	14
村岡公民館	11	湘南台小学校	11
片瀬中学校	11	御所見小学校	13
		市内 22 地点の平均	11

公害関係分析事業

大気関係

< 内 容 >

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数 延べ 532 検体

< 効 果 >

令和 4 年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

有害大気汚染物質調査

< 内 容 >

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について調査を実施しました。

< 効 果 >

令和 4 年度調査結果においては、環境基準の設定されている 4 項目(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)について、3 地点全てで環境基準を達成していました。



【有害大気汚染物質 モニタリング調査風景】

また、評価に当たっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成 15 年 9 月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の 4 項目、平成 18 年 12 月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 3 項目、平成 22 年 10 月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、平成 26 年 4 月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和 2 年 8 月に塩化メチル、アセトアルデヒドの 2 項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値（指針値）として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。

令和 4 年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 年平均値

単位：μg/m³ ニッケル・ベンゾ[a]ピレンは ng/m³

測定項目	測定地点 藤沢市役所 （一般環境）	御所見小学校 （一般環境）	藤沢橋 （沿道）	環境基準 （年平均値）
アクリロニトリル	0.034	0.080	-	2（指針値）
塩化ビニルモノマー	0.028	0.039	-	10（指針値）
塩化メチル	1.2	1.2	-	-
クロロホルム	0.19	0.20	-	18（指針値）
1,2-ジクロロエタン	0.10	0.12	-	1.6（指針値）
ジクロロメタン	1.9	1.5	-	150 以下
テトラクロロエチレン	0.077	0.11	-	200 以下
トリクロロエチレン	0.33	0.46	-	130 以下
1,3-ブタジエン	0.054	0.11	0.084	2.5（指針値）
ベンゼン	0.70	1.3	0.98	3 以下
トルエン	4.2	5.2	7.8	-
アセトアルデヒド	2.4	3.8	2.5	-
ホルムアルデヒド	2.7	2.8	2.6	-
ニッケル化合物	2.1	3.8	-	25（指針値）
ヒ素及びその化合物	0.65	0.52	-	6（指針値）
ベリリウム及びその化合物	0.012	0.019	-	-
マンガン及びその化合物	20	33	-	140（指針値）
クロム及びその化合物	3.8	8.8	-	-
水銀及びその化合物	1.9	2.1	-	40（指針値）
ベンゾ[a]ピレン	0.19	0.45	0.22	-
酸化エチレン	0.066	0.061	-	0.092（指針値）

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 として計算。

ダイオキシン類環境調査結果

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の実定計画において隔年調査となったため、令和 4 年度については実施していません。

ダイオキシン類環境調査結果（大気） 経年変化

単位：pg-TEQ/m³

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	環境基準 (基準値)
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.011	0.013	0.012	0.031	—	0.6
御所見小学校（県調査）	0.021	0.023	0.024	0.019	—	

本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

<内 容>

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和 4 年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

<効 果>

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、143 ページ参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果

単位：pg-TEQ/m³

	環境基準 (基準値)	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（工場棟屋上）	0.6	0.015	令和 4 年 10～11 月
北部環境事業所（放流槽横）		0.0078	令和 4 年 6 月

毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の 2 分の 1 の値を用いる。

（２）固定発生源への対策

公害関係法令に基づく管理

ア 「大気汚染防止法」

「地方自治法」第 153 条第 2 項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成 6 年 4 月 1 日に「大気汚染防止法」の第 31 条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は 113 事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は 2 事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は 4 事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は 3 事業場となっています（特定粉じん発生施設はありません）。令和 4 年度に受理した届出数は 51 件で、内訳は以下のとおりです。

令和 4 年度 「大気汚染防止法」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
6 条	ばい煙発生施設の設置	4
8 条	ばい煙発生施設の変更	0
10 条	6 条に係る期間短縮	4
	8 条に係る期間短縮	0
11 条	氏名等変更	12
	ばい煙発生施設の廃止	1
12 条	承継	0
17 条の 13	氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設）	1
18 条の 13	氏名等変更（一般粉じん発生施設）	1
18 条の 17	特定粉じん排出等作業の実施	12
27 条	「大気汚染防止法」に基づく通知（「電気事業法」）	16
計		51
ばい煙発生施設設置工場・事業場		113
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

特定粉じん発生施設はなし。

イ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市には、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第 153 条第 2 項に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は 34 事業場となっています。令和 4 年度に受理した届出数は 8 件で、内訳は以下のとおりです。

令和 4 年度「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」届出件数

単位：件

届 出 状 況	件 数
公害防止統括者	5
大気関係公害防止管理者	1
水質関係公害防止管理者	2
騒音・振動関係公害防止管理者	0
粉じん関係公害防止管理者	0
計	8
特定工場数	34

工場・事業場の立入調査

< 内 容 >

工場・事業場に立入調査を実施し、ばい煙測定結果等の関係書類の検査及びばい煙発生施設の稼働状況等の調査・指導等を行いました。

< 効 果 >

令和 4 年度の立入調査結果では、違反工場・事業場はありませんでしたが、引き続き施設の良好

な維持管理を実施するよう指導を行いました。

公害苦情相談

令和４年度の苦情受付総件数は 268 件で、苦情の種類別では建設作業などの騒音に関する苦情が 112 件（42％）と最も多く、次いで野焼きなどの大気に関する苦情が 99 件（37％）、飲食店からのにおいなど悪臭に関する苦情が 29 件（11％）となっています。

年度別苦情受付件数					単位：件
年度 種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大気汚染	97	116	145	123	99
水質汚濁	0	2	1	1	2
土壌汚染	0	5	6	1	0
騒音	66	106	119	134	112
振動	8	14	13	23	20
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	18	17	31	29	29
その他	1	2	3	7	6
合計	190	262	318	318	268

野焼き行為の防止

野焼き（屋外における焼却）行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。家庭から出る落ち葉や紙などのごみは、庭先での野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却をやめ、正しく分別してごみ収集に出すように、ホームページなどで呼びかけています。

法令に適さない焼却炉での焼却行為や野焼きは、環境汚染につながるという見方が一般的に定着し、行為者も行政指導に一定の理解を示すようになりました。

法律違反となる野焼き行為には厳しく対処するなど、今後も野焼き行為の防止に努めます。

屋外焼却行為(野焼き)は法律や条例で禁止されています

窓が開けられない！

子供の健康が心配

火事が心配

洗濯物に灰やにおいが付く

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で、焼却炉は厳しい構造基準が定められており、特に屋外での焼却行為(野焼き)は禁止(一部例外※)を除いてされています。

(※) 農家の農作業に伴う焼却などは例外的に認められていますが、周辺の方に配慮し、風向き、時間帯、燃やす量に注意して行ってください。

お問い合わせ先：藤沢市環境部環境保全課 0466-25-1111 (内3131)

廃棄物は許可を受けた専門業者に委託するなどして、適正に処理をしてください。

一般廃棄物の処理や処分に関心がある方は、→
藤沢市 環境部 環境保全課 0466-25-1111 (内3132)

産業廃棄物の処理や処分に関心がある方は、→
神奈川県 湘南地域環境政策センター 環境部 環境保全課 0463-22-2711 (代談)

産業廃棄物の処理を委託される場合の許可業者の問い合わせについては、→
(公社)神奈川県産業資源協会の 045-681-2989

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物のこと(例：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど)

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物のこと

～ 屋外焼却禁止の根拠法令 ～

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第16条の2(焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物の処理法、第81条の2(焼却)一般廃棄物の処理法、産業廃棄物の処理法又は特別管理産業廃棄物の処理法に於て行う廃棄物の焼却
- 2 老朽の若しくはこれに著しく劣化した廃棄物の焼却
- 3 公衆衛生上又は社会の情勢上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として法令で定めるもの

第26条

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)

第14条(焼却禁止の例外的な廃棄物の焼却)

法律第16条の2第3号の法令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、事故等その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

(屋外における焼却の制限)

第40条 何人も、焼却炉の焼却炉は要員を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない。次に掲げる焼却については、この限りでない。

- (1) 規則で定める焼却施設を用いる焼却
- (2) 地域的慣習による焼却に伴う焼却その他の規則で定める焼却施設に定める物の焼却に際して
- (3) 前項第2号の焼却を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。
- (4) 知事は、第1項の規定に違反して焼却を行っている者に対し、焼却の中止を命ずることができる。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第50条の規定による命令に違反した者

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(抜粋)

(屋外における焼却の制限)

第41条 各第40条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 木材(炭化木及び木の枝を含む。)
- (4) 油圧油、鉱油及び有機溶剤を含む。
- (5) 布
- (6) 紙
- (7) 条例第49条第1項に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の2の規則基準に適合する焼却施設とする。
- (8) 条例第49条第1項に規定する規則で定める焼却は、次に掲げる焼却とする。

- (1) 農林業者(日本農業従事者法で定める農業、林業、管理、焼却炉設置等を行う事業所(01 農業)(園芸サービス業に属するものに限る。))及び園芸サービス業を営む者が、自己の農業又は林業の作業に伴う焼却であって軽微なもの
- (2) 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- (4) 地域的慣習による焼却に伴う焼却
- (5) 焼却炉に伴う焼却
- (6) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

お問い合わせ先：藤沢市環境部環境保全課 0466-25-1111 (内3131)

【野焼き行為の防止を呼び掛けるチラシ】

化学物質の大気環境調査

<内 容>

市内における化学物質の大気環境調査を行いました。

<効 果>

令和4年度において、藤沢市役所で調査を実施した結果は、以下のとおりです。

市で調査した物質については、全国調査の検出範囲内でした。

令和 4 年度 化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m³

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
o-キシレン	240	330 ~ 9500
m, p-キシレン	640	550 ~ 35000
スチレン	50	ND ~ 4500
エチルベンゼン	820	89 ~ 10000
p-ジクロロベンゼン	430	120 ~ 17000
フタル酸ジエチル	6.4	ND ~ 18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	31	ND ~ 360
フタル酸ブチルベンジル	0.4	ND ~ 5.5
フタル酸ジブチル	82	ND ~ 160
フタル酸ジシクロヘキシル	0.02	ND ~ 4.9
フタル酸ジペンチル	0.05	ND ~ 1.5
フタル酸ジプロピル	0.02	ND ~ 2.0
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0.85	ND ~ 21

年平均値（キシレン、スチレン、エチルベンゼン、p-ジクロロベンゼンは年 4 回測定）。それ以外は年 1 回の測定値。

ND：検出下限値未満の値

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおり。

環境省「化学物質環境実態調査（H10、H11、H24）」

アスベスト調査

<内 容>

アスベストについて調査を実施しました。

<効 果>

令和 4 年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い 1 地点、工業地域 1 地点、住宅地域 1 地点及びバックグラウンドとして江の島サムエル・コッキング苑を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は 1 本/L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年 1 回 3 日間測定）

単位：本/L

地域区分	測定地点	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.12	0.12	0.056	<0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	0.24	0.070	0.088	<0.056	<0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	0.36	0.056	0.070	<0.056	<0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.16	0.081	0.056	0.056	0.070

WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に 1 本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

アスベスト発生施設への指導

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械等石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、

吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務付けるとともに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

市内中小企業の設備導入支援

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5%以内（上限金額 20 万円）で、補助期間が 2 年間です。

（３）移動発生源への対策

自動車対策

ア アイドリング・ストップ等の推進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務付けられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務付けられています。

本市では web サイトや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

イ 次世代自動車の導入

事業者としての立場から「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策等として、次世代自動車の導入等に努めています（詳細は 210 ページ）。

ウ 自動車交通量削減の啓発

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量の少ない移動手段の利用を促進するため、ノーカーデーの実施など、自動車交通量削減を図る必要があります。本市では「ふじさわエコライフ通信」や web サイトにより、公共交通機関の利用について啓発を行っています。

公共交通機関の強化

公共交通機関は、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策や超高齢社会への対応の観点から強化を図る必要があります。その基本として、自家用車に頼らずに移動できるよう公共交通機関の充実及び利用促進を図っていきます。そのため、関係機関と協議する中で、次のような取組を進めています。

ア 路線バス優先レーンの設置

湘南ライフタウンは鉄道系の交通機関が未整備の地域であり、辻堂駅への車による送迎が多く、駅周辺の道路混雑を助長し、その結果、バスの定時性・速達性が低下しています。

この対策として、午前 7:00～8:30 の間、延長約 4 km（羽鳥交番前～湘南ライフタウン北端）のバス優先レーンを指定しています。



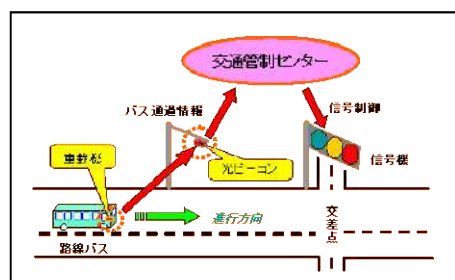
【路線バス優先レーン】

イ PTPS（公共車両優先システム Public Transportation Priority Systems）の導入

バスの定時性の確保とバス利用者の利便性の向上を図るため、路線バスが優先的に通行できるよう信号制御する PTPS を、警察、バス事業者との連携のもと、平成 11 年度に湘南ライフタウンと辻堂駅北口を結ぶ辻堂駅遠藤線（約 5.3 km）平成 13 年度に湘南台駅西口と慶応大学を結ぶ高倉遠藤線（約 3.9 km）及び湘南台駅西口と湘南ライフタウンを結ぶ亀井野二本松線等（約 4.4 km）に導入しました。バスの旅行時間の短縮などに寄与しています。

【整備項目】

光学式車両感知器	19 基
集中制御交通信号機	49 基
バス車載機	88 基



【PTPS（公共車両優先システム）のイメージ】

ウ 住宅地での地域提案型バスの運行

道路幅員が狭く、特に起伏の激しい地域の住宅地などでは、自家用車の利用が多いのが実状です。この対策として、地域住民、バス事業者、本市の 3 者が連携してバスルート、バス停留所、運行可能なバスの大きさ等について協議を行い、平成 9 年度から地域提案型バス路線の運行、拡充に取り組んでいます。

現在では 14 路線で地域提案型バスの運行を実施しています。



【地域提案型バス】

エ バスロケーションシステムの導入

バスの利便性の向上を図るため、バスを利用する市民等にバスの現在位置、到着予想時刻、時刻表等の情報を提供するバス運行システム（バスロケーションシステム）の導入を平成 17 年から行っています。平成 28 年度までに、藤沢市内の神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが運行するバスに導入しました。

このシステムを導入することにより、市民の円滑な移動が可能となり、自家用車から公共交通への利用転換が期待されます。

【バスロケーションシステム イメージ図】



市内導入路線

神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが営業する藤沢市内並びに藤沢市内と他市を連絡する全路線

オ ノンステップ連節バスの導入

新たな基幹的公共交通として、平成 17 年 3 月湘南台駅西口～慶応大学間に、平成 30 年 5 月辻堂駅北口～慶応大学間に、ノンステップ連節バスを導入しました。この路線にすでに導入されている PTPS を活用することにより、中量輸送の実現と、定時性、速達性の改善が同時に図られます。



【ノンステップ連節バス】

自転車利用の促進

自動車交通量を削減し、NOx、CO₂等を削減することで、大気汚染などの改善を図っていくため、自転車利用を促進します。

ア サイクルアンドバスライド駐輪場の設置

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム、サイクルアンドバスライドの導入を進めています。

市内 4 ヲ所にバス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています（詳細は 208 ページ）。

イ 自転車等駐車場の整備

利用者が安心して自転車を利用できるよう、また、駐車を秩序あるものとするため、自転車等駐車場の整備を進めています。

- 市営自転車等駐車場（無料） 5 カ所 237 台
 - 市営自転車等駐車場（有料） 26 カ所 13,679 台
 - 民間自転車等駐車場 14 カ所 6,727 台
- （本市補助制度適用施設等）

ウ 自転車走行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車走行空間の整備を進めています。

令和 4 年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（藤沢駅）」に基づく藤沢駅周辺ネットワーク路線及び将来的なネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）や自転車専用通行帯による自転車走行空間の整備を実施しています。



【藤沢駅周辺の自転車走行空間整備計画図】

道路整備等

ア 道路・交差点の整備

大気汚染の原因の 1 つとなっている道路交通渋滞の緩和を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

国道	県道	市道
・（都）横浜湘南道路	・（都）横浜藤沢線 ・（都）藤沢厚木線 ・県道湘南台大神	・（都）藤沢石川線（本町工区） ・（都）善行長後線（六会工区）

（都）とは藤沢都市計画道路のことです。

イ 国・県等広域的取組

広域的な道路ネットワークの整備促進に関する取組は、自動車交通の円滑化にも寄与することから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」などを通じて国や関係機関への働きかけを行っています。

2 土壌・地下水の保全

環境目標 1 - 2

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
土壌の汚染に係る環境基準の達成	「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定区域 4 カ所を指導中です。	一部未達成 ¹	一部未達成 ²	一部未達成	達成
ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成	市内 1 カ所及びダイオキシン類管理対象地における土壌調査において、環境基準を達成しています。	達成	達成	達成	達成 ³
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成	調査開始以来環境基準については達成を継続しています(隔年調査)	一部未達成 ⁴	一部未達成 ⁵	一部達成	達成

1 3 カ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 16 カ所の事業補においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。

2 4 カ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 15 カ所の事業所において浄化対策を実施中。

3 2020 年度(令和 2 年度)時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

4 継続調査地点 4 地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤及び亀井野の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。

5 継続調査地点 3 地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。

(1) 土壌・地下水の保全状況の監視と対策

公害関係法令に基づく管理

ア 「水質汚濁防止法」

「水質汚濁防止法」は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護することとともに、生活環境を保全すること等を目的としています。この法律に関する各種の届出の受理等の事務は、同法第 28 条に基づき昭和 49 年から本市に委任されています。

本法に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場）は 218 事業場で、令和 4 年度に受理した届出数は 165 件でした。内訳は以下のとおりです。

令和 4 年度 「水質汚濁防止法」 届出件数		単位：件
届 出 状 況		件数
5 条	特定施設の設置	32
5 条 3 項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	3
6 条	特定施設の使用	0
7 条	特定施設の構造等の変更	29
9 条	5 条に係る期間短縮	28
	7 条に係る期間短縮	23
10 条	氏名の変更	21
	特定施設の廃止	22
11 条	承継	7
計		165
特定事業場数		218
有害物質貯蔵指定事業場数		(10)

有害物質貯蔵指定事業場とは、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場又は「有害物質貯蔵施設」のみを設置する事業場。() の数字は、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場で特定事業場数に含まれる。

イ 「土壌汚染対策法」

「土壌汚染対策法」は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。調査報告受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 4 年度に受理した届出数は 28 件で、その内訳は以下のとおりです。また令和 5 年 3 月 31 日現在形質変更時要届出区域として 4 件指定しています。

令和 4 年度 「土壌汚染対策法」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
3 条	土壌汚染状況調査結果報告書	0
	第3条第1項ただし書の確認申請書	6
3 条 7 項	一定の規模以上の土地の形質変更	1
3 条 8 項	土壌汚染状況調査報告書	1
4 条	一定の規模以上の土地の形質変更	12
4 条 2 項	土壌汚染状況調査報告書	3
4 条 3 項	土壌汚染状況調査報告書	0
12 条	形質変更時要届出区域内における形質変更	3
14 条	指定の申請書	0
16 条 1 項	汚染土壌の区域外搬出届	2
規則 16 条 5 項	承継届	0
計		28

事業場への規制・指導

「水質汚濁防止法」に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場数）は、218 事業場です（うち特定事業場数は 207、有害物質使用特定事業場数は 11、有害物質貯蔵指定事業場数は 10（全て特定事業場にも該当）令和 5 年 3 月 31 日現在）。特定事業場数のうち日平均排水量 50 m³ 以上の事業場は、22 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、40 事業場です。

代表特定施設別に事業場をみると、車両洗浄施設、洗たく業の用に供する洗浄施設、を設置する事業所が多く 86 事業場と全体の約 40%を占めています。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和 4 年度の立入件数は延べ 119 事業場で、うち 44 事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反した事業場は 3 件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

令和 4 年度 事業場指導状況 延べ件数 単位：件

区分	「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」			
水質立入事業場	119			
採水事業場	44			
違反事業場	3			
行政指導事業場	6	内訳	口頭指示	3
			文書指示	0
			文書勧告	3
			改善命令	0

有機塩素系化合物地下水調査

<内 容>

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染について汚染井戸及び周辺井戸の状況を監視しました。

<効 果>

汚染井戸及び周辺井戸について継続調査を行いましたが、汚染範囲の拡大等の変化は、見られませんでした。今後も調査を継続していきます。

「水質汚濁防止法」第 16 条に基づく地下水質調査及び地下水・土壌汚染対策

<内 容>

土壌汚染対策については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業場に対し、特定有害物質の適正な使用及び管理を指導しました。また、事業場の閉鎖や土地の区画形質変更時の土壌汚染状況調査の実施を、同条例及び「土壌汚染対策法」に基づき指導しました。地下水調査では、神奈川県地下水質測定計画に基づき 15 地点を調査しました。

<効 果>

令和 4 年度までの土壌汚染状況調査の結果、現在、4 ヲ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届届出区域の指定及び 15 ヲ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施していますが、飛散防止及び土壌の浄化等適正な管理を指導したため、周辺への影響はありませんでした。

また、地下水質調査では、市内を 2 km メッシュで区切って調査するメッシュ調査を 4 地点で実施しましたが 1 地点で 1,2 - ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。ほかの 3 地点では環境基準を上回る地点はありませんでした。また、毎年継続して水質の経年変化を調査する定点調査地点の 8 地点では、環境基準を上回る地点はありませんでした。

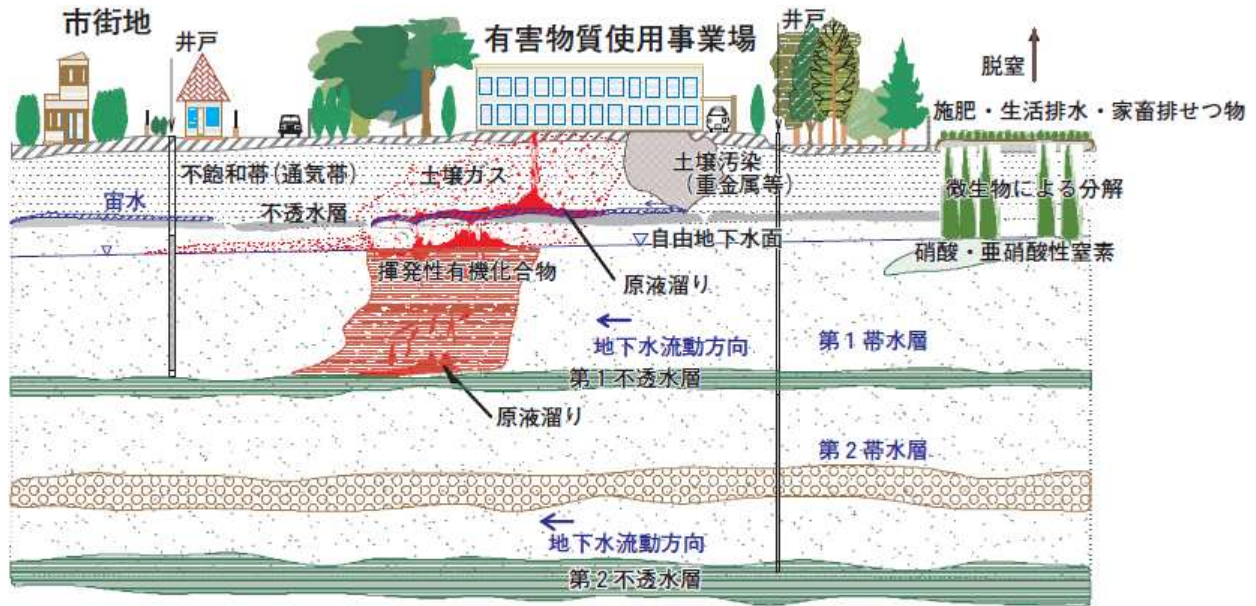
前年までに汚染が確認され継続監視している継続調査地点では、3 地点のうちテトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点で環境基準を超過していました。

地下水汚染の原因特定は大変困難ですが、テトラクロロエチレンについては、過去に工場などで金属の脱脂剤として使用されていた影響であり、1,2 - ジクロロエチレンについては、テトラクロロエチレン等の土壌中での分解生成物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地での施肥や生活排水などの影響と考えられます。

環境基準を超過した井戸については、今後も継続した調査を実施します。

新たに環境基準を超過した井戸が判明し、飲用水として利用している場合には、本市保健所にも井戸の使用についての指導を依頼します。

【地下水汚染のしくみ】



楡井1989を基に作成

(出典) 環境省環境管理局水環境部編『地下水をきれいにするために』

ダイオキシン類環境調査結果(土壌・地下水)

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

令和4年度においては、市内1ヵ所で土壌調査及び市内2ヵ所で地下水の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、土壌及び地下水について、全ての地点で環境基準を達成しています。その他、ダイオキシン類管理対象地で行われた土壌調査においても、基準を超過する地点はありませんでした。

令和4年度 ダイオキシン類環境調査結果(土壌・地下水)

単位：土壌 pg-TEQ/g、地下水 pg-TEQ/l

調査地点	土壌	地下水
葛 原	13	0.045
用 田	-	0.045
環境基準 (基準値)	1,000	1

ダイオキシン類環境調査結果(土壌) 経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	環境基準 (基準値)
用 田	14	11	12	15	13	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水） 経年変化

単位：pg-TEQ/l

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	環境基準 (基準値)
葛 原	0.030	0.032	0.043	0.045	0.045	1
用 田	0.030	0.037	0.044	0.047	0.045	

地盤沈下対策

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和 52 年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

<内 容>

地盤沈下量等の把握のため、56 カ所の水準点（本市設置分 50 カ所）の延長 60 km の精密水準測量を実施しています。平成 21 年度から隔年で実施しています。

<効 果>

令和 4 年度は、精密水準測量を実施していません（隔年実施）。

不法投棄に関する対策

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引続き適切に対応してまいります。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄の件数

単位：件

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
件数	11	8	9	6	6

3 河川・海の保全

環境目標 1 - 3

環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
水質汚濁に係る環境基準の達成	神奈川県の実定計画に基づく水質調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。本市独自の水質調査では、蓼川、小出川及び打戻川の生物化学的酸素要求量、小出川の浮遊物質で環境基準を未達成となっています。	一部未達成 ¹	一部未達成 ²	一部未達成	達成
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成	ダイオキシン類については環境基準を達成しており、事業場等からの新たな汚染は無いと考えられます。今後も県の計画に準じて調査を継続し、汚染状況を監視します。	達成	達成	達成	達成 ³

1 海域の「江ノ島西」「辻堂沖」のDO、河川11地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」のBODで未達成。

2 公共用水域水質調査（河川）6地点のうち「大道橋」、市計画河川11地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」のBODで未達成。

3 2020年度（令和2年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度の「河川法」改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。



【一級河川 小出川】

(1) 河川・海の保全状況の監視

事業場からの産業排水及び家庭からの生活排水に含まれる汚濁物質の量が、河川や海など公共用水域の自然浄化力の限界を超えると、魚類等の水生生物、農業、水産業に被害を生じさせます。

本市では、これらの対策として、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川や海の汚濁状況を把握するため、神奈川県の実定計画に基づく常時監視や、本市独自の計画で監視を行っています。

測定計画（「水質汚濁防止法」第 16 条）に基づく公共用水域の水質調査

< 内 容 >

境川水系 3 地点、引地川水系 3 地点、海域 2 地点について調査を実施しました。

河川 6 地点 年 24 回（月 1 回測定（1 日 2 回採水））

境川水系 境川橋、大道橋、川名橋

引地川水系 富士見橋、石川橋、下土棚大橋

海域 2 地点 年 12 回（月 1 回測定）

相模湾 江の島西、辻堂沖

< 効 果 >

令和 4 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、全ての地点で環境基準を達成しました。

令和 4 年度 公共用水域水質測定結果（河川） 年平均値

水系 採水地点	引地川水系			境川水系			環境基準 （基準値）	
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋		
項目(記号)	C 類型 (引地川)	C 類型 (引地川)	C 類型 (引地川)	C 類型 (境川)	D 類型 (境川)	C 類型 (柏尾川)	C 類型	D 類型
水素イオン濃度 pH	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.7	7.7	7.6	6.9	7.1	7.2	5 以上	2 以上
生物化学的酸素要求量 BOD(mg/L) 75%水質値	2.1 <2.5>	2.5 <3.2>	3.4 <4.0>	2.4 <2.5>	4.8 <5.6>	2.1 <2.3>	5 以下	8 以下
化学的酸素要求量 COD(mg/L)	4.3	3.9	4.0	5.1	5.5	6.2	-	-
浮遊物質 SS (mg/L)	9	5	8	5	4	5	50 以下	100 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、暗所・20℃で5日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示す。

化学的酸素要求量（COD）：水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が大きい程汚濁が進んでいることを示す。なお、COD は、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められているが、河川には定められていない。

<75%水質値>とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目の値で、BOD、COD の環境基準達成の評価に用いる。

平成 25 年度から水域類型の指定の変更に伴い、大道橋を除く全ての地点について D 類型から C 類型へと変更された。（平成 25 年 7 月 30 日付け 神奈川県告示第 424 号）

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化 年平均値 単位：mg/L

水系 採水地点	引地川水系			境川水系		
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋
年度	(引地川)	(引地川)	(引地川)	(境川)	(境川)	(柏尾川)
平成 30 年	2.1	2.4	2.9	2.9	5.5	2.1
令和元年	2.7	2.8	3.7	2.6	5.4	2.2
令和 2 年	2.7	3.0	3.7	3.2	7.8	2.5
令和 3 年	2.3	2.9	4.5	3.0	7.5	2.1
令和 4 年	2.1	2.5	3.4	2.4	4.8	2.1

令和 4 年度 公共用水域水質測定結果（海域） 年平均値

項目(記号)	水域 採水地点	相模湾		環境基準 (基準値) 【A 類】
		江の島西	辻堂沖	
水素イオン濃度 pH		8.1	8.2	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)		8.1	8.2	7.5 以上
化学的酸素要求量 COD(mg/L) 75%水質値		1.6 <1.8>	1.3 <1.5>	2 以下
大腸菌数 (CFU/100 mL)		35	2	300 以下

江の島西：緯度 N35°18'06"、経度 E139°28'21"

辻堂沖：緯度 N35°18'24"、経度 E139°26'52"

大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは、「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

化学的酸素要求量（COD）からみた経年変化 年平均値 単位：mg/L

年度	水域 採水地点	相模湾	
		江の島西	辻堂沖
平成 30 年		1.4	1.1
令和元年		1.4	1.0
令和 2 年		1.2	1.0
令和 3 年		1.4	1.1
令和 4 年		1.6	1.3

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー ¹	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン ²	0.04 mg/L 以下	1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエチレン ¹	0.04 mg/L 以下		

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回ることを示す。

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値が適用されない。

1 塩化ビニルモノマー及び 1,2-ジクロロエチレンは地下水のみに基準が適用される。（公共用水域は非該当）

2 シス-1,2-ジクロロエチレンは公共用水域のみに基準が適用される。（地下水は非該当）

生活環境の保全に関する環境基準

類型 (河川)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 ³ 90%水質値
B 類型 ¹	目久尻川・小出川・打戻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100 mL 以下
C 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より下流及び柏尾川) 引地川水系(全域)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より上流(柏尾川除く))	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-

1 平成 30 年 6 月 29 日付け 神奈川県告示第 328 号で水域類型が指定。

2 平成 25 年 7 月 30 日付け 神奈川県告示第 424 号で水域類型の指定が変更。

3 令和 4 年 4 月 1 日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。

類型 (海域)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 ¹ 90%水質値	n-ヘキサン抽出物質
A 類型	相模湾	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下	検出されないこと

備考：基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準じる）。

- 1 令和4年4月1日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100 mL 以下となる。

本市計画による河川水質調査

<内 容>

境川・引地川流入支川等 11 地点において毎月 1 回調査を実施しました。

11 地点 年 12 回（月 1 回測定）

境川水系 3 地点、 引地川水系 5 地点、 相模川水系 3 地点

<効 果>

令和 4 年度においても本市計画による河川水質調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、蓼川及び小出川、打戻川で生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成しませんでした。また、小出川について、浮遊物質量が環境基準を達成しませんでした。それ以外の項目については、全ての地点で達成しました。

人の健康の保護に関する環境基準（前述の項目から PCB を除くカドミウム等 26 項目）について、全ての地点で環境基準を達成しました（打戻川は調査対象外）。

令和 4 年度 本市計画による河川水質測定結果

水系 採水地点 項目(記号)	境川水系			環境 基準 (基準値) [D 類型]	引地川水系					環境 基準 (基準値) [C 類型]	相模川水系			環境 基準 (基準値) [B 類型]
	白旗川	滝川	境川		引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川		目久尻川	小出川	打戻川	
	陣屋橋	滝川橋	大清水橋		熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋		久保田橋	追出橋	やなか橋	
水素イオン 濃度 pH	7.9	8.0	7.7	6.0 以上 8.5 以下	7.8	7.5	8.0	8.2	8.3	6.5 以上 8.5 以下	8.0	7.6	7.5	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO (mg/L)	9.5	10.2	9.8	2 以上	11.0	7.8	9.9	11.0	10.2	5 以上	10.2	7.7	8.2	5 以上
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L) 75% 水質値	1.5 <1.5>	1.1 <1.1>	4.2 <4.6>	8 以下	0.8 <1.0>	7.8 <13.0>	1.4 <1.7>	4.3 <3.4>	2.5 <2.1>	5 以下	1.2 <1.4>	7.5 <9.3>	5.5 <5.0>	3 以下
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	2.8	2.5	6.7	-	1.3	6.0	2.6	5.6	4.4	-	2.4	9.2	7.4	-
浮遊物質 SS (mg/L)	2	3	4	100 以下	4	7	1	12	4	50 以下	5	27	11	25 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化 年平均値

単位：mg/L

水系	境川水系			引地川水系					相模川水系		
採水地点	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川	打炭川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	境橋 新境橋 ¹	不動川橋	稻荷山橋 下中村橋 ²	大庭橋	久保田橋	追出橋	やなか橋
平成 30 年	1.7	0.9	5.2	0.8	4.2	2.0	3.9	1.8	1.4	11	4.6
令和元年	1.3	0.7	3.5	0.9	4.4	2.1	2.5	1.1	1.1	6.3	3.2
令和 2 年	1.1	0.7	4.8	0.8	4.3	1.6	3.7	1.4	1.3	8.7	3.2
令和 3 年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1	3.3
令和 4 年	1.5	1.1	4.2	0.8	7.8	1.4	4.3	2.5	1.2	7.5	5.5

1 境橋が撤去されたため、令和元年 10 月以降、新境橋で測定。

2 稻荷山橋の架け替え工事のため、令和元年 11 月以降、下中村橋で測定。

海水浴場水質調査

< 内 容 >

令和 4 年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵜沼、辻堂の海水浴場の水質調査を海水浴シーズン前（5 月）とシーズン中（7 月）に実施しました。

6 地点 年 2 回（各 2 日 1 日 2 回）

片瀬東浜 2 地点、片瀬西浜・鵜沼 3 地点、辻堂 1 地点

< 効 果 >

令和 4 年度の 5 月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質 AA）、片瀬西浜・鵜沼「適」（水質 AA）、辻堂「適」（水質 AA）でした。また、7 月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質 B）、片瀬西浜・鵜沼「可」（水質 B）、辻堂「可」（水質 B）でした。

令和 4 年度 海水浴場水質調査結果

項目	浴場名	片瀬東浜		片瀬西浜・鵜沼		辻堂	
	時期	5 月	7 月	5 月	7 月	5 月	7 月
透明度		1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
COD (mg/L)		1.7	2.6	1.7	2.3	1.7	2.2
ふん便性大腸菌群数 (個 / 100 mL)		< 2	2	< 2	4	< 2	< 2
油 膜		なし	なし	なし	なし	なし	なし
判 定 (参 考)		水質 AA	水質 B	水質 AA	水質 B	水質 AA	水質 B

透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定の平均値。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個 / 100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
	水質 A	100 個 / 100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
可	水質 B	400 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～ 50 cm 以上
不適		1,000 個 / 100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

ダイオキシン類環境調査

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

水質・底質【市内河川調査：本市調査】

令和 4 年度においては、境川、引地川等の本川及び支川等の水質・底質の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果水質及び底質について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 4 年度 ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水 域 名	地 点 名	水 質	底 質
引地川水系			
	富士見橋	0.11	0.45
	大山橋	0.052	0.23
	不動川	0.041	-
	小糸川	0.062	-
	蓼川	0.17	-
	一色川	0.062	-
境川水系			
	大道橋	0.070	0.36
	境川橋	0.055	0.35
	柏尾川	0.061	1.3
	白旗川	0.059	-
	滝川	0.059	-
相模川水系			
	小出川	0.15	-
	目久尻川	0.091	-
	目久尻川	0.14	-
環境基準（基準値）		1.0	150

河川工事のため東橋にて実施。

【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	環境基準 (基準値)
調査地点	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	0.75	0.71	0.88	1.0	1.9	1

環境化学物質調査

<内 容>

公共用水域（河川）の水質について、環境調査をしました。

<効 果>

令和 4 年度においては、市内河川 2 ヲ所で調査を実施しました。その結果は、以下の表のとおりです。

令和 4 年度 環境化学物質調査結果（河川）

単位：水質 µg/L、底質 µg/kg-dry

ただし、水質においては 17β-エストラジオールは ng/L

SPE ED '98	採水地点 物質名	境川 (境川橋)		引地川 (富士見橋)		全国調査 検出範囲 (水質) ¹	全国調査 検出範囲 (底質) ¹	主 な 用 途
		水質	底質	水質	底質			
-	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	1.9	-	1.8	-	<5	-	台所・洗濯洗剤 化粧品の乳化剤
-	ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル (n=2~15) ²	0.060	-	0.30	-	0.018~ 1.3	-	工業用界面活性剤

1 各々の化学物質の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果（測定年）から出典。

・ポリオキシエチレンアルキルエーテル（S57）、ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル（H17~H26）

2 n は、オキシエチレン基の数を示しています。

公害関係分析事業

<内 容>

公害関係分析については、「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場の排水並びに公共用水域（河川・地下水・海水）等の分析を実施しました。

水質関係分析数は、14,660 項目（内訳：公共用水域・工場事業場排水等の分析 8,568 項目、下水浄化センター放流水等の有害物質の分析 6,092 項目）でした。

<効 果>

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握を行いました。

多様な生物の生息・生育環境の保全

ア 河川

準用河川の整備・管理に当たっては、多様な生物の生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、将来にわたって維持されるように努めます。

イ 海域

水産多面的機能発揮対策事業を活用する江ノ島・フィッシャーマンズ・プロジェクトを支援し、海底清掃や藻場の保全活動に努めます。

(2) 発生源への対策

工場排水対策

<内 容>

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の廃水処理施設並びに排出水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数	218 社
うち、主要な排出規制対象事業場数	40 社

<効 果>

令和4年度においては、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量の排水基準違反がありました。

原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています(詳細は53-54ページ)。

農業・畜産に伴う排水対策

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています(詳細は129-131ページ)。

生活排水対策

下水処理区域内の下水道未接続家屋に対し、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。また、処理区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、法定検査の結果「不適正」となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。

広場・道路等の清掃

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。(詳細は175ページ)。

せっけん使用を推進する消費者団体への支援

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援し、市民にせっけんの使用を広めるため、年間を通して啓発運動を行っています。

<主な活動>

せっけんまつり・講演会・せっけん展・手づくりせっけん講座の開催、洗剤をテーマにした学習会などへ講師派遣、川の水質調査、せっけん推進だよりの発行、消費生活展・公民館まつり・環境フェアなどイベントへの出展。



【せっけん講演会】

令和 2 年度、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、令和 3 年度はオンライン開催のため、令和元年度のせっけん講演会の様子。

雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 215 ページ）。

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、費用の一部を助成しています（詳細は 215 ページ）。

節水

本市では公共施設における節水を徹底するとともに、平成 22 年度まで、市民や事業者に対し、「藤沢市環境保全行動指針」等により、節水の啓発を行っていました。平成 23 年度以降は、8 月 1 日の「水の日」にあわせて、二次利用水の活用など、節水の啓発を行っています。

市内年間水道使用量の推移

単位：千 m^3

年度	家庭用	営業用	公共用	工業用	その他	総量	1 人当たり (m^3)
平成 30 年	36,748	5,167	1,365	2,079	257	45,617	105.5
令和元年	36,864	5,079	1,329	2,005	232	45,509	104.6
令和 2 年	39,233	4,388	1,053	1,888	124	46,686	106.4
令和 3 年	38,974	4,464	1,183	1,882	155	46,658	105.7
令和 4 年	38,226	4,634	1,222	1,908	171	46,161	104.1

四捨五入の影響により、内訳は合計とは一致しない。一人当たり使用量は各年度末の人口を基準とする。

公共下水道

< 下水道事業の概要 >

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,754.15 ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鵠沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠^{かんきょ}整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,540.57 ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 594.50 ha のうち 372.89 ha となっています。

令和 4 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,298.49 ha に対して整備面積 4,786.93 ha となり、整備率は 90.3%、人口普及率は全人口に対して 96.0%となっています。（全国平均（令和 4 年度末）は 80.6%）

また、計画されている浄化センター 2 ヲ所は全て供用を開始しており、ポンプ場 16 ヲ所の内 15 ヲ所で供用を開始しています。

下水道普及率の推移

単位：%

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 4 (2022)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	96.0

人口普及率

区 分	面積（ha）	人口（人）
行政区域（A）	6,956.0	444,860
全 体 計 画	5,754.15	444,193
事 業 計 画	5,298.49	435,964
処理区域（B）	4,783.64	427,192

全人口に対する普及率

$$= (B) / (A) = 96.0 \%$$

令和 5 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による

水洗便所普及状況

単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和 3 年度末	201,935	198,906	98.5%
令和 4 年度末	203,211	200,220	98.5%
比較増減	1,276	1,314	0.0

管渠

単位：km

種 別	令和 3 年度末整備済延長	令和 4 年度施行延長	令和 4 年度末整備済延長
汚 水	1,183.0	1.7	1184.7
雨 水	436.2	1.2	437.4

単位：ha

種 別	事業計画面積	令和 3 年度末 整備面積	令和 4 年度 整備面積	令和 4 年度末 整備面積	整備率
汚 水	5,298.5	4,783.64	3.29	4,786.93	90.3%
雨 水	5,016.3	3,419.56	3.05	3,422.61	68.2%

浄化槽

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（みなし浄化槽 又はくみ取り槽から浄化槽への転換の場合）に対して、設置費用の一部を補助しています。浄化槽とは、し尿と併せて雑排水（台所、風呂、洗濯などの污水）を処理するもので、補助金の対象となる浄化槽の構造は、ご家庭から排水される水質の生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が 90%以上で、放流水の BOD が 20 mg/L 以下の機能を有するものです。

生活排水のうち、し尿のみを処理するもの

浄化槽設置補助金

人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

既設浄化槽の撤去費用 : 90,000 円（上限）
 既存くみ取り槽の撤去費用 : 45,000 円（上限）
 宅内配管の工事費用 : みなし浄化槽からの転換の場合 300,000 円（上限）
 くみ取り槽からの転換の場合 150,000 円（上限）

浄化槽普及率の推移

単位：%

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
普及率	36.33	38.10	40.39	41.53	43.55

公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、みなし浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

浄化センター

施 設 名	全体計画処理能力	現状処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転開始
辻堂浄化センター	142,400 m ³ /日	123,900 m ³ /日	BOD 170 mg/L	BOD 3.6 mg/L	S39.8
			SS 130 mg/L	SS 2 mg/L	
大清水浄化センター	93,400 m ³ /日	93,600 m ³ /日	BOD 220 mg/L	BOD 2.2 mg/L	S60.7
			SS 210 mg/L	SS 2 mg/L	

単位:m³/日

施 設 名	日平均受水量
辻堂浄化センター	91,210
大清水浄化センター	59,380

下水汚泥の有効利用

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和 4 年度 下水汚泥の有効利用実績

単位:t/年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	730
		焼却灰（加湿灰）	0
		脱水ケーキ	0
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	0
セメントの原料		脱水ケーキ	0
	大清水浄化センター	脱水ケーキ	388
建設骨材		脱水ケーキ	38
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	30
合 計			1,186

下水道 PR 事業等

下水道の仕組み、役割などを市民に理解いただくために PR 事業を行っています。

< 令和 4 年度 >

「下水道の日」街頭キャンペーン （9 月 9 日）JR 藤沢駅南北自由通路・南口ペデストリアンデッキ

「下水道の日」作品コンクール

小学校 4 年生による下水道に関する作文、ポスター及び書道 146 点

「下水道の日」作品展 （9 月 16 日～28 日）市役所分庁舎 1 階ロビー

作品コンクール入賞作品の展示

ふじさわ下水道フェア （10 月 30 日）大清水浄化センター

浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等

環境フェアへの出展 （11 月 26 日）市民会館



【ふじさわ下水道フェア】



【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

水の再利用

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア 辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。



【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 30 年	47,941	1,862,012	57	1,910,010
令和元年	43,061	2,075,148	4	2,118,213
令和 2 年	40,384	1,987,097	794	2,028,275
令和 3 年	45,260	1,903,907	43	1,949,210
令和 4 年	46,771	1,968,440	383	2,015,594
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	管路洗浄	

イ 大清水浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、簡易ろ過方式のオートストレーナー処理を行ったもの、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。



【大清水浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 30 年	17,277	304,598	0	321,875
令和元年	17,968	280,585	35	298,553
令和 2 年	12,293	291,494	25	303,812
令和 3 年	99,584	455,029	224	554,837
令和 4 年	90,619	415,235	0	505,854
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	工事用水	

4 騒音・振動・悪臭の防止

環境目標 1 - 4

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
騒音に係る環境基準の達成	交通騒音調査(6路線9区間)における評価対象住居 5,205 戸のうち、42 戸(0.8%)で昼夜ともに未達成となっています。	一部未達成 ¹	一部未達成 ²	一部未達成	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していきます。	達成	達成	達成	達成 ³

1 一般環境騒音調査については、市内に 16 カ所の測定地点を設け、4 カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で未達成。

交通騒音調査(8路線10区間)における評価対象住居 5,018 戸のうち、294 戸(5.9%)で未達成。

2 交通騒音調査(6路線7区間)における評価対象住居 8,593 戸のうち、28 戸(0.3%)で昼夜ともに未達成。

3 2020 年度(令和2年度)時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持

(1) 騒音・振動の防止

騒音・振動防止事業

<内 容>

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

<効 果>

行政指導の結果、改善が図られました。

営業騒音に対する改善指導

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例一部改正」が公布され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声器など営業騒音に対する改善指導を行っています。

交通騒音等環境調査の実施

<内 容>

市内の国道、県道、4 車線以上の市道（全 22 路線）の交通騒音について平成 24 年から調査を行っており、道路交通センサス区間（全 45 区間）ごとに面的評価を行っております。令和 4 年度においては、一般国道 467 号、横浜伊勢原線、藤沢厚木線、伊勢原藤沢線、丸子中山茅ヶ崎線及び辻堂駅遠藤線の 6 路線の 9 区間について調査を行いました。

<効 果>

令和 4 年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 5,205 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、5,118 戸（98.3%）でした。

令和 4 年度 道路交通騒音調査結果

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準 デシベル （等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
5,205	5,118	98.3	45	0.9	0	0	42	0.8	70	65

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50 m の範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法。

新幹線鉄道騒音

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

低周波音等の新たな環境問題

近年、低周波音による相談が増えています。環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月）や「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）を作成していますが、現状では、規制基準等が明確に定められていません。

快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を図り、こうした新たな環境問題に対しても、情報の収集及び調査に努めていきます。

環境騒音調査

<内 容>

一般環境騒音を把握するため、平成 12 年度から市内全域のメッシュ調査を行っています。

令和 4 年度においては、F プレイス（藤沢公民館等複合施設）、湘南大庭市民センター、御所見市民センター及び村岡公民館の 4 地点で調査を実施しました。

<効 果>

測定結果については、以下のとおりです。全ての地点において、昼夜ともに環境基準を達成しました。

令和 4 年度 一般地域環境騒音調査結果 単位：デシベル

調査地点	測定値 (等価騒音レベル)		環境基準 (等価騒音レベル)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
F プレイス	46	42	55	45
湘南大庭市民センター	51	43	60	50
御所見市民センター	53	43	55	45
村岡公民館	48	41	55	45

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

普通騒音計の貸出し

市内に在住・在勤の方に普通騒音計の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則として 8 日以内としています。

令和 4 年度の貸出件数は 28 件でした。



【普通騒音計】

年度別普通騒音計貸出件数

単位：件

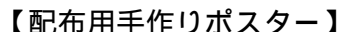
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
貸出件数	26	25	29	32	28

近隣生活騒音の防止に対する啓発

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけではなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。



「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。



道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和4年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚線（円行二丁目27番地先）ほか38件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約6,600m、面積は約41,100m²実施しました。

本市が発注する公共工事等においては、騒音、振動の低減を図るために「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を積極的に導入するように施工業者に指導しております。

(2) 航空機騒音の防止

航空機騒音監視測定

<内 容>

航空機騒音をテレメータシステムにより、常時監視を行いました。

<効 果>

令和4年度の測定結果については、以下のとおりです。常時監視による航空機騒音の状況は、測定している5地点全てで、環境基準を達成しました。この結果に基づき、国・県等の関係機関に騒音の低減について働きかけを行っています。

また、令和4年度は厚木基地におけるNLP（夜間連続離着陸訓練）は実施されませんでした。

令和4年度 航空機騒音測定結果

測定地点	最高音 (デシベル)	測定回数 (回)	Lden (デシベル)	環境基準 (デシベル)	環境基準に 当てはめた場 合の可否
富士見台小学校	94.7	2,273	44.4	57	○
天神小学校	95.2	492	38.7	57	○
滝の沢小学校	96.3	406	38.1	57	○
明治小学校	100.2	1,422	44.0	57	○
辻堂小学校	94.4	1,524	43.6	57	○

測定回数については、70 デシベル以上・5 秒以上継続した場合を1 回としている。

Lden とは……時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機1 機ごとの単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後7 時～午後10 時)の LAE には5 デシベル、深夜(午後10 時～翌7 時)の LAE には10 デシベル重み付けをして1 日の騒音エネルギーを加算し、1 日の時間平均をとって評価した指標。平成25 年4 月1 日から適用。

測定回数に見る経年変化

単位：回

年度 測定地点	平成30 年	令和元年	令和2 年	令和3 年	令和4 年
富士見台小学校	2,407	2,269	2,261	2,464	2,273
天神小学校	671	493	554	628	492
滝の沢小学校	495	486	519	467	406
明治小学校	1,546	1,504	1,424	1,545	1,422
辻堂小学校	1,732	1,704	1,569	1,604	1,524

令和4年度 厚木飛行場周辺の航空機騒音観測結果

騒音発生回数：回 / 日

地点	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度
大庭中	Lden	48.0	51.1	48.4	50.3	45.5	50.3	48.3	50.1	46.3	46.7	46.4	47.9	48.7
	騒音発生回数	9	7	11	7	7	9	12	11	6	9	8	9	9
藤沢総合高	Lden	46.9	49.6	47.1	46.1	45.2	45.8	44.1	45.5	43.0	47.7	43.5	46.5	46.3
	騒音発生回数	14	12	14	9	7	9	11	9	6	6	7	11	9
御所見中	Lden	44.6	45.5	44.9	41.4	38.9	42.4	41.8	44.8	40.7	41.0	43.1	45.8	43.4
	騒音発生回数	6	7	6	2	2	4	5	6	4	3	5	6	4
湘南台小	Lden	35.3	43.0	36.6	36.1	33.8	36.1	29.5	35.6	30.1	36.9	32.8	37.1	36.7
	騒音発生回数	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	2	1

藤沢設置分（数値は速報値） 出典：防衛省南関東防衛局 web サイト

住宅防音工事

<内 容>

厚木飛行場周辺で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、南関東防衛局が住宅防音工事の助成事業を実施しています。

令和４年度の住宅防音工事は総数で 737 世帯でした。

<効 果>

住宅防音工事の実施により、航空機騒音の軽減が図られましたが、更にこの工事の対象や内容の拡充について、国に働きかけています。

年度別住宅防音工事実施状況（南関東防衛局提供）

単位：世帯

年度	一挙工事	追加工事	特定工事	建替工事	区画改善	告示後住宅	外郭工事	工法是正	計
平成 30 年	493	2	3	2	35	0	475	0	1,010
令和元年	355	2	1	0	27	0	729	0	1,114
令和 2 年	358	3	1	1	28	0	1,440	0	1,831
令和 3 年	339	11	4	8	54	0	406	0	822
令和 4 年	352	8	13	6	69	0	281	8	737

平成 22 年 4 月 1 日から外郭工事が 75 WECPNL 以上 85 WECPNL 未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅も対象。また、新規工事は廃止され、世帯人員 + 1 居室までの居室（5 居室が限度）を対象とする「一挙工事」を実施。

「WECPNL」とは・・・加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定及び評価のために考案されたものであり、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音の単位。

住宅防音工事の助成事業開始時から現在（令和 5 年 3 月 31 日）までの工事完了数とは、少なくとも 1 回は防音工事を行った世帯数である。

工法是正工事：昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅で、平成 18 年 1 月 31 日の工法区分線の設定により、75 WECPNL（第 Ⅰ工法適用）から 80 WECPNL（第 Ⅱ工法適用）となった区域に所在し、かつ過去に 75 WECPNL（第 Ⅰ工法適用）で防音工事を実施した住宅を対象とする工事。

（３）悪臭の防止

悪臭防止の指導

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の 1 つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。発生源としては工場・事業場が多く、製造業・サービス業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

神奈川県では「悪臭防止法」に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成 15 年 11 月 1 日から施行しています。その後、平成 24 年 4 月 1 日に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されました。規制地域は農業振興地域を除く都市計画区域で、規制手法は「悪臭防止法」で定める臭気指数による規制となっています。また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務付けています。

本市でも、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施しています。

公害関係法令に基づく指導事務

<内 容>

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和4年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は0件でした。

<効 果>

公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

令和4年度の受理件数

「水質汚濁防止法」	165件	(届出対象事業場数	218社)
「大気汚染防止法」	51件	(	113社)
「騒音規制法」	195件	(	264社)
「振動規制法」	123件	(	123社)
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	460件	(	551社)
「公害防止組織の整備に関する法律」	8件	(	34社)
「土壌汚染対策法」	28件		

公害防止対策に係る事前協議事務

令和4年度の受理件数 0件

5 放射性物質への対応

環境目標 1 - 5

放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らしができること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
放射線量の基準値 の達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、 基準値を達成しています。	達成	達成	達成	達成

2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 食材の検査

公立保育園給食

保育園給食で実際に提供した給食を測定しています。

令和4年度 保育園提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
4～6月	不検出	不検出	不検出
7～9月	不検出	不検出	不検出
10～12月	不検出	不検出	不検出
1～3月	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.21～0.31 Bq(ベクレル)/kg、セシウム-134 が 0.23～0.33 Bq/kg、セシウム-137 が 0.22～0.36 Bq/kg。

学校給食

学校給食で実際に児童に提供した給食を測定しています。

令和4年度 学校提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1学期	不検出	不検出	不検出
2学期	不検出	不検出	不検出
3学期	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.24～0.32 Bq(ベクレル)/kg、セシウム-134 が 0.18～0.33 Bq/kg、セシウム-137 が 0.25～0.36 Bq/kg。

市内製造食品

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和4年度 市内製造食品の放射性物質の測定結果

単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
11月1日	牛乳	0.16 未満	0.20 未満	0.36 未満	50	神奈川県衛生研究所

- 表中の「(数値) 未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表す。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になる。
- 厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施。

藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

(2) 空間放射線量・放射能濃度の監視

市内 13 地区及び市役所敷地内の空間放射線量の測定

本市所有の簡易型測定器で測定した結果、基準値を超えた場合は除染を行い、再度空間放射線量の測定を行っています。現在、国が定める「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を超える数値は出ていませんが、本市独自に定めた基準値（地上 5 cm で 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルト以下）を超える数値が、東日本大震災直後には、マイクロスポット（雨どいの下や樹木の根付近など）と呼ばれる箇所で検出されたこともあり、このような場所は除染を行っています。なお除染後は本市独自の基準値内となっています。

令和 4 年度 市内 13 地区等における空間放射線量の測定結果（一部のみ掲載）

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

地区	対象区分	対象名	5 cm		50 cm		1 m	
			最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
藤沢	市役所	本庁舎敷地内	0.03	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06
	消防署	本町出張所	0.03	0.06	0.03	0.05	0.04	0.05
片瀬	消防署	片瀬分遣所	0.04	0.06	0.03	0.06	0.04	0.07
湘南台	消防署	北消防署	0.03	0.05	0.03	0.05	0.04	0.05

1 本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。

2 他地区の結果については、本市 web サイトに掲載。

3 東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和 2 年度から測定場所等を変更し、令和 4 年度をもって市内 13 地区の放射線量の測定は終了。市役所敷地内での空間放射線量測定は、引き続き継続。

海岸における空間放射線量

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵠沼海岸（引地川河口付近）において、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は 7、8 月のみ）。

令和 4 年度 海岸における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.022	0.026	0.024	0.028	0.026	0.030
片瀬海岸西浜	0.028	0.040	0.028	0.040	0.030	0.038
辻堂海岸	0.032	0.040	0.030	0.040	0.026	0.040
鵠沼海岸	0.030	0.045	0.030	0.044	0.026	0.040

本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。

海水及び河川水の放射能濃度

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は 7・8 月のみ）。

令和 4 年度 海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.26 ~ 0.45 Bq (ベクレル) / kg、セシウム-134 が 0.22 ~ 0.40 Bq/kg、セシウム-137 が 0.25 ~ 0.40 Bq/kg。

小・中学校等の空間放射線量の測定

令和 4 年度 小・中学校等の空間放射線量測定結果（一部のみ掲載）

単位：μSv/h（マイクロシーベルト / 時）

学校名	場所	測定値		学校名	場所	場所	
		最小値	最大値			最小値	最大値
藤沢 小学校	物置雨樋下	0.04	0.05	片瀬 小学校	体育器具庫雨樋	0.04	0.05
	作業室雨樋下	0.06	0.07	教育 文化 センター	玄関右縦樋下	0.05	0.06
	給食棟渡り雨樋下	0.03	0.05		大会議室東南角縦樋下	0.05	0.05
湘南台 中学校	渡り雨樋	0.07	0.08		玄関左縦樋下	0.06	0.07
	渡り雨樋	0.07	0.08				

- 1 本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ~ 1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。
- 2 ○ 数値は調査地点番号。
- 3 他地区の結果については、本市 web サイトに掲載。
- 4 東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和 2 年度から測定場所等を変更し、令和 4 年度をもって市内の市立小・中・特別支援学校、教育施設の放射線量の測定は終了。今回の小・中学校の測定は、過去に市の基準値を超え除染を実施した箇所について測定（測定は地上 5 cm のみ、測定値は 1 ヲ所を 5 回測定した平均値）。

保育園や幼稚園の空間放射線量の測定

令和 4 年度 保育園・幼稚園の空間放射線量測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト / 時）

施設名	測定場所	測定値	施設名	測定場所	測定値
善行乳児 保育園	縦樋下（ボイラー室）	0.044	大庭 保育園	避難階段下	0.048
	埋設場所（園舎南側芝生）	0.034		埋設場所（非常階段下）	0.032
六会 保育園	園舎東側敷地端	0.050	ふじがおか 幼稚園	縦樋下（正面門扉右側）	0.034
	園舎東側通路	0.034		埋設場所（園舎裏）	0.040

- 1 本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ~ 1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。
- 2 測定は地上 5 cm のみ、測定値は 1 カ所を 5 回測定した平均値。
- 3 藤が岡保育園については、再整備に伴い、土壌が攪拌されたため測定を終了。また、一定期間にわたり、空間放射線量の測定結果が安定して基準値を下回っていることから、保育園・幼稚園の測定については、令和 4 年度をもって終了。

ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和 4 年度 焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）

単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
主灰 （乾土換算値）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	9 (11)	8,000
飛灰 （乾土換算値）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	28 (28)	42 (47)	8,000

- 1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
- 2 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。
- 3 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

令和 4 年度 焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）

単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
飛灰 （乾土換算値）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	16 (19)	28 (29)	8,000

- 1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
- 2 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
- 3 石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

（３）放射性物質に関する知識の普及・啓発等

放射性物質に関する様々な情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。本市では「ふじさわ環境フェア」等の環境イベントで放射性物質に関する知識について普及啓発しています。

6 景観の保全・形成

環境目標 1 - 6

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
景観形成基準の達成	手続き対象行為に該当する、特別景観形成地区、景観形成地区及び大規模建築物等については、届出件数 79 件、認定件数 3 件、通知件数 3 件、計 85 件であり、全ての届出等が景観形成基準に適合する計画となりました。引き続き、対象行為が良好な景観形成に資する計画となるよう、事業者等との協議を継続します。	達成	達成	達成	達成

2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 都市景観の保全・形成

景観形成地区等の指定と市民主体の景観まちづくり活動への支援

魅力ある都市景観を形成していくには市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。景観形成への取組を地域内で重点的に進めていくための制度として、景観形成地区等の指定の制度があります。指定に当たっては、地域住民が景観形成協議会等の組織化を図り、自ら計画をまとめていくことを基本としています。景観形成協議会等の計画のとりまとめや合意形成に向けた活動に対し、専門家派遣や技術的援助、活動経費助成等の支援をしています。

「藤沢市都市景観条例」における指定地区

「都市景観条例」制定日 平成元年 3 月 31 日	
特別景観形成地区	江の島特別景観形成地区 (平成 2 年 5 月 1 日)
	湘南 C-X (シークロス) 特別景観形成地区 (平成 18 年 11 月 28 日)
景観形成地区	サム・ジュ・モール景観形成地区 (平成 5 年 6 月 1 日)
	すばな通り地区景観形成地区 (平成 9 年 9 月 1 日)
	湘南辻堂景観形成地区 (平成 19 年 1 月 12 日)
	湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区を一体化
	ニコニコ自治会景観形成地区 (平成 24 年 3 月 30 日)
	湘南台景観形成地区 (平成 24 年 3 月 30 日)
	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区 (平成 25 年 5 月 24 日)

景観形成地区・特別景観形成地区内における建築物等の新築・増築等に係る届出・認定

地区内の建築物・工作物の新築や増築等の際し、事業主体である市民や事業者から「景観法」に基づく届出又は認定申請を受け、景観形成基準に整合した事業計画となるように協議を行っています。



【江の島特別景観形成地区】

届出（認定）件数の推移

単位：件

地 区 名	年度	届出（認定）件数				
		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
江の島特別景観形成地区		4	7	5	7	4
湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区		1	0	1	0	1
サム・ジュ・モール景観形成地区		3	1	1	2	0
すばな通り地区景観形成地区		3	1	2	1	3
湘南辻堂景観形成地区		1	4	2	1	2
ニコニコ自治会景観形成地区		17	17	23	12	11
湘南台景観形成地区		2	4	6	5	6
Fujisawa サステイナブル・スマート タウン景観形成地区		33	0	1	0	6

大規模建築物等に対する届出

大規模建築物等の新築・増築等については、事業主体である市民・事業者から「景観法」に基づく届出を受け、建物などの敷地の利用に関わる配置のデザイン、道路・隣地との境界領域のデザイン、建築物等自体のデザインなどについて、調和のとれたゆとりある街並み形成となるよう、協議を行っています。



【藤沢駅南口周辺】

大規模建築物等の届出・通知件数

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
大規模建築物等の届出	72	71	71	50	51
大規模建築物等の通知	9	6	8	4	1
計	81	77	79	54	52

都市景観アドバイザーによる助言

地域の都市景観の形成に対して先導的な役割を担う公共施設や、景観上重要な場所である主要駅周辺、国道 134 号沿線等の大規模建築物、景観形成地区内の建築物等のデザインについては、建築、都市デザイン、色彩計画、ランドスケープの専門家である都市景観アドバイザーによって、専門家の立場から助言・指導を行っています。

景観重要公共施設の指定

相模湾沿岸の良好な景観形成を関係市町と連携して推進するため、湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を、「景観法」に基づく景観重要公共施設に指定しています。当該施設の整備や区域内の占用物件については、良好な景観形成に向けた協議を行っています。

景観重要公共施設

区 域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道 134 号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道 134 号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道 305 号（江ノ島） 市道片瀬 334 号線 市道片瀬 358 号線

民間宅地開発等に関する許可等

本市は、道路事業、下水道事業、土地区画整理事業などの公共事業により都市基盤整備を行い都市の骨格を形成する一方、民間による開発行為や建築行為などが活発に行われています。これらの行為に一定のルールを定め、それにしたがって開発が行われているかどうかをチェックする必要があります。このうち、開発行為に関して設けられた制度が昭和 44 年に施行された「都市計画法」に基づく開発許可制度です。市街化区域に当たっては開発区域の面積が 500 m² 以上のものについて、市街化調整区域にあっては全ての開発行為について許可制度の対象として、市長が許可事務を行っています。

一方、土地利用をどのようにコントロールするかは、大きな課題です。その基準を定めているのが「都市計画法」及び「建築基準法」などですが、本市のように都市の成長が激しく、また土地の高度利用を要求される都市では、法のみによるチェックだけでは十分にコントロールができません。そこで、一定規模以上の開発行為や建築行為に対しては「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行）」を定め、手続及び公共施設整備を義務付けています。

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の申請件数 単位：件

該当項目（令和４年度）			件数
特定開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第４条第１２項に規定する開発行為）でその規模が 3,000 m ² 以上のもの	3
	イ	中高層建築物で、階数が 5 以上であるもの又は延べ面積が 3,000 m ² 以上の建築	21
	ウ	大規模建築物(大規模小売店舗でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m ² 超)の建築	0
	エ	ホテル若しくは旅館、劇場、映画館若しくは演芸場又はキャバレー、遊技場、集会場その他これらに類する用途に供する建築物で 300 m ² 以上の建築	0
	特定開発事業合計		24
開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第４条第１２項に規定する開発行為）でその規模が 500 m ² 以上のもの	52
	イ	中高層建築物（共同住宅で階数 3 以上かつ 24 戸以上であるもの又は共同住宅以外で階数 3 かつ延べ面積が 2,000 m ² 以上のもの）の建築	1
	ウ	特定建築物等（第 1・2 種低層住居専用地域・調整区域において階数 3 以上又は軒高 7 m 超のもの、前述以外の用途地域において高さが 10 m を超えるもの、工場その他公害の発生の恐れがあるもの、300 m ² 以上の倉庫、ホテル・遊技場等の用途に供するもの、又は高さ 15 m 超の工作物）の建築	25
	エ	特定共同住宅（住戸面積が 37 m ² 未満の住戸が 8 戸以上の共同住宅を含むもの）の建築	27
	オ	特定造成工事（3 m を超える崖を生ずるもの）	2
	カ	宅地造成工事（「宅地造成工事規制法」の許可を要するもの）	17
	開発事業合計		124
総計			148

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」における

開発行為及び中高層建築物の過去 5 年の申請件数 単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
開発行為（500 m ² 以上）	79	59	61	51	55
中高層建築物	20	18	16	23	22
合 計	99	77	77	74	77

「藤沢市風致地区条例」の制定

風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる「都市計画法」に基づく地域地区です。本市には、史跡・名勝の江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地の鵠沼、片瀬山、辻堂太平台等の良好な自然環境や景観のすぐれた地区がまだ多く残っています。「都市計画法」に基づき風致地区を 5 ヲ所指定し、これらの快適な都市環境を維持する努力を行っています。

「風致地区条例」とは、「都市計画法」に基づいて、風致地区内における建築物の建築や宅地の造成等について必要な規制を行い、都市の風致を維持することを目的として定めるものです。今までの「風致地区条例」は、昭和 45 年に神奈川県が制定したものであり、本市では、昭和 56 年から事務移譲を受け、許可等の事務を行ってきました。

「風致地区内における建築等の規制にかかる条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、「風致地区条例」の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、平成 26 年 3 月に「藤沢市風致地区条例」を制定し、同年 10 月 1 日より運用を開始しました。

風致地区における許可

許可を受けなければならない行為は、

- 建築物その他の工作物の新築、増築、
- 改築、移転又は色彩の変更
- 宅地の造成、土地の開墾その他土地の
- 形質の変更
- 水面の埋め立て又は干拓
- 木竹の伐採
- 土石の類の採取
- 屋外における物件の堆積

となっています。

「藤沢市風致地区条例」では、風致地区内において建築物を建築する際に、建築物の高さ、建蔽率、屋根・外壁の色彩、壁面の後退、緑地の確保を総合的に規制することにより風致の維持を図り、安全で快適なまちづくりを目指しています。

許可申請件数年次推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
風致地区許可申請件数	259	235	260	307	202

風致地区指定一覧表

単位：ha

名称	指定年月日	面積	地域の特性
第 1 号 片瀬山風致地区	昭和 36 年 3 月 17 日	145.25	緑豊かな丘陵地 相模湾の眺望
第 2 号 江の島風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	26.20	史跡名勝地
第 3 号 鵜沼風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	138.44	良好な住宅地 境川沿いの水と緑の調和
第 4 号 湘南海岸風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	224.08	相模湾沿岸の砂丘 とクロマツ
第 5 号 太平台風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	50.07	丘陵地とクロマツの林
計		584.04	

都市景観に係わる各種パンフレットの発行

以下の各種パンフレットを作成するなどして、都市景観に係わる情報提供と啓発を進めています。

- ・大規模建築物等の景観形成基準
- ・江の島特別景観形成地区
- ・湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区
- ・サム・ジュ・モール景観形成地区
- ・すばな通り地区景観形成地区
- ・湘南辻堂景観形成地区
- ・湘南台景観形成地区
- ・ニコニコ自治会景観形成地区
- ・Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区
- ・色彩景観ガイドライン

都市景観市民団体の認定と支援

都市景観市民団体は、地域住民による地区の都市景観形成に寄与することを目的とした一定条件を満たす団体を本市が認定する制度です。良好な都市景観形成の活動を行う団体を市長が認定することで、市民による自主的な都市景観形成活動の支援をしていきます。

都市景観市民団体

- ・鵜沼の緑と景観を守る会（平成 19 年 5 月 7 日認定）
- ・藤倶楽部（平成 20 年 6 月 11 日認定）
- ・鵜沼景観まちづくり会（平成 20 年 8 月 5 日認定）
- ・善行雑学大学（平成 21 年 9 月 1 日認定）

7 文化的・歴史的資源の活用

環境目標 1 - 7

文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実	市民の共有の財産である本市所蔵の郷土資料や文化財等の公開活用については、コロナ禍ではありましたが、市民ギャラリーでの展示公開事業や「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供などを実施し、一定の効果がありました。	継続	継続	継続	継続

(1) 文化・歴史的資源の保全・活用

文化財の指定、調査、保存管理

ア 文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ 文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ 文化財保存・管理

現在、110 件の国・県・市指定の文化財、20 ヲ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ 文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 名です。

オ 文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しながら、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 13 名です。

カ 本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理、及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

交付金の交付件数：83 件

埋蔵文化財の保護

ア 埋蔵文化財

約 360 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ 埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

令和 4 年度の実績

確認調査 2 m × 2 m の試掘坑又は、試掘溝を掘削し判断。

確認調査 55 件（うち本格調査指導 7 件、立会調査指導 42 件、慎重工事ほか 5 件）

ウ 南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二（二地区）土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ 埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、更に包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

歴史的建造物の保全

ア 国登録有形文化財（建造物）

国登録有形文化財（建造物）は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- ・ 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・ 造形の規範となっているもの
- ・ 再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

市内の国登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
岩本楼ローマ風呂	江の島 2-2-7	(有)岩本楼本館	平成 13 年 11 月 20 日
旧近藤邸	鵠沼東 8-1	藤沢市	平成 14 年 8 月 21 日
旧後藤医院鵠沼分院	鵠沼橋 1-1850-40	藤沢市	平成 22 年 9 月 10 日
桔梗屋 店蔵・主屋・文庫蔵	藤沢 1-751-1 ほか	藤沢市	平成 25 年 12 月 24 日
旧三鶯八郎右衛門家住宅 主屋・門	羽鳥 3-1039-1	法人	平成 25 年 12 月 24 日
林家住宅主屋	鵠沼桜が岡	個人	平成 26 年 10 月 7 日
旧稲元屋呉服店 内蔵・一番蔵	本町	個人	平成 27 年 8 月 4 日
月山堂滴水庵 主屋・待合・大門	辻堂太平台	個人	平成 28 年 2 月 25 日
清浄光寺 本堂ほか 計 10 件	西富 1-208	清浄光寺	平成 28 年 2 月 25 日
関次商店 穀物蔵・肥料蔵	本町	個人	平成 28 年 2 月 25 日
旧越前屋雨谷商店店舗兼主屋	打戻 1119	盛岩寺	平成 29 年 5 月 2 日
旧石曽根商店店舗兼主屋	藤沢	個人	平成 29 年 10 月 27 日
尾日向家住宅洋館・和館	鵠沼松が岡	個人	平成 30 年 3 月 27 日
旧鈴木薬店店舗兼主屋	大鋸	個人	平成 30 年 3 月 27 日
有田家住宅 主屋・土蔵	大鋸 3-139-2 ほか	藤沢市	平成 31 年 3 月 29 日
玉屋本店店舗兼主屋	片瀬海岸	個人	令和 2 年 4 月 3 日
旧藤澤カントリー倶楽部クラブハウス (グリーンハウス)	善行 7 丁目 1-2	神奈川県	令和 3 年 2 月 26 日
福岡家住宅橐駝庵	辻堂	個人	令和 3 年 2 月 26 日
龍口寺 妙見堂ほか 計 4 件	片瀬 3 丁目 2822	龍口寺	令和 3 年 2 月 26 日
齋藤家住宅 主屋・石蔵・長屋門	本鵠沼	個人	令和 3 年 6 月 24 日



【国登録有形文化財・有田家住宅 主屋・土蔵】

藤沢市文化財ハイキングコース

「藤沢市文化財ハイキングコース」を 20 コース用意し、本市 web サイトで紹介しています。コースの見どころ、所要時間等を掲載して、市民の文化財めぐりに役立てています。こうした文化財ハイキングを通じて、文化財愛護精神の普及・啓発を図っています。

公開活用事業

藤沢の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示公開しています。ホームページ等の情報提供により、郷土の歴史に関する学習機会の確保を図っています。

ア 展示公開事業（市民ギャラリー）

令和 4 年度 実施事業（市民ギャラリー）

展示会名	会期	日数（日）	入室者数（名）
未来へつなぐ文化財 ～文化財の修理報告展～	4月26日～6月5日	33	2,237
チョット昔の江の島みやげ・・・チョットだけヨ	6月14日～7月31日	48	3,824
まるごとこども！～藤沢市所蔵浮世絵と郷土資料から～	8月9日～10月10日	61	4,678
早出し！えとの郷土玩具（う・たつ・み）	10月19日～12月4日	46	2,901
藤沢トラフィック Ver.2 モータリゼーション	12月13日～2月26日	66	3,628
「モノクロ絵巻」の世界	3月7日～5月7日	61	3,757

イ HP「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供

令和 4 年度の実績

年間アクセス数 104,152 件（総ページビュー）

文化財説明板等の維持・管理

本市指定文化財などの説明板等を設置し、市民の文化財巡りなどに役立てています。

文化財図書の刊行

文化財に関する調査成果は、『藤沢市文化財調査報告書』として刊行しています。令和 4 年度までに、第 57 集まで刊行しました。

また、『南鍛冶山遺跡発掘調査報告』、『藤沢市の文化財を訪ねて』、『藤沢市社寺建築物調査報告書』、『大地に刻まれた藤沢の歴史』（Ⅰ～Ⅴ）などの文化財に関する書籍を刊行し、有償で頒布しています。

小学生のための郷土資料講座

令和 4 年度は、次のとおり実施しました。

令和 4 年度の実績

実施校：延べ 14 校、50 クラス

参加者：計 1,468 名

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全

環境目標 2 - 1

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
市域の緑地確保 ² 単位：%	緑を保全する主な取組としては、都市公園や街路樹等をはじめとする公共施設緑地の適切な配置や、民有地の貴重な緑については生産緑地、保存樹木等の法や条例に基づく指定、戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等で、市街地における良好な景観の確保に努めているところです。 しかしながら、近年は、公共施設整備等による増に対し、民有地の売買や相続に伴う土地利用転換等の理由に伴う減が上回っており、市域全体では微減傾向になっていることから、2030年度(令和12年度)の29%達成に向けた毎年度の数値設定が現実的ではなくなってきています。 このようなことから、今後も引き続き、市街地の良好な緑の確保に向け、取組を進めるとともに、次期「藤沢市緑の基本計画」の改定に合わせて内容の整合を図っていく予定です。	目標	—	—	—	29.0	0/3.9 ポイント
		実績	25.1	25.1	25.1 ³	—	
		対前年	—	0.0	0.0	—	
		対改定時	—	0.0	0.0	3.9	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における実績値。

3 算定中(11月頃確定予定)。

(1) 緑の保全

緑の特徴

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、更に江の島の海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。

現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪などの谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されながら里地里山として維持されてきました。引地川や境川などの川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鵜沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

樹林面積は約 328 ha と推定されます。都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでなく、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存のほかに、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行なっています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 (m ²)	保存樹木 (本)	保存生垣 (箇所)
平成 30 年	1,088,529.60	856	236
令和元年	1,079,752.19	800	236
令和 2 年	1,060,962.03	744	226
令和 3 年	1,027,220.07	698	221
令和 4 年	1,017,538.02	683	218

憩いの森

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積		単位：m ²
名 称	所 在 地	全体面積
西富憩いの森	西富 631 - 3 付近	8,353.00
稲荷憩いの森	稲荷 494 付近	4,090.00
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	2,133.39
長後憩いの森	長後 2756 付近	7,685.00
本町一丁目憩いの森	本町一丁目 12 番付近	2,895.74
計		22,261.39



【稲荷憩いの森】

水と緑のネットワークづくりの推進

首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）が取りまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられています。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成 18 年 3 月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。

また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成 28 年 3 月に策定しており、本市は都市近郊エリアとして位置づけられています。

この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を 7 つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。

都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に対策を講じていく必要があります（詳細は 124 ページ）。

都市公園以外の公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 5 年 3 月 31 日現在 320.42 ha（11 月頃確定予定）です。市

有山林は、みどり基金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により増加していますが、緑の広場や憩いの森など、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生などにより緑地としての活用ができなくなることがあります。公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保に努めることが重要です。

公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 4 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は 6,437 件、緑地面積は 474.3 ha になっています。

市の木「クロマツ」と市の花「フジ」の普及

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和 4 年度においては、松枯れを防止するために 128 本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した 2 つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」の PR など、フジの普及啓発を行っています。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



クロマツ

【市の花】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



フジ

【市の鳥】

平成 4 年 10 月 1 日制定



カワセミ

みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 60 年度 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 4 年度末時点では、基金残高 8 億 1,739 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しており、昭和 61 年度から現在まで合計 10.7 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況

単位：千円

年度	積立金			取崩金		取得面積 (m ²)	年度末 基金額
	本市積立	寄附金	利子	緑地取得	その他		
平成 30 年	67,134	5,534 (100 件)	176	24,120	19,529	402.00	836,017
令和 元年	68,960	9,820 (94 件)	117	159,882	18,076	2,661.00	736,957
令和 2 年	71,348	11,933 (62 件)	91	0	15,317	0	805,012
令和 3 年	74,203	13,738 (68 件)	20	0	15,569	0	877,404
令和 4 年	72,661	13,281 (87 件)	40	0	14,599	0	817,396

街路樹の維持・管理

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 5 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 15,000 本、低木等が約 142,000 m² あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行ってまいります。

(2) 里山の保全

里山の現状

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものです。

昭和 40 年代前半ごろまで、農業や林業の生産活動、堆肥や新炭資源確保^{しんたん}の場、及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入り、その景観が形成されました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったと言われています。明治時代ごろまでの里地里山は、屋根材などの共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、

薪炭資源としての利用価値の高いクヌギ・コナラなどの広葉樹や建材としての利用価値の高いスギ・ヒノキなどの針葉樹による混交林と、水田・畑などにより形成された景観だと言えます。

近年、里地里山が持つ良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、及びレクリエーションの場の提供などの多面的機能が注目されるようになりました。

一方で、産業構造や生活様式の変化、及び農業・林業従事者の高齢化などに伴い従来の管理が行われなくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつあります。また、土地利用形態の変化や都市整備などに伴い、里地里山景観そのものの消失が進んでいます。



【石川丸山谷戸における里地里山の景観】

雨水の地下浸透、保水機能の維持に寄与する樹林地や里山、谷戸などの保全

樹林地や里山谷戸等の緑は、防災機能、景観機能、レクリエーション機能等に加えて、雨水の地下浸透や保水機能など、自然の水循環を支える環境保全機能を持っています。

これらの機能の保全に向けては、みどり基金による緑地の取得等に加えて、特別緑地保全地区の指定や保存樹木制度などにより民有緑地の保全に努めています。

また、令和２年度からは里山環境の保全と再生を目的とした樹林地復元を行っています。

特別緑地保全地区の指定

「都市緑地法」(第 12 条)に基づく特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地及び生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を目的としたもので、都市計画における地域地区(「都市計画法」第 8 条)の 1 つとして指定がなされています。同地区内では、緑地を保全するため宅地の造成、建築物の建築、及び木竹の伐採などの行為が制限されますが、その代償措置として税負担の軽減や土地の買い取り制度が設けられています。

現在、4 地区約 55.8 ha を指定しており、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、今後保全すべき緑地のうち特に重要なものについて、本地区の指定を目指しています。

遠藤笹窪特別緑地保全地区

指定面積：約 20 ha

最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日

告示番号：市告示第 198 号

概要： 湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する藤沢三大谷戸の 1 つである遠藤笹窪谷を含む接する緑地です。

引地川特別緑地保全地区

指定面積：約 16 ha

最終決定年月日：昭和 63 年 3 月 1 日

告示番号：県告示第 179 号

概要： 引地川左岸中流域に広がる水田地帯に面した斜面地で、本市のみず・みどりの基幹軸として良好な都市環境を形成する緑地です。

境川特別緑地保全地区

指定面積：約 15 ha

最終決定年月日：平成 5 年 4 月 23 日

告示番号：県告示第 469 号

概要： 境川右岸、西俣野地区立石橋付近より上俣野橋まで広がる農地に面した斜面地で、市南北における緑の骨格を形成し、本市の環境保全、景観形成を図る緑地です。

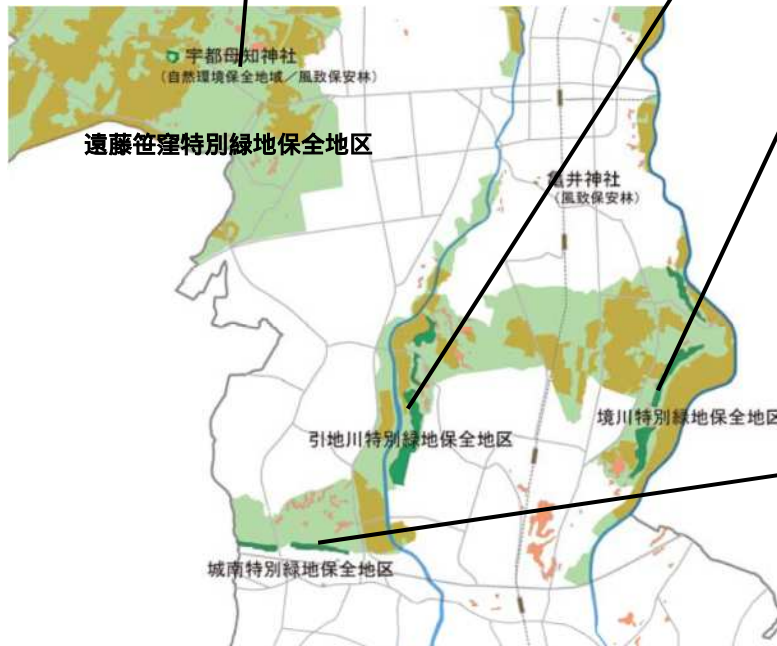
城南特別緑地保全地区

指定面積：約 4.8 ha

最終決定年月日：平成 9 年 3 月 28 日

告示番号：市告示第 312 号

概要： 相模野台地南端、本市西側の国道 1 号沿いに続いている斜面地で、市域東西における緑の骨格を形成する良好な景観を備えている緑地です。



【特別緑地保全地区位置図】

緑の保全制度の活用

神奈川県「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域（寒川社、皇子大神、宇都母知神社の 3 カ所）や、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、「里地里山保全等地域」に選定されている石川丸山谷戸の周辺地域の維持に努めています。そのほか、快適な都市環境を守っていくための風致地区のほか、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域及び保安林など、法令で規制されている地域については、それぞれの主旨を踏まえたうえで、緑の保全の観点から関係部局との連携を行っています。

また、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林・保存樹木及び保存生垣の指定拡大に努めています。

市民等による自主的な自然景観形成活動の支援

遠藤笹窪谷（谷戸）や石川丸山谷戸等で行われている、市民団体等による自主的な里地里山保全活動等に対し、補助金の交付など様々な支援を行っています。

斜面緑地の保全

市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の 1 つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」に指定している斜面緑地があります。

特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常の管理行為以外の行為は厳しく制限されています。

次の 4 地区、約 55.8 ha を特別緑地保全地区として指定しています。

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした、「都市緑地法」第 12 条に基づく地区で「都市計画法」第 8 条に基づく「地域地区」の 1 つです。

○引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、藤沢市地方卸売市場北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域（石川丸山谷戸）に接する斜面山林

- ・面積：約 16 ha
- ・最終決定年月日：昭和 63 年 3 月 1 日
- ・告示番号：県告示第 179 号



【引地川特別緑地保全地区】

○境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

- ・面積：約 15 ha
- ・最終決定年月日：平成 5 年 4 月 23 日
- ・告示番号：県告示第 469 号



【境川特別緑地保全地区】

○城南特別緑地保全地区

国道 1 号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約 1.3 km の斜面山林

- ・面積：約 4.8 ha
- ・最終決定年月日：平成 9 年 3 月 28 日
- ・告示番号：市告示第 312 号



【城南特別緑地保全地区】

○遠藤笹窪特別緑地保全地区

湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する遠藤笹窪谷に接する緑地です。

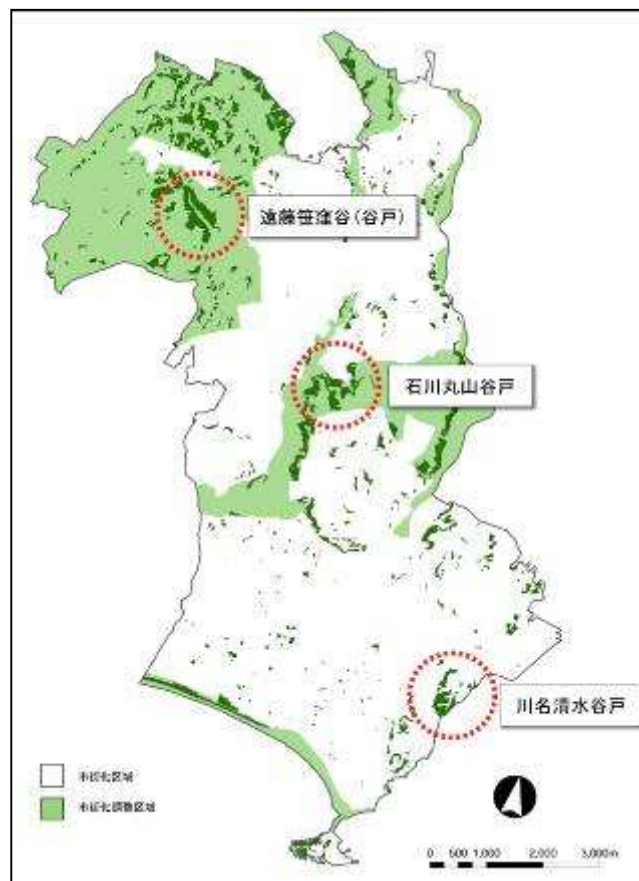
- ・面積：約 20 ha
- ・最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日
- ・告示番号：市告示第 198 号



【遠藤笹窪特別緑地保全地区】

三大谷戸の自然景観の保全

本市の三大谷戸は「藤沢市緑の基本計画」における「緑の保全拠点」、「藤沢市都市マスタープラン」における「みどりの景観拠点」に位置づけられており、緑地保全施策において優先かつ重点的な施策として、様々な制度を活用しながら、具体的な施策を展開しています。また市民団体の活動と連携して保全に努めています。



【三大谷戸位置図】

○川名清水谷戸

位置：藤沢駅の南東約 1.2 km

面積：約 17.0 ha

概要：

- ・市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。

- ・樹林や水田、湿地空間の組み合わさった多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。
- ・隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全をめざします。

用地取得面積：約 11.1 ha（市及び県）（令和 4 年度末時点）

○石川丸山谷戸

位置：善行駅の北西約 1.5 km

面積：約 19.0 ha

概要：

- ・引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しており、引地川流域に含まれます。
- ・2 つの谷戸が合流することで、複雑な地形を形成しており、谷底部では湧水を起源とした小川が流れています。
- ・平成 27 年 9 月に「石川丸山緑地保全計画」を策定しました。
- ・谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用ができるように施策を展開しています（令和 5 年 3 月現在：「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山保全等地域 約 11.9 ha）

用地取得面積：約 6.5 ha（令和 4 年度末時点）



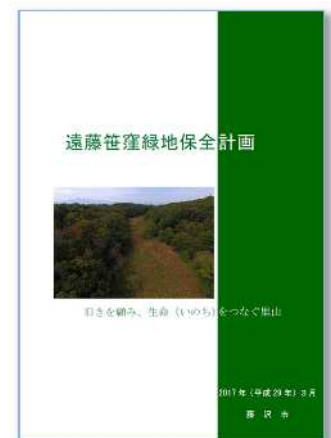
○遠藤笹窪谷（谷戸）

位置：湘南台駅の西約 3.5 km

面積：約 24.3 ha

概要：

- ・湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、相模川流域に含まれます。
- ・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。
- ・平成 29 年 3 月に、自然環境の保全・再生・活用などの施策の展開に向け、「遠藤笹窪緑地保全計画」を策定しました。当計画を踏まえ、令和 4 年 7 月、谷戸底部約 2.5 ha に遠藤笹窪谷公園を開設しました。
- ・令和 5 年 4 月に遠藤笹窪谷公園内に生物多様性サテライトセンターを開設し、生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。



2 生物多様性の保全

環境目標 2 - 2

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
ビオトープ拠点の 保全・再生、創出	ビオトープ拠点の保全・再生、創出活動については、市民をはじめとする様々な主体と協働・連携し推進していきます。	継続	継続	継続	継続

(1) 生物多様性の保全

海岸の保全

本市には東浜から辻堂海岸にいたる長さ5.2 km、巾最大110 m、平均90 m、総面積47 haに及ぶ砂浜があります。

神奈川県では、国が定めた「海岸保全基本方針」(平成12年5月)に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県、平成16年5月策定)と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」(東京都・神奈川県・千葉県、平成16年8月策定)を定めています。「相模灘沿岸海岸保全基本計画」では、三浦市剣崎から静岡県境まで(延長約150 km)を範囲とし、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」という基本理念のもと海岸保全を行っています。

相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、神奈川県と本市を含めた沿岸13市町では「なぎさづくり促進協議会」(平成18年3月)を設置して、海岸侵食をはじめとした相模湾の諸問題について協議を行っています。

湘南海岸では、10月から4月にかけて強い南西風が吹きます。潮風や飛砂の被害を防ぐため、これまで海岸砂防林の植栽が行われてきました。砂防柵(竹ず柵)や防風ネットを設置して、美しい白砂青松の風景を創り出す海岸砂防林の保護、育成が図られています。

また、公益財団法人かながわ海岸美化財団では、海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査、研究等を行うことにより、相模湾を中心とする海岸美化を図り、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与しています。

江の島と片瀬海岸の保全

市内南部にある県指定史跡・名勝「江ノ島」は、周囲約4 km、面積約0.37 km²、標高約60.4 mの凝灰質砂岩から成る陸けい島です。島の裾にはいくつもの海浸洞窟、奇岩、奇^{きしやう}嶺が巡り、また頂上部では藤沢市指定の天然記念物であるクッカアロウカリア、シマナンヨウスギ、ツカミヒイラギ、タイミンチク群を見ることができます。

片瀬漁港は、漁業活動の根拠地としてだけでなく、観光地であるこの地域の景観に馴染むようなデザインをするといった配慮のもと、市民・来訪者が憩いの場として利用することと、また、市民に安全・安心な魚介類を提供することを目的として整備を進め、平成19年度の工事をもって完成しました。

また、江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行い、環境の保全に努めています。

今後も砂浜、岩場の何れにも恵まれた自然環境の保護・保全に努めます。



【神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」】

海岸部ビオトープ拠点の保全

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。

辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生が見られ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。

神奈川県などと協力し、これら海岸部ビオトープ拠点の保全を図っています。



【辻堂海岸の植生状況】

谷戸、ため池、小川などの貴重な水辺の保全・整備

川名緑地及び新林公園、石川丸山緑地、健康の森及び少年の森など、緑地内に谷戸や湧水、ため池や小川、良好な樹林地がセットになった環境はビオトープネットワークの拠点であり、生きものの生息環境としても重要な場所です。

地元地権者や市民団体、NPO、大学などと協力し、これら貴重な水辺のビオトープ拠点の保全を図っています。

「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組



本市は、江の島や鵜沼海岸などの海浜環境に恵まれるとともに、引地川や境川沿いの斜面緑地及び川名清水谷戸・石川丸山谷戸・遠藤笹窪谷（谷戸）など多様で良好な自然が存在していますが、都市化の進展に伴いこの自然環境が年々減少傾向にあります。

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市緑の基本計画」・「同実施計画」などの主要な計画等においては、本市の将来を見据え、海、河川、斜面緑地、農地及び公園などを中心とした骨格的な自然空間の保全や創出、そのネットワークの形成を図ることとしています。

また、「ビオトープネットワーク基本計画」は、平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、全市域を対象に実施した「藤沢市自然環境実態調査」の成果を活用し、現存する良好なビオトープ環境の保全と再生・創出の推進を図ることを目的に、平成 19 年 5 月に策定し、その取組を進めてまいりました。その後、平成 30 年 6 月に策定された「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の 1 つとして取り組んでいます。

「藤沢市生物多様性地域戦略」では、生物多様性の重要性が十分に認識されていないという実態を最大の危機と捉え、まずは「啓発」することによって人々の関心・認識を高めていくことを目指

し、本戦略の重点プログラムに「生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出」を位置づけました。

令和 3 年 4 月に策定した「藤沢市生物多様性実行プラン（第 1 期計画）」では、長久保公園に「生物多様性センター」を、市内三大谷戸周辺に「生物多様性サテライトセンター」を配置することを示しており、令和 4 年 7 月に三大谷戸の 1 つ、遠藤笹窪谷に遠藤笹窪谷公園が開園したことを受け、令和 5 年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の 2 公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。



写真左上 / 稲荷持瀬市有山林の水辺
写真左下 / 稲荷の森 カントリーヘッジ
写真右 / 稲荷の森 落ち葉溜め



1990 年代初頭から森づくりが行われている「稲荷の森（ふるさとの森）」周辺では、市民団体、NPO、企業、緑化事業者、行政の協働により、森と人のつながりに重点を置いた管理を実施している。また、当該地の森づくりには、剪定や更新作業で発生した枝葉などのほかに、台風通過時に倒れた樹木などが活用されている。

自然環境実態調査の実施

「藤沢市環境基本計画」に基づき平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、専門家やボランティア団体の協力を得て、市内を代表する 33 ヲ所の緑地を対象とした第 1 回自然環境実態調査を行い、その成果を基に、「ピオトープネットワーク基本計画」を策定し、自然環境や緑地の保全など、各種の緑施策の展開に活用してきました。

その後、10 年が経過した平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、市内 48 ヲ所において第 2 回の調査を実施し、その結果を踏まえて平成 30 年に既存の「ピオトープネットワーク基本計画」を統合した「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、「啓発」と「協働」の推進により、生物多様性の危機

を回避し持続可能な社会の実現を目指した取組を推進しているところです。

前回調査から更に 10 年が経過したことから、自然環境の変化を把握するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、第 3 回目の調査を実施予定です。市内三大谷戸をはじめ、特に重要度の高い自然環境を有する地域 13 カ所を選定して調査を行うことで、同一地点における調査の継続性を担保します。



自然環境実態調査の活用

「藤沢市自然環境実態調査」を実施し（詳細は 111-112 ページ「自然環境実態調査の実施」）その結果に基づき、自然環境の保全を図っています。

鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護捕獲や保護施設等への搬送等を実施するとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。



【ミゾゴイ】



【アオバズク】

傷病鳥獣保護捕獲状況

年 度	個体数	種 類
平成 30 年	47	19 種 アオサギ・カルガモ・イソヒヨドリ・タヌキ等
令和元年	40	18 種 アオサギ・カルガモ・カワラヒラ・タヌキ等
令和 2 年	29	14 種 アオサギ・アオジ・オオタカ・ハヤブサ・タヌキ等
令和 3 年	43	12 種 アオサギ・ツバメ・ウミネコ・オオルリ・オオバン・ジョウビタキ・タヌキ等
令和 4 年	13	7 種 ミゾゴイ・メジロ・アオサギ・アオバズク・スズメ・トビ・タヌキ

鳥獣の管理

令和３年度と同様にアライグマ・ハクビシン等による生活・農業被害を防止するため、鳥獣の捕獲や捕獲申請の許可事務を実施しました。

令和４年度 鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可申請状況 単位：件

内容	件数	
生活被害等防止のための捕獲許可	本市事業	1
	個人申請等	100
農業被害防止のための捕獲許可	11	
傷病保護のための捕獲許可	2	
生態系に係る被害防止のための捕獲許可	0	
学術研究のための捕獲許可	1	
計	115	

生活被害防止のための鳥獣の捕獲数及び相談件数

種 \ 年度	捕獲頭数等			相談件数（件）		
	令和２年	令和３年	令和４年	令和２年	令和３年	令和４年
アライグマ	51	116	65	191	228	361
ハクビシン	26	35	34	149	136	167
台湾リス	76	24	39	18	19	32
カラス	26	26	22	124	115	135

アライグマの相談件数には、アライグマと確認できているもののほか、アライグマ・ハクビシンの判別できないものを含む。

また、外来鳥獣のうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されたアライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲等を本市事業として実施しています。

外来鳥獣捕獲事業による捕獲数 単位：頭

種 \ 年度	令和２年	令和３年	令和４年
アライグマ	10	36	51
ハクビシン	0	1	11
台湾リス	0	2	9



【アライグマ】

天井裏に侵入している様子



【ハクビシン】

子どもを口に咥えて天井裏から逃げる様子



【タイワンリス】

左：椿の花を食害している様子

右：ヒノキの木が食害された様子

広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承

「藤沢市生物多様性地域戦略」に基づく施策により、自然環境の次世代への継承を図ることとしています。

民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています（詳細は 101 ページ）。

緑地保全協働事業

現在、市で管理している緑地のうち 23 ヲ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払いなどの緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ビオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しながら、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図り、市民協働による樹林地・里山・谷戸の管理を推進しています。

天然記念物や市指定保存樹林等の保護

現在、本市指定の天然記念物として以下 8 件が指定されています。

また、昭和 46 年度から樹木、樹林について保存指定しています（詳細は 99 ページ）。支援制度に加え、所有者の方々のご理解、ご協力により自己管理していただくことで、緑の保全に努めています。

本市指定の天然記念物

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
混生樹（寄り木）	渡内 648	慈眼寺	昭和 44 年 2 月 8 日
ツカミヒイラギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
クックアロウカリア	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
シマナンヨウスギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
タイミンチク群	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
大イチョウ	西富 1 - 8 - 1	清浄光寺	昭和 46 年 7 月 5 日
臺谷戸稲荷の森	大庭 1809 ~ 1810	稲荷神社	昭和 48 年 3 月 7 日
常光寺の樹林	本町 4 - 5 - 21	常光寺	昭和 51 年 4 月 15 日

河川の保全、整備（再掲）

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度「河川法」の改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。

水辺へのアクセス

「準用河川一色川整備基本計画」に基づく護岸改修工事において、親水性のある護岸整備を一部で予定しています。これにより水辺へのアクセスや快適性の向上が期待されます。

(2) 生物多様性に関する普及啓発

『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成 6 年発行の「身近な草・きのこの語り」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。



【『藤沢の自然』シリーズ】

『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

昭和 50 年度より、自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、編集を藤沢の自然に詳しい方々に依頼し、作成しています。

刊行当初の昭和 50 年度から平成 17 年度までは小冊子『藤沢の自然』を 31 冊発行し、平成 12 年度から平成 28 年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として 17 冊を発行しました。



【『藤沢の自然観察ガイド』】

自然観察会、緑化講習会の開催

身近な自然の大切さや生きものの保護に対する意識啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。令和 4 年度は「初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊～」を例年どおり実施しました。

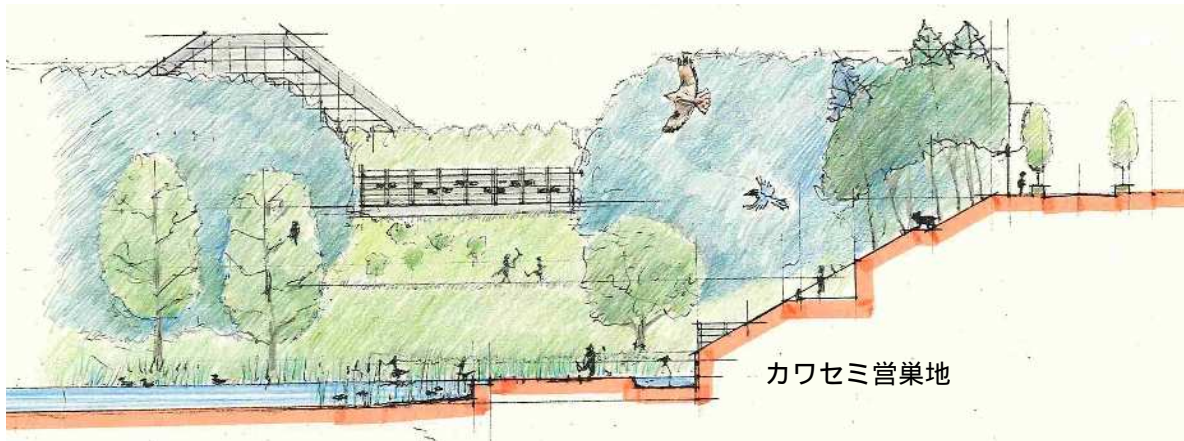
このほか、長久保公園都市緑化植物園において緑化講習会を定期的に行っています。

自然景観に係わる情報提供、啓発

藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。

樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発

「ビオトープネットワーク基本計画」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、公民館との連携事業等の啓発事業を、稲荷の森周辺や裏門公園で実施しています。



裏門公園では多主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われている。また、市民を対象にした見学会及び野鳥観察会を実施している。

生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と啓発事業の事例

『大庭・裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多主体協働による生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組において、啓発事業として、市民を対象にした「園内管理活動見学会」、「野鳥観察会」等を定期的の実施しています。

『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年2回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。

『ふじさわ教育』（186号）では、カラー6ページで藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「企業におけるCSR活動と生物多様性」に関する内容を、「藤沢の自然」には、「藤沢の川と台地」の内容に加え、「世話をしないでふ化稚魚を育てる方法」に関する内容を掲載しました。



【『ふじさわ教育』】

3 新たな緑の創出

環境目標 2 - 3

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 年度 (改定 時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
市民一人当たりの 都市公園の面積 ² 単位：m ²	新たな都市公園を創出することが できました。引き続き、都市公園の創出 に向けた取組を進めていきます。	目標	—	—	—	9.0	0.3 %
		実績	5.33	5.30	5.34	—	
		対前年	—	0.03	0.04	—	
		対改定時	—	0.03	0.01	3.67	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における実績値。

(1) 地域の緑化。

緑の基本計画

ア 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

イ 緑の将来像

多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。

ウ 基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。

(ア) 緑をまもる…保全

斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視した中で、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保につとめ、これを次世代へ継承します。また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。

(イ) 緑をふやす…創造

公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を図るとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。

湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備を図ります。

それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。

(ウ) 緑をつなぐ…連携

緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化を図ります。

鳥や小動物の移動空間としてのビオトープネットワークについては、河川を軸に、谷戸や周辺の湿地帯、湧水地や樹林地などを保全・活用し配置計画の中で体系づけます。

(エ) 緑をひろめる…普及

緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有につとめます。

(オ) 緑とくらす…共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及に努めます。

また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有に努めます。

エ 目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標(最終目標)を設定し、段階的な目標として中間年次(令和2年、令和12年)を設けています。また、藤沢都市計画区域(藤沢市全域 6,956 ha)を計画の対象区域としています。

(ア) 緑地の確保目標

最終目標は、計画対象区域(藤沢市全域)の概ね 30%を目標とします。

令和2年 …27%

令和12年 …29%

令和4年度末において、25.1%(11月頃確定予定)となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の質を高めるように努めます。

(イ) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は 20 m²/人とします。

令和2年 …14 m²/人

令和12年 …17 m²/人

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成26年度に「緑の実施計画(第1期計画)」を策定し、令和3年度からは第3期計画に基づき事業の進捗を図っています。

民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

屋上緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成25年	11	131	514.58	17,034.98	0	6	0.00	1,089.24
平成26年	11	142	2,164.44	19,199.42	2	8	313.07	1,402.31
平成27年	16	158	2,228.12	21,427.54	1	9	385.10	1,787.41
平成28年	2	160	60.85	21,488.39	0	9	0.00	1,787.41
平成29年	5	165	171.18	21,659.57	0	9	0.00	1,787.41
平成30年	10	175	499.16	22,158.73	2	11	436.23	2,223.64
令和元年	3	178	390.80	22,549.53	0	11	0.00	2,223.64
令和2年	5	183	197.02	22,746.55	0	11	0.00	2,223.64
令和3年	3	186	140.83	22,887.38	0	11	0.00	2,223.64
令和4年	6	192	81.43	22,968.81	0	11	0.00	2,223.64

壁面緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成25年	12	51	1,170.88	5,108.72	1	6	22.50	658.59
平成26年	9	60	216.51	5,325.23	1	7	34.84	693.43
平成27年	16	76	599.23	5,924.46	1	8	38.64	732.07
平成28年	6	82	581.83	6,506.29	0	8	0.00	732.07
平成29年	5	87	183.80	6,690.09	0	8	0.00	732.07
平成30年	1	88	31.82	6,721.91	0	8	0.00	732.07
令和元年	2	90	52.34	6,774.25	0	8	0.00	732.07
令和2年	9	99	199.12	6,973.37	1	9	295.49	1,027.56
令和3年	7	106	327.09	7,300.46	0	9	0.00	1,027.56
令和4年	6	112	149.69	7,450.15	0	9	0.00	1,027.56

宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進するため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に

存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

郷土樹種による緑化の推進

緑化する樹木は、生育条件、管理方法等を十分考慮し、原則として郷土樹種から選定することとしています。

< 主な郷土樹種の種類 >

高木樹高 2.5 m 以上の常緑広葉樹：タブノキ・スダジイ・シラカシ・アラカシ・クスノキ・シロダモ・モチノキ・ヤマモモ・クロガネモチ

中木樹高 1.5 m 以上の常緑広葉樹：マサキ・ヤブツバキ・カクレミノ・ヒイラギ・ウバメガシ・カナメモチ・モッコク・キンモクセイ・ナンテン・ヤツデ

低木樹高 0.5 m 以上の常緑広葉樹：アオキ・トベラ・ヒサカキ・ハマヒサカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・アセビ・チャノキ・マンリョウ

みどりの贈り物・生垣用苗木の配布

みどりの贈り物は結婚、新築、出産の際にお祝いとして苗木を配布するもので、令和 4 年度は 1,406 本配布しました。

また、新たに生垣を新設する方に令和 4 年度は 235 本の苗木を配布しました。どちらも本市の緑化推進の拠点である長久保公園都市緑化植物園で配布しました。

市民団体などとの連携による緑化の推進及び各種イベントやコンクールなどをおとした緑化意識の普及・啓発

市内の緑地保全及び緑化推進に意欲的な市民ボランティア団体などと連携して、市有山林での草刈りや植樹を行い、及び街頭での花苗や種子の配布を行うことで、緑化の推進を図っています。

また、毎年、緑化啓発ポスターや学校花だんなどのコンクールを行うことで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

市民団体等との連携による緑化の推進

ア 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

事業場の環境緑化は、そこで働く人たちにとって仕事場の環境をより良くし、また、地球環境との融和を図るためにも重要です。この認識をふまえて、昭和 49 年 4 月に藤沢市工場等環境緑化推進協議会が設置され、工場を持つ企業だけではなく幅広い企業の参画を図るため、平成 29 年 4 月に藤沢市企業等環境緑化推進協議会と名称を改めました。令和 4 年度末現在、加入事業所数は 43 社で、各種講習会や施設見学会などを開催し、緑化意識の向上に努めています。



【藤沢市企業等環境緑化推進協議会の様子】

イ 藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 4 年度末の会員数は 106 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。（令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を一部見合わせました。）



【藤沢市みどりいっぱい市民の会 会報】

ウ 「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進する上で、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 41 回目となる令和 4 年度は、F プレイスにおいて 144 人の参加を得て開催しました。

この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和 4 年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

ポスターコンクール	2,252 点
標語コンクール	17 点



【ポスターの展示会】（展示場所：長久保公園）



（展示場所：本庁舎 5 階）

エ 長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）

住民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及を図り、都市緑化の推進に資することを目的とした長久保公園都市緑化植物園は、「みどりの相談所」をはじめ、花のプロムナード・迷路を兼ねた 65 種類の樹木を配した生垣見本園・溪流広場・樹木見本園・芝生広場・スイレンの池・花菖蒲の池及び駐車場などの施設を有し、植物に関する相談への対応や市民団体等による植物の展示会や講習会なども行っています。



【長久保公園の花だん】

オ 公園愛護会

都市公園は、市民共有、地域共有の財産であり、市民と行政が協働し、常に市民の声、地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが望まれています。昭和 58 年度に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等のお願いをしてきており、現在 160 を超える公園愛護会が活動しています。

カ 新林公園みどりの会

豊かな自然に恵まれた新林公園の環境を守り、市民の憩いと安らぎの場として爽やかで快適な公園とするため、平成 11 年 8 月に「新林公園みどりの会」が発足し、市民ボランティアとして、行政や指定管理者と協働で新林公園の維持管理を行っています。

都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。本市の都市公園（県立公園を含む）は令和 5 年 3 月 31 日現在、319 カ所、236.75 ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 5.34 m² となっています。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に対策を講じていく必要があります。

都市公園の整備

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに、4 公園の供用を開始しました。今後も「身近な公園への未到達区域の解消」を目指し、都市公園の整備に取り組んでいきます。

令和 4 年度の都市公園の整備状況

単位：m²

名称	種別	所在地	開設面積（増加）
上藤が谷公園	街区	鵜沼藤が谷三丁目	1,510.35
遠藤笹窪谷公園	風致	遠藤	24,640.46
桜小路公園（追加供用）	近隣	鵜沼藤が谷四丁目	504.04
秋葉台公園（追加供用）	運動	石川、遠藤	107.90

公園緑地

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和 5 年 3 月 31 日現在、市民一人当たりの都市公園面積は 5.34 m² です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり 12.6 m²（11 月頃確定予定）となっています（令和 5 年 3 月 31 日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

種別		箇所	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	街区公園	270	44.92	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	2	19.55	長久保公園、引地川親水公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、 県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵜沼運動公園） 秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵜沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ヶ谷緑地、善行坂緑地、亀井 野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東 海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.5	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		319	236.75	市民一人当たりの面積：5.34 m ² / 人

令和 5 年 3 月 31 日現在の人口 443,515 人を使用。

各面積は百 m² 未満を四捨五入して、ha 表示としているため、合計が一致しないことがある。

緑の広場の設置状況

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼

しています。

年度	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
利用区分	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)
レクリエーション広場	41	76,335.78	40	75,344.78	35	66,796.71
運動広場	7	39,101.90	7	38,400.90	7	38,400.90
こども広場	16	8,915.26	15	8,258.69	13	7,216.32
計	64	124,352.94	62	122,004.37	55	112,413.93

< 緑の広場が減少した理由 >

相続等土地所有者のやむを得ない事情による解除と、公園の整備が進んだ地域における契約の終了によるものです。

みず・みち・みどりの基幹軸

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を進めます。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みち・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、更に大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を進めます。

(2) 建物の緑化

公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

都市公園以外の公共施設緑地

公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保に努めることが重要です（詳細は 100-101 ページ）。

建物の緑化推進

< 建物緑化助成事業 >

本市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

民間の建物の建物緑化や壁面緑化の推進

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他の建築物の建築）を建築する際

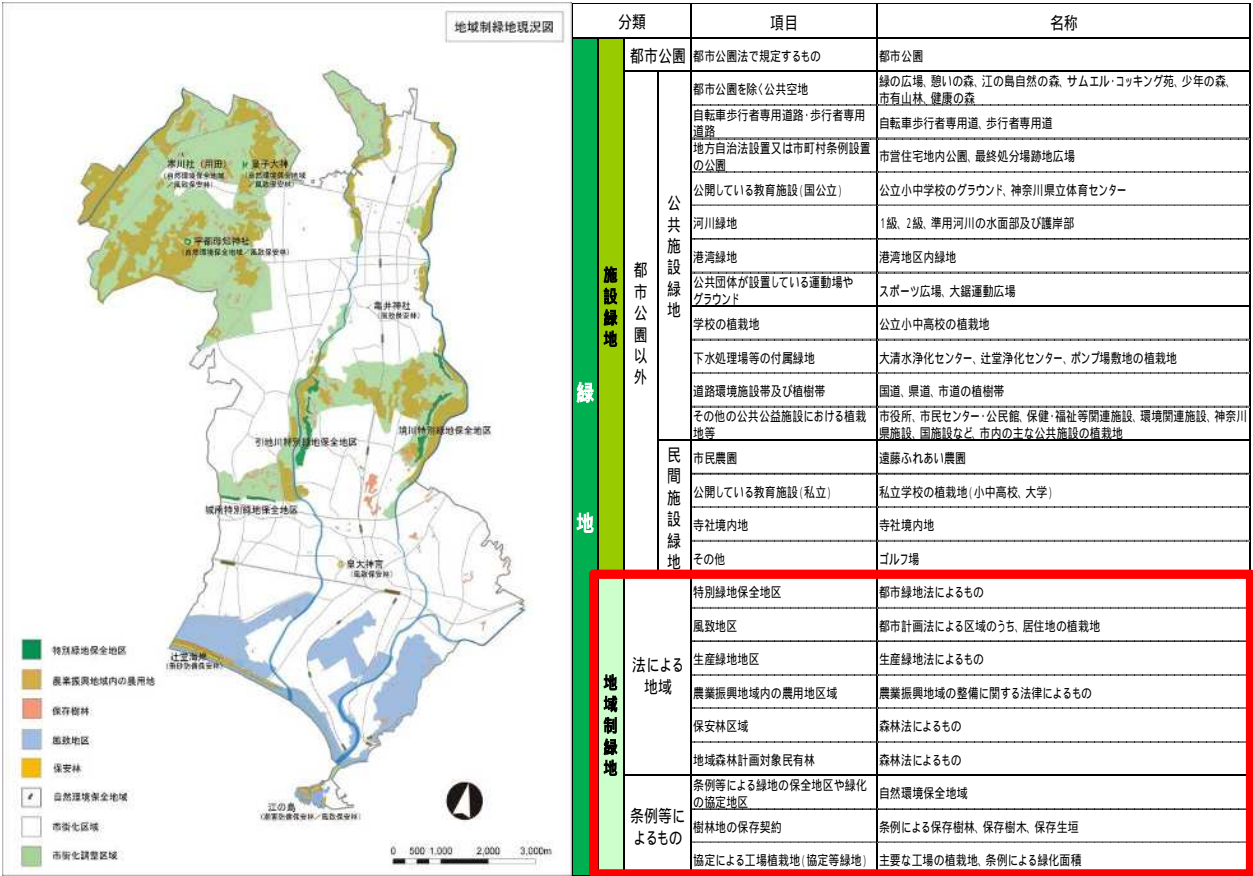
や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

民間施設緑地・地域制緑地

民間施設緑地は、寺社境内地、私立学校の植栽地及びゴルフ場など、永続性の高い民有地を対象としており、緑の永続性を高めていく必要があります。

地域制緑地は、法に根拠をおくものとして特別緑地保全地区、生産緑地地区及び地域森林計画対象民有林などがあります。また条例などに根拠をおくものに自然環境保全地域、保存樹林、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地などがあります。相続の発生や土地開発により減少が続いています。



「地域制緑地現況図」及び「緑地の確保目標で計上する緑地」（「藤沢市緑の基本計画」より抜粋）

都市の緑化

本市の緑被率（市域全体に対する緑に覆われた面積率）は、33.0%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっています。市街化区域と市街化調整区域では、区域によって大きな差があります。特に市街化区域の住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、更なる普及・啓発を図ることが重要です。

4 農水産業との共存

環境目標 2 - 4

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
有機農取組面積 ² 単位：ha	2022 年度の有機農業の取組面積は 25.5 ha と、前年度実績値から約 2.1 ha 増加しています。2030 年度の目標値 81.8 ha に向けより一層の取組が必要となります。	目標	—	19.7	26.6	81.8 ³	9.3 %
		実績	19.7	23.4	25.5	—	
		対前年	—	3.7	2.1	—	
		対改定時	—	3.7	5.8	62.1	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における推計値。

3 2050 年(令和 32 年)に 220 ha とするため、2022 年度(令和 4 年度)以降、1 年当たり 6.9 ha 拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 農水産業の保全・推進

水田の保全

有機農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稻生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

令和 4 年度 水田保全事業実績

	m ² 単価 (円)	申請数 (人)	申請面積 (m ²)	交付金額 (円)
水田保全事業奨励金	46	116	534.425	24,523,000

個人ごとに 1,000 円未満切り捨て。

水路・農道の整備

令和 4 年度は、県の補助を受け、西俣野地区で 113 m の農道整備を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

「エコファーマー」の活動支援

化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する「エコファーマー」の活動を支援し、環境保全型農業や地域循環型農業の推進を図ります。

令和 4 年度、市内在住の神奈川県認定のエコファーマーは 115 人にのぼり、水田保全事業等を通じて活動を支援していきます。

農薬使用に関する情報提供

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

こ引き続き、農薬の安全かつ適正な使用のため、国の動向など必要な情報収集等を行っていきます。

農用地区域の保全

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和 5 年 3 月 31 日現在 農用地区域面積 588.5 ha 】

生産緑地地区

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害や災害の防止機能などに優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和4年12月16日現在 488 カ所、約 89.7 ha が生産緑地地区として指定されています。

農業の振興対策

農業の存続と発展を図るため、様々な農業支援策を実施していますが、令和4年度に行った主な事業は、次のとおりです。

ア 農業者と都市住民との交流を図る事業

- ・ 果樹持寄り品評会の開催
- ・ 栽培収穫体験講座の開催
- ・ 収穫体験講座の開催
- ・ 食育講座の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、植木品評会及び園芸まつり農産物品評会の開催は中止。

イ 担い手の確保や農地の保全を図る事業

- ・ 認定農業者への支援等、本市農業の中核となる農業者の育成
- ・ 農業後継者等への支援
- ・ 遊休・荒廃農地の解消に対する支援
- ・ 水田保全奨励金の交付
- ・ 農福連携を行う農業者への支援

ウ 経営の近代化や環境に配慮した農法の導入など農業経営を支援する事業

- ・ 農業経営に要する資金を借り入れた際の利子補助
- ・ 地場野菜の安定的供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 環境に配慮した農業技術等の導入の支援（環境保全型農業）
- ・ 産地競争力を高めるための農業技術等の導入の支援
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の交付

エ 畜産経営の向上を図る事業

- ・ 家畜の伝染病予防と畜舎等の衛生対策への支援
- ・ 乳質、肉質の向上と繁殖性に優れた家畜を生産するため、乳牛、肉豚の資質改良・増殖事業に対する支援
- ・ 後継乳牛を生産するための事業に対する支援
- ・ 悪臭、水質汚濁等の防止や、畜産経営安定のための施設及び機械設置・改修等への支援

オ 農業の基盤を整備する事業

- ・ 農業用水路の維持管理及び水利施設の改修等の支援
- ・ 農業の用に供する道路の整備

援農ボランティア養成講座

農業や野菜作りに興味があり、ボランティアで農作業を手伝うことに意欲のある方等を対象に、援農ボランティア養成講座を開催しています。養成講座では、実際に援農ボランティアとして活動する前に、農作業の基礎を身につけることに重点を置いています。

援農ボランティア養成講座の開催を通じて、市民等の農業への理解と農家の労働力不足への支援を推進します。

援農ボランティア養成講座実績

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
協力農家数（戸）	22	—	19	19
受講者数（人）	11	—	51	56

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度は中止。

日本型直接支払制度

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

湘南広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町では農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、2 市 1 町間で協定を締結しました。

遠藤地区の景観形成事業

市内若手農業者団体「さがみ農協藤沢市青少年藤友会」が遠藤地区で遊休農地を活用した景観形成事業を行っています。地元若手農業者の PR 及び地域社会におけるふれあいの場として活用しています。



【遠藤地区のコスモス】

学校・保育園給食における食の安全への取組

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、不必要な添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するように努めています。

【小学校給食の例】

小松菜チャーハン／ワントンスープ／
冷凍みかん／牛乳



【保育園給食の例】

ごはん／ミートローフ／キャベツときゅうりの
塩もみ／じゃがいもとおおなのスープ



生産履歴の記帳と情報提供

本市では JA さがみと連携し、市内 JA 関連直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発を促進します。また、市内 JA 関連直売所は、消費者からの求めがあった場合には、生産履歴記帳等の情報提供が行える体制整備に努めます。

生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。

「藤沢産利用推進店」制度

この制度は「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、積極的に PR することで、地産地消の推進と地場農水産物の消費拡大を目的として実施する事業です。

藤沢産利用推進店店舗数

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
登録店舗数	101	100	101	96	91
新規登録店舗数	9	11	26	17	2
登録更新店舗数	92	89	75	79	89

当該年度の年度末の数値。

GAP（農業生産工程管理）の普及促進

JA さがみと連携し、農産物の安全確保と消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の普及促進を図ります。

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

1 廃棄物の発生・排出抑制

環境目標 3 - 1

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

達成指標に対する本年度の状況

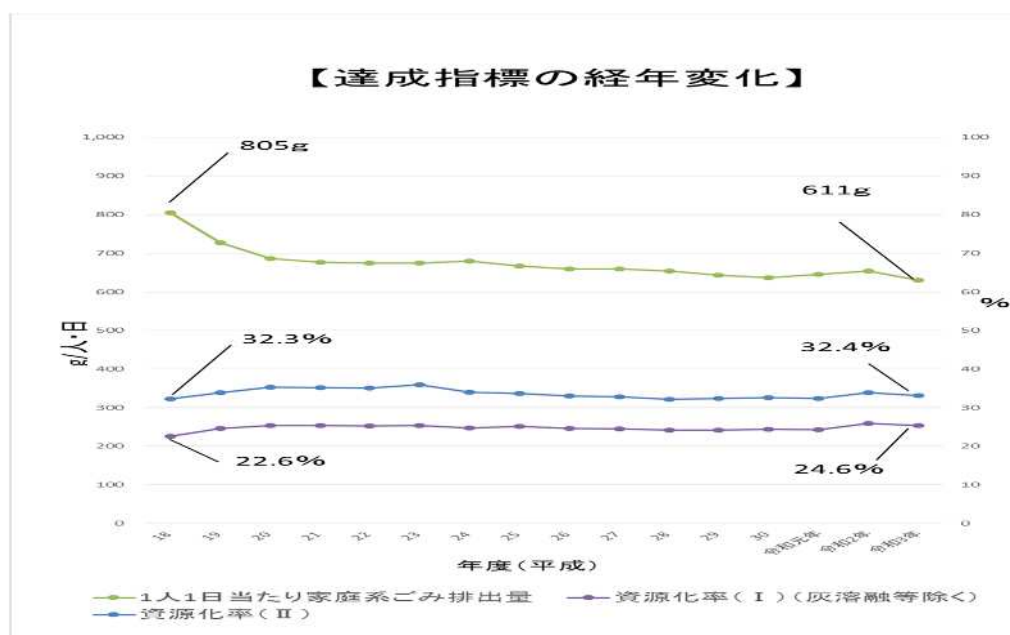
指標項目	概要		2019 年度 (基準 年度 ¹⁾)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 ² (目標)	目標 達成率 ³
市民1人1日当 たりの家庭系ごみ排 出量 ⁴ 単位: g/人・日	2020年度(令和2年度)の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で235 kWh/人増加しており、基準年度からも後退しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。	目標	—	1,698	1,666	612	102.9 %
		実績	646	631	611	—	
		対前年	—	23	20	—	
		対改定時	—	23	35	34	

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

2 2030年度(令和21年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)の目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (基準年度実績値 - 最新値) / (基準年度実績値 - 目標値)

4 本市における実績値。



(1) 廃棄物の発生・排出抑制

総ごみ排出量について

ごみの発生抑制、減量・資源化を更に進めるとともに、公平性の確保、環境の保全と創造、最終処分場の延命化を目的に、平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化を導入しています。

令和 4 年度の総ごみ排出量は、128,932 t となっています。その内訳は、可燃ごみ（家庭）が 57,137 t、可燃ごみ（事業）が 29,425 t、不燃・大型ごみが 12,579 t、資源が 29,791 t となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び要処理量については、平成 29 年度以降減少傾向となっています。

令和 4 年度の総ごみ排出量は、令和 3 年度と比較して約 1,590 t 減少しており、家庭系ごみについては約 2,453 t 減少、事業系ごみが約 863 t 増加しています。

総ごみ排出量等の経年変化

単位：t

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
人口（毎年 10 月 1 日）	431,286	434,568	436,905	440,487	443,451
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g）	865	864	836	812	797
1 人 1 日当たりの要処理量（g） （資源を除くごみ排出量）	669	669	635	620	613
総ごみ排出量（t）	136,204	137,371	133,325	130,522	128,932
可燃ごみ（家庭）	57,057	58,262	58,520	57,760	57,137
可燃ごみ（事業）	35,061	33,792	28,337	28,552	29,425
不燃・大型ごみ	13,220	14,361	14,449	13,437	12,579
資源	30,866	30,956	32,019	30,773	29,791

事業系ごみを含む。

多量排出事業者への指導等

1 カ月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者と定義し、毎年、前年の排出量データをもとに更新しています。多量排出事業者に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けており、ごみ発生量や資源化量の把握、排出抑制に対する意識付けを図っています。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加われました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

藤沢市廃棄物減量等推進員

市長が委嘱した市内 14 地区等の推進員（70 名）により、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量化・資源化の推進を図っています。また、藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を行っています。

適正排出の促進

市民における廃棄物の減量化や再資源化について啓発するとともに、不適切排出者に対しては指導を実施しています。

廃食油のリサイクル

学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油をバイオディーゼル燃料としてリサイクルし、塵芥収集車（環境学習用）で利用しています。

グリーン購入の推進

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入するもので、これにより環境配慮型商品の市場を生み出し、製造者側に環境配慮型商品の開発・供給を促進させることとなり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「グリーン購入法」（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）によって、国の機関にグリーン購入の実施が義務付けられ、地方自治体にも努力義務が課せられました。

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。



【（公財）日本環境協会
認定のエコマーク】

本市におけるグリーン購入（環境に配慮した製品購入率）の実績

単位：％

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
備品	11.39	36.42	32.98	33.06	25.05
消耗品	27.45	34.32	26.41	28.59	34.68
印刷製本費	60.43	60.01	58.72	61.81	61.02

（２）食品ロスの削減

「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

令和元年に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービス 事業者と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。このアプリケー

ションを利用することにより、店舗としては、食べてもらうために作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。

フードシェアリングサービスとは、まだ食べられるにも係わらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業です。



【TABETEのロゴマーク】

令和2年11月からは、家庭で使いきれない食品を提供していただき、フードバンク団体や社会福祉協議会を通じて福祉施設や食を必要とする方に提供するフードドライブを実施しています。

令和3年6月には小田急電鉄(株)と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【KYOULDOKO】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、「ふじさわベジプラス店」や「藤沢産利用推進店」などの店舗と利用者を繋げ、食品ロス削減に貢献できることとなります。



【KYOULDOKO】のロゴマーク

生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）及び家庭用電動生ごみ処理機の普及促進

可燃ごみのうち、生ごみが重量比で約40%を占めています。

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥化を推進するため、平成3年度からコンポスト容器の購入助成、平成10年度から電動生ごみ処理機の購入費補助、平成28年度からはキエーロの購入助成を行い、その普及に努めています。有料指定収集袋制導入の平成19年度



【キエーロ】



【コンポスト容器】

をピークに普及台数が減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことをきっかけに、普及台数は増加傾向にあります。

コンポスト容器普及台数の実績

単位：台

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
助成台数	50	73	64	48	95
累計台数	25,929	26,002	26,066	26,114	26,209

キエーロ普及台数の実績

単位：台

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
助成台数	34	42	82	50	128
累計台数	101	143	225	275	403

家庭用電動生ごみ処理機普及台数の実績

単位：台

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
補助台数	160	154	290	106	327
累計台数	7,003	7,157	7,447	7,553	7,880

販売価格の4分の3、上限3万5千円を補助。

家庭における食品ロスの削減

本市 web サイトでの紹介や、自治会、町内会、学校などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座などにおいて、食品を無駄にしないための情報提供やフードドライブなどにより、食品ロスの削減を推進しています。

フードドライブ回収量			単位：kg
年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
回収量	429	1,369	2,419

事業者における食品ロスの削減

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推計しています。

事業者へは本市 web サイト等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。

事業系食品ロス発生量					単位：t
年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
事業系可燃ごみ量	35,061	33,793	28,337	28,552	29,425
食品廃棄物	12,410	10,346	9,245	8,092	9,124
可食部（食品ロス）	1,700	1,417	1,267	1,125	1,268
不可食部	10,710	8,929	7,978	6,967	7,856

可食部と不可食部の割合は「食品産業リサイクル状況等調査委託報告書」の調査結果を用いている。当該調査では、令和 2 年度までは可食部：13.7%、不可食部 86.3%、令和 3 年度以降は可食部：13.9%、不可食部：86.1%としている。

（３）プラスチックごみの削減

指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入

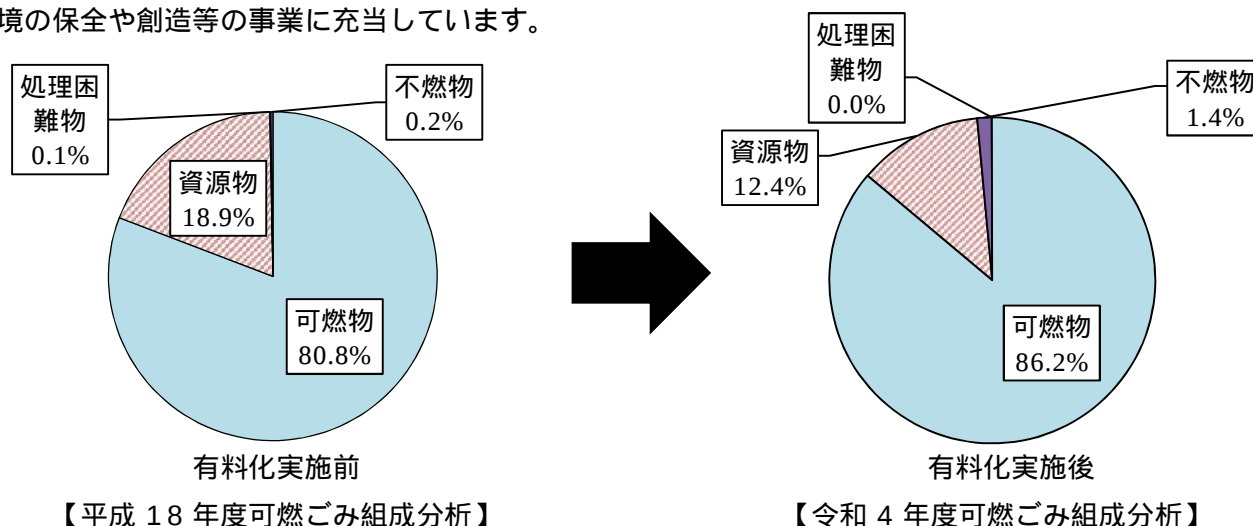
平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化（以降「有料化」という）を開始した結果、可燃ごみ中に占める資源物の割合は、有料化開始前の平成 18 年度の約 18.9% と比べて令和 4 年度では約 12.4% となり、6.5 ポイント減少しました。

「有料化実施前後のごみ排出量の比較」表に示すとおり、有料化実施前の平成 18 年度と比べて、人口は増加していますが、令和 4 年度の可燃ごみ収集量は約 19.6% の減少（約 13,923 t 減少）、不燃ごみ収集量は約 32.6% の減少（約 3,256 t 減少）を示し、ごみ排出量の際立ったリバウンド等は発生していません。

有料化開始前に心配されていた不法投棄については、「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」表のとおり、有料化実施前と比較し、かえって減少している傾向が見られます。これは、市民と協働した不法投棄防止パトロール強化の効果や有料化に先駆けて実施した可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集により、ごみ集積所を廃止したことから不法投棄されにくい環境が整ったためと思われます。

有料化導入に伴い、平成 19 年度から、従来の「ごみ減量基金」を「環境基金」に改め、寄附金や預金利息のほかに、有料化による手数料収入相当額の一部を一般財源から環境基金に積み立て、環

境の保全や創造等の事業に充当しています。



有料化実施前後のごみ排出量の比較

単位：t

年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後				H18～ R4 増減率
	平成 18 年	平成 19 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
人口（人）	398,481	402,096	434,568	436,905	440,487	443,451	11.3%増
可燃ごみ	100,970	92,228	92,055	87,739	86,312	86,562	14.3%減
収集量	70,912	61,244	58,009	58,384	57,592	56,989	19.6%減
持込量	30,058	30,984	34,046	29,355	28,720	29,573	1.6%増
不燃ごみ	10,959	9,136	7,760	8,483	7,608	7,250	33.8%減
収集量	9,984	8,534	7,407	8,054	7,200	6,728	32.6%減
持込量	975	602	646	429	408	422	56.7%減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較

年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後			
	平成 18 年	平成 19 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	206	193	155	104
不法投棄ごみ量(t)	131	90	29	12	9	7

環境基金の状況

単位：千円

年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
前年度末残高		102,508	103,889	132,474	71,232	78,030
積立	寄附金	5,287	5,303	6,059	13,289	23,859
	預金利息	22	15	16	2	4
	本市一般財源	604,202	620,638	642,136	667,827	653,952
	計	609,511	625,956	648,211	681,118	677,815
取り崩し (充当先)	ごみ減量推進事業費	7,545	7,367	12,463	6,337	17,189
	生活環境団体等指導育成事業費	2,254	2,252	2,244	1,933	2,171
	プラスチック中間処理施設運営事業費	37,830	65,749	37,830	38,646	38,646
	環境基本計画関係費				17,875	
	地球温暖化対策関係事業費	28,003	24,897	25,985	23,480	18,852
	廃棄物処理対策事業費	299,105	299,710	299,983	347,389	300,000
	スズメバチ対策費					2,000
	自然環境共生推進事業費	5,853	2,892	3,378	3,728	4,407
	廃棄物等戸別収集事業費	169,650	169,650	170,240	170,240	170,240
	最終処分場整備事業費					3,850
	石名坂環境事業所整備事業費	33,081		102,766	30,000	20,000
	水田保全事業費	24,809	24,854	19,563	24,692	24,523
	し尿処理関係事業費			35,000	10,000	10,000
	執行額と見込み額の差額 (翌年度環境基金への振替済)					▲ 82
計		608,130	597,371	709,452	674,320	611,796
当年度末残高		103,889	132,474	71,232	78,030	144,049

ごみ減量推進店制度

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を、「ごみ減量推進店」として認定しています。「ごみ減量推進店」とは(1)商品の包装簡素化、(2)再資源化、(3)買い物袋持参の奨励等、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる店舗のことです。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみNEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています。



【ごみ減量シンボル
マーク（推進店）】



【ごみ減量推進店
啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定店舗数	138	141	141	141	143

2 廃棄物の適正な処理

環境目標 3 - 2

廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2019 年度 (基準 年度 ¹⁾)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 ² (目標)	目標 達成率 ³
一般廃棄物の資源 化率 ⁴ 単位：％	2020 年度(令和 2 年度)の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で 235 kWh/人増加しており、基準年度からも後退しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。	目標	—	—	—	35	0.1/2.7 ポイント
		実績	32.3	33.2	32.4	—	
		対前年	—	0.5	0.8	—	
		対改定時	—	0.9	0.1	2.7	
灰溶融等資源化を 除いた一般廃棄物 の資源化率 ⁴ 単位：％	2020 年度(令和 2 年度)の業務その他部門における延床面積 1 m ² 当たりのエネルギー使用量は、前年度比で 145 MJ/m ² 減少しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、各事業所等の稼働率が低下したことによるものと考えられます。	目標	—	—	—	25	0.4/0.8 ポイント
		実績	24.2	25.3	24.6	—	
		対前年	—	0.5	0.7	—	
		対改定時	—	1.1	0.4	0.8	
指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	—
藤沢市ごみ分別ア プリ累計ダウンロ ード数 単位：件	アプリ利用者は順調に推移しており、引き続き利用者拡大に向けて周知を図っていきます。		63,685	101,485	124,427	163,000	—

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和 4 年 3 月)では、2019 年度(令和元年度)を基準年度として 2031 年度(令和 13 年度)の目標値を定めている。

2 2030 年度(令和 12 年度)の目標値は同計画 2031 年度(令和 13 年度)目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (基準年度実績値 - 最新値) / (基準年度実績値 - 目標値)

4 本市における実績値。

(1) 廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理について

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」を平成 27 年 7 月に公布し、災害廃棄物処理対策を進めています。また、神奈川県では、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（神奈川県、平成 29 年 3 月）」を策定し、県と市の役割を定めています。

本市においては、この法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正しました。

また、平成 30 年 3 月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を行うことが可能となるよう努めています。

特定処理品目の適正処理

特定処理品目については、以下のように処理されています。

- 1) 蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破砕後に民間施設で資源化
- 2) 電池類は、民間施設で資源化
- 3) 水銀体温計は、民間施設で資源化
- 4) テープ類は、北部環境事業所で焼却
- 5) ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破砕し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所及び石名坂環境事業所で焼却

廃乾電池・廃蛍光管の処理量					単位：kg
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
廃乾電池処理量	98,700	100,750	111,340	105,620	95,810
小型二次電池	1,320	1,727	1,770	2,250	1,150
廃蛍光管処理量	26,990	26,170	26,800	25,130	21,100

特定処理品目の蛍光灯と電池類の一部は戸別収集、ごみ処理有料化以前より分別収集・分別処理を行っていますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」において、蛍光灯と電池類のボタン電池が水銀使用製品であることから、この法律における自治体の義務である適正回収に努めています。

中間処理

ア 焼却処理施設

可燃ごみは、石名坂環境事業所と北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

また、不燃ごみ・大型ごみの破碎残渣は北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

石名坂環境事業所(昭和59年竣工)は、130 t/24 h × 3 基を有していますが、1号炉を平成19年に休止し、2号炉も令和5年3月から休止して、現在は1炉での運転とし、老朽化のため修繕工事を行い延命化しています。

北部環境事業所(1号炉：平成19年更新竣工・2号炉：昭和49年竣工)は、150 t/24 h × 2 基で運転していましたが、2号炉を平成25年に廃止し、老朽化の進行及び廃棄物発生量が微増していることから、一般廃棄物の安定的な処理を維持していくため、平成28年4月に「藤沢市焼却施設整備基本計画」を策定し、廃止した2号炉を1号炉と同様の「PFI法」(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」)に準じた手法で、DBO(設計・建設・運営)方式により整備・運営事業に着手しており、令和5年4月から供用を開始します。

また、ごみの焼却によるエネルギーの有効利用について、石名坂環境事業所では、発電により施設内の電力の約91%をまかなうほか、余剰電力を小売電気事業者に売却しています。

北部環境事業所1号炉では発電により施設内の電力を全てまかなうほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢等へも電力供給を行い、なおかつ余剰電力については、小売電気事業者に売却しています。令和4年度の小売電気事業者への売電金額は約2億2,000万円になりました。



【石名坂環境事業所】



【北部環境事業所 1号炉】



【蒸気タービン & 発電機】

=== ダイオキシン類対策 ===

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定されたため、石名坂環境事業所では平成 4 年度には炉の改修を行い、平成 7 年度には活性炭噴霧装置を設置し、更に平成 9 年度から平成 11 年度にかけて電気集塵器をバグフィルター（ろ過式集塵器）に更新するなど、様々なダイオキシン類対策工事を実施したことで国の基準値を下回っています。

藤沢市のごみ焼却炉ダイオキシン類排出濃度 単位：ng-TEQ/N m³

年度	北部環境事業所			石名坂環境事業所			
	1 号炉	2 号炉	平均	1 号炉	2 号炉	3 号炉	平均
平成 30 年	0.015	廃止	-	休止	0.011	0.0060	0.0085
令和元年	0.00096	廃止	-	休止	0.0097	0.012	0.011
令和 2 年	0.014	廃止	-	休止	0.019	0.0053	0.012
令和 3 年	0.0016	廃止	-	休止	0.0011	0.0051	0.0031
令和 4 年	0.0056	廃止	-	休止	0.0020	0.018	0.010

ng-TEQ/N m³（最も毒性の強い 2378-TCDD に換算した数値で基準空気 1 立方メートルに含まれる量）

ng：ナノグラム＝10 億分の 1 グラム。

TEQ：テック＝国際的なダイオキシン類の換算係数を用いて換算した値（上記）。

N m³：ノルマル立方メートル＝0.1 気圧 1 立方メートルの空気。

検出下限値未満の数値は 0 とした。

北部環境事業所 1 号炉の排出基準値は 0.1 ng-TEQ/N m³、それ以外は 1 ng-TEQ/N m³。

有効数字 2 桁で表記。

イ 破碎処理施設

不燃ごみ・大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され破碎処理しています。リサイクルプラザ藤沢は、破碎処理・資源化・環境啓発の機能を 1 つにした総合的資源循環施設であり、破碎処理施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく手続き）に準じて、DBO（設計・建設・運営）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

不燃ごみ・大型ごみは、破碎処理施設（70.5 t/5 h）で破碎処理され、選別機により鉄・アルミ・破碎残渣に選別されます。鉄及びアルミは有価物として売却し、破碎残渣は、焼却処理施設で焼却処理しています。

タイヤ・大型鉄くずなどの処理困難物や、蛍光灯・乾電池・水銀体温計などの有害物質は、別途専門業者に処理を委託しています。

また、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしています。

ウ 資源化施設

資源として回収されたビン、カン・なべ類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され資源化処理をしています。資源化施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく手続き）に準じて、DBM（設計・建設・補修）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

ビンは、ビン選別設備（15 t/5 h）でリターナブルビン（ビンとして繰り返し使えるビン）を分別

後、4 種類の色別に選別され再生事業者に引き渡します。

カン・なべ類は、缶・金属選別圧縮設備（10 t/5 h）で、なべ・やかんなどを材質別に分別し異物を取り除いた後、選別機によりスチール缶とアルミ缶に選別、圧縮成型され再生事業者に引き渡します。

ペットボトルは、ペットボトル選別圧縮設備（7 t/5 h）で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会及び再生事業者に引き渡します。

プラスチック製容器包装については、リサイクルプラザ藤沢のプラスチック製容器包装選別圧縮施設（24.5 t/5 h）及び市内の民間施設で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会に引き渡します。

また、紙類や古布類については、回収後直接各問屋に運ばれ引き渡します。



【リサイクルプラザ藤沢（全体）】

最終処分

再資源化できないコンクリートブロック等の不燃物は、女坂最終処分場（平成 9 年 3 月完成、総容量 200,000 m³）に埋立処分しています。

なお、石名坂環境事業所から排出される焼却灰及び焼却不燃物、並びに北部環境事業所から排出される焼却灰については、全量溶融処理委託による資源化を進め、最終処分場の延命化を図っています。

このため、現在の埋立量が継続すれば、女坂最終処分場は令和 25 年ごろまで埋め立てが可能となっていますが、溶融処理委託をやめると数年で満杯になってしまいます。

新たな最終処分場を市内に建設することは適地がなく不可能なため、この女坂最終処分場が藤沢



【女坂最終処分場】

市で最後の最終処分場になります。したがって、ごみの減量化を進め、焼却灰等の全量溶融処理委託は今後も継続し、更に最終処分場の延命化を図る必要があります。

溶融処理とは、焼却灰等を1,200 度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。

この溶融スラグは安全性や強度においても天然の砕石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。

令和 4 年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である約 9,911 t を、委託により溶融等資源化しています。



【溶融炉からの出^{しゅっさい}滓状況】

【溶融スラグ】

し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥は、(株)藤沢市興業公社により定期収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。



【北部環境事業所 し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績

単位：kL

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
し尿収集量	2,251	2,303	2,059	2,123	1,982
浄化槽汚泥量	11,047	10,672	11,409	11,173	10,798

「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)での情報提供

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」(環境啓発施設)の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。



【施設見学】

ごみ不法投棄の防止

不法投棄は、平成 19 年度から実施した戸別収集や平成 24 年度からの資源品目別戸別収集などの実施により、不法投棄されにくい環境が整い、年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しており、不法投棄監視カメラや監視センサー等を設置するとともに、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロールの実施、夜間パトロール、県との合同パトロール、不法投棄防止用看板の設置や民地への貸出を行っています。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を図るため、不法投棄専用ダイヤル(無料通話) の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めています(具体的な不法投棄の処理実績、不法投棄防止対策は 175-176 ページを参照)。

公共建設発生土

本市が発注する公共建設工事では、発生土を場内又は場外で一旦保管したうえで、埋め戻し時に再使用するなど、処分量の抑制に努めています。

(2) 廃棄物の分別

一般廃棄物処理業者への指導

令和 4 年 4 月現在において、本市で許可している一般廃棄物処理業者数は 77 です。一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導を行っています。

ごみ処理の広域化による対応

平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしています。平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、平成 23 年度及び平成 28 年度に改訂しています。また、令和 3 年度には新たに令和 18 年度を目標年度とする改定を行いました。この計画に基づき、2 市 1 町で施設整備等を実施しています。

インターネット・動画などでの情報提供

ア ごみ検索システム (<http://fujisawa-city.sakura.ne.jp/>)

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

分別の検索方法は、自由入力及び登録ごみ指定入力の選択とし、収集日程の検索方法は、住所又は自治会名での検索となっています。

また、現在の検索登録品目は 4,054 件です。



【ごみ検索システムのホームページ】

ごみ検索システムのアクセス件数実績

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
年間検索回数	304,795	487,119	758,675	785,355	886,378
1 日当たり検索回数	835	1,331	2,079	2,152	2,429

イ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。機能として、収集日程カレンダー、出し忘れ防止アラーム、ごみや資源の分別辞典等を備えています。また、緊急時のごみ収集やイベント情報のお知らせ、環境ポータルサイトへのリンクなどが利用可能です。

令和 4 年度のダウンロード数は 22,942 件、累計ダウンロード数は 124,427 です。



【ごみ分別アプリ画面】

ウ 環境関連動画

ごみ減量・資源化の促進として、複雑化するごみの分別を「動画」にすることで、分別方法やごみについての疑問、「なぜ」をよりわかりやすく解決するため、平成 28 年度に、環境関連動画を作成し、藤沢市ごみ分別アプリやホームページ等から視聴できるようにしています。

また、DVD として各市民センターや公民館に配布し、環境関連団体などへ貸出すことにより、減量・資源化の周知・啓発を図っています。



【環境関連動画】

分別収集と資源化の推進

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が不可欠です。本市では、他市にさがし昭和 53 年度から藤沢方式と呼ばれている市民、本市、回収事業者の三者の協調方式による資源の収集を開始し、ごみの 3 分別収集（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を実施してきました。

そして、平成 4 年度からは、大型ごみのコール制（有料）を導入し、現在は 4 分別収集（可燃ご

み、不燃ごみ、大型ごみ、資源)となっています。

また、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、分別排出に関する排出者責任を明確にし、集積所の清掃等維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解決等、集積所に係わる諸課題の解決を目的として平成 19 年 4 月から可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を、平成 24 年 4 月から資源の一部(本・雑誌、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油)を集積所収集から戸別収集に変更しました。

資源品目は、新聞紙・折込広告、本・雑誌、雑がみ類(包装紙、はがき等)、段ボール、飲料用紙パック、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装で、平成 19 年 4 月からは廃食用油、剪定枝を、平成 24 年 4 月からは商品プラスチックを追加するなど、徐々に品目を増やしてきています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として 19 ヲ所に回収ボックスを設置し、平成 26 年度以降も継続して回収しています。

また、平成 27 年 4 月からは、大型ごみとして出されるスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化の促進に努めています。

収集方法も、雑がみと本雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別の負担軽減を図っています。

4 分別収集の内容

➤ 可燃ごみ.....戸別収集により週 2 回の収集。

➤ 不燃ごみ.....戸別収集により曜日指定の隔週収集。

平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみとも有料指定収集袋により排出。

(5 ヲ相当: 10 円、10 ヲ相当: 20 円、20 ヲ相当: 40 円、40 ヲ相当: 80 円)

➤ 大型ごみ.....電話申し込みもしくはインターネットによる戸別収集。一律 500 円の有料制。

(1 m を越えるタンスやベッドなど 16 品目は特別大型ごみとして 1,000 円)

➤ 資源.....<戸別収集対象品目>

ビンは週 2 回、プラスチック製容器包装、廃食用油は週 1 回、その他の戸別収集対象品目は曜日指定の隔週収集。

<集積所収集対象品目(その他資源)>

地域自治会等の協力により、約 4,167 ヲ所の集積所で曜日指定の隔週収集。

資源の売却代金の一部は自治・町内会等に還元。



【戸別収集による可燃ごみの排出状況】



【資源集積所の状況】

紙・デジタル媒体などでの情報提供

資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成 27 年度版からは区域別（10 ブロック）「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。

また、『ごみ NEWS』（No.25）では、コンポスター環（バグ型コンポスト）・キエーロ（消滅型生ごみ処理器）Unite for Smile、UMILE 湘南東（プラスチックごみ削減に向けた取組）、大型ごみ等のチャットボット予約、きれいで住みよい環境づくり条例、フードドライブ（食品ロス削減の取組）、雑がみ分別袋の配布、リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設、ごみ減量推進店の紹介、エコライフ通信などを 8 ページの冊子として発行しました。



【収集日程カレンダー】



【『ごみ NEWS』】

（３）再使用・再資源化

焼却残渣の資源化

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、石名坂環境事業所及び北部環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています（144-145 ページ参照）。

焼却灰等溶融量

単位：t

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
石名坂（焼却灰）	3,893	3,868	3,753	3,607	3,316
石名坂（不燃物）	1,479	1,344	1,210	1,218	1,362
北部（焼却灰）	5,459	5,496	5,417	5,180	5,161
他市施設（焼却灰等）	95	224	152	129	72
合 計	10,925	10,932	10,532	10,134	9,911

端数処理をしているため、合計値が合わない場合がある。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて（再掲）

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加われました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心にごみの発生抑制（リデュース）に関する意識向上に努めています。

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
来館者数	6,322	6,366	982	665	5,694
体験教室参加者数	438	353	198	49	40

令和 2 年度、令和 3 年度の来館者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。



【リサイクル体験教室】

不用品等交換制度

家庭で不用となった生活用品の再利用を推進するため、不用品や希望品の登録を受け、本市のホームページや市庁舎に「ゆずります・ゆずってください」コーナーを設け、情報提供しています。

不用品等交換制度利用実績

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ゆずります	86	87	65	74	81
ゆずってください	14	28	12	21	34
合計登録件数	100	115	77	95	115

商品プラスチックリユース事業

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、「商品プラスチック」の無料収集を開始しました。1 辺が 50 cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバスなど）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度から、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した「商品プラスチック」の中で損傷が少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行うリユース（再使用）事業を実施しています。

また、各種イベントにおいて、洗浄・消毒した商品プラスチックを、1 点につき 100 円以上環境基金に寄付していただくことで提供するなど、リユースの啓発活動にも努めています。

商品プラスチックリユース事業実績

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
商品プラスチック提供数（個）	2,018	1,023	0	277	632
募金額（円）	194,813	90,801	0	27,700	63,250

各種イベントで提供したほかのリユース品募金額も一部含まれる。

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントを中止。

日本容器包装リサイクル協会からの合理化拠出金

日本容器包装リサイクル協会で平成 20 年 4 月から施行となった「市町村への資金拠出制度」では、容器包装のリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうち半分を、事業者側から市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて資金が支払われます（16 ページ参照）。

本市では、よりよい品質の資源を引き渡しできるよう、広報等を通じて市民の方へ適正な排出をお願いしています。

本市における合理化拠出金受取実績

単位：円

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ガラスびん	86,853	0	0	0	0
ペットボトル	34,278	0	0	0	0
プラスチック製容器包装	0	0	913,611	0	0
合計	121,131	0	913,611	0	0

平成 30 年度、令和 2 年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため、令和元年度、令和 3 年度、令和 4 年度には合理化拠出金が発生せず、実績は 0 円となっている。

剪定枝の資源化

剪定枝を堆肥の副資材やマルチング材等の資源として再利用するため、平成 9 年度から主に本市の公共施設から発生する剪定枝のチップ化を実験的に実施しました。

平成 19 年度からは、家庭から発生する剪定枝を焼却せずにチップ化し、資源として活用することによってごみの一層の減量を図っています。

剪定枝の資源化量実績

単位：t

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
剪定枝資源化量	497	497	510	498	416

「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル

ア ボックス回収

平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されたことから、茅ヶ崎市、寒川町との広域での取組として、同年 10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)にて市内 19 ヲ所に使用済小型家電回収ボックスを設置しました。

平成 26 年度以降は本市独自事業として実施しており、平成 29 年 4 月からは、ボックス回収品目を拡大し、平成 30 年 5 月からは回収ボックスを市内 21 ヲ所に増やし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたりリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。なお、このプロジェクトは必要な金属を 100%回収し、令和元年 3 月に終了しています。

本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスによるリサイクルを実施しています。



【使用済小型家電
回収 BOX】

イ 宅配便回収

平成 27 年 6 月から、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済み小型家電とパソコンの回収を始め、インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

ウ ピックアップ回収

「家電リサイクル法」対象機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の一部の廃家電品のリサイクルについては、資源化施設と破碎施設の統合のため、平成 15 年 9 月から「家電リサイクル法」対象機器と同様のリサイクルをしており、平成 26 年度からは「小型家電リサイクル法」に基づき、大型ごみからのピックアップ回収として、資源化を行っています。

「小型家電リサイクル法」対象品目の回収実績

単位：kg

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ボックス回収	7,560	6,870	8,310	7,099	7,316
宅配による回収	17,447	27,272	40,643	32,810	30,728
ピックアップ回収	226,850	230,340	8,150	276,440	241,770

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

1 環境教育の推進

環境目標 4 - 1

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
環境関連講座の実施 単位：講座	全公民館で環境関連講座を実施することができました。引き続き環境関連講座を実施し、環境教育の推進を図ります。	12	18	20	25
環境分野に関する体験学習会等への参加人数 単位：人	新型コロナウイルス感染予防策を行いながら、参加者を増やすことができました。	2,666	3,642	4,607	6,000

本市における実績値。

(1) 環境学習の機会の創出

教育文化センターにおける環境教育のための事業

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。

令和4年度は、江ノ島水族館にて「江の島の自然 ～クラゲを中心に～」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、“相模湾と太平洋”、そこにくらす“生物”を基本テーマに、海やそれを取り巻く環境を楽しく遊びながら学んでいくエデュテインメント型水族館として努力してきた内容が随所に語られました。また、調査研究や体験学習プログラムを始めとする教育活動にも力を入れている様子が伝わり、充実した研修となりました。

藤沢の自然に関する刊行物の活用

『藤沢の自然』シリーズとして、市内の自然を子どもたちと教職員・市民に紹介する本を刊行してきました。平成6年発行の「身近な草・きのこの語らい」から平成27年発行の「藤沢の四季」まで8冊が刊行されています。

過去に刊行した冊子は、各小・中・特別支援学校にそれぞれ45部ずつ配布するほか、必要に応じて貸出を行い、授業実践に役立てています。また、冊子の更なる効果的な利用を促進するため、教職員対象の研修講座にもテキストとして随時使用し、児童生徒並びに教職員への内容の理解と普及に努めています。また、藤沢の自然シリーズは有償刊行物として市民に提供しており、市内の自然観察会などでもテキストとして活用されています。

ビオトープ造成及び教育的運用推進への支援

各学校へのビオトープの設置、管理並びにその学習上の運用について、アドバイスをしています。教育文化センター内に設置した池中心型ビオトープも管理し、説明などを行っています。

各学校・団体との連携

各研修講座や藤沢市総合かがく展の開催を通して、湘南台文化センターこども館、新江ノ島水族館、神奈川県水産技術センター内水面試験場等、各団体との連携を継続して行っています。

藤沢市総合かがく展

令和4年度53回目となった総合かがく展は、10月13日(木)～18日(火)の期間に、湘南台文化センターこども館を会場に開催しました。



【第53回藤沢市総合かがく展の様子】

藤沢市美化・リサイクル推進ポスター

毎年、小・中学校の夏休みを利用して作品を募集し、優秀作品は表彰しています。

令和 4 年度応募実績

小学校 32 校 631 点、 中学校 4 校 49 点



【最優秀賞受賞作品】

(左上から時計回りに中学校の部、小学校低学年の部、小学校高学年の部)

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子供達の環境への意識を高めるため、地域の仲間と一緒に自分達で環境に関する学習や体験ができるよう支援する事業で、平成 7 年度から環境省で始められた事業です。令和 4 年度、全国で 2,082 団体、およそ 92,000 人が登録しています。登録すると、全員に会員バッジ、ニュースなどが送られ、全国のクラブとの交流や優秀クラブへの表彰などが受けられます。

本市でも、地域の公民館や友達のグループ、学校の課外活動の仲間など、令和 4 年度は 4 団体、サポーター（指導者）を含めて 332 人が登録しています。

令和 4 年度登録エコクラブ一覧

片瀬少年少女探検隊（片瀬公民館 52 人）	ふじさわあーすまいる（藤沢保育園 120 人）
くげぬまあそび隊（鵜沼公民館 35 人）	さわくらぶ（家族登録 2 人）



【こどもエコクラブ「ふじさわあーすまいる」活動風景】

過去登録エコクラブ一覧

エコたまてばこ	下土棚、近所の友達 5 人	マヨネー'S	立石、近所の友達 4 人
どんぐり児童クラブ	片瀬、地域の児童クラブの友達 14 人	湘南台ネイチャークラブ	湘南台小、委員会活動の仲間 25 人
湘南キッズクラブ	鶴沼、近所の友達 6 人	明治公民館子どもクラブ	明治公民館 21 人
自然探検団	辻堂、近所の友達 3 人	ちょめちょめクラブ	鶴沼海岸、近所の友達 4 人
ホワイト	長後、近所の友達 4 人	くげぬま遊び隊スパーリーダー	鶴沼公民館 23 人
ポップコーンズ	立石、近所の友達 4 人	ひまわり児童クラブ	湘南台、児童クラブ 78 人
ハーブ	辻堂、近所の友達 3 人	うさぎ児童クラブ	下土棚、児童クラブ 51 人
みつばち児童クラブ	遠藤、児童クラブ 58 人	サクラサクラブ	辻堂西海岸、近所の友達 7 人
こだま(木霊)	長後、近所の友達 16 人	藤沢市立大鋸小学校 4 年生	大鋸、学校 122 人
湘南エコ子	円行、近所の友達 6 人	ジモタンクラブ	石川児童館 51 人
たいよう児童クラブ	亀井野、児童クラブ 79 人	B&G 江の島海洋クラブ	江の島、近所の友達 39 人
お団子	羽鳥 家族 3 人	みくに幼稚園	鶴沼、幼稚園 120 人
まめくすファミリー	羽鳥 家族 3 人	大鋸児童館こどもエコクラブ	大鋸児童館 13 人

行政に携わる職員の環境意識の高揚を図るための研修

本市が一事業者として、環境保全や、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減等を率先して行うため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、環境マネジメントシステム管理推進員を中心に本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用などの取組を行っています。

この計画における削減への取組を持続可能なものとするため、毎年、環境マネジメントシステム管理推進員を対象とした研修会や、全職員を対象とした環境 e ラーニングを行い、温室効果ガス排出量の削減に対する意識づけを図っています。

藤沢市環境保全職員率先実行計画



藤沢市

石川丸山ホタル保存会

「石川丸山ホタル保存会」は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山の保全、再生及び活用を实践する活動団体として、平成 20 年 5 月 6 日に結成されました。

この会は、ホタルに関する生態、増殖の研究、生息環境の保全及び水環境の浄化等を通じ、地域住民を中心に結成された「丸山谷戸援農クラブ」と連携を密にしつつ、里地里山の文化、自然保護活動に寄与することを目的として活動しています。

会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- 生態、自然増殖の研究及び調査
- 生息環境の保護対策及び環境調査
- ホタル保護の啓発
- 自然と人とが共生できる環境づくり
- その他目的達成に必要な活動



【秋の実り（左）と、農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室（右）】

学校が進める生物多様性に関する取組

各学校においては、「環境に関する教育」として、教科横断的に生物多様性に資する様々な取組が実践されています。例えば、小学校低学年では、生活科で「アサガオ」や「サツマイモ」などを育てる活動が、中学年では、理科の「季節の動植物」で、年間を通じて定点観察する活動などが行われています。高学年では、「メダカ」を育てる中で、生命の誕生を学ぶことや、国語科の「自分たちができること」という単元において、環境について「自分たちに何ができるのか」ということを具体的に考えていく活動も行われています。中学校では、理科や道徳以外にも、部活動や委員会等で「植物を育てる」ことの必要性を考える機会をもつなど、生物の多様性に関する様々な取組を進めています。

公民館

公民館では、市民の環境についての関心を高めることなどを目的として、各年度において、自然環境、リユース・リサイクル、エネルギーなどをテーマとして取り上げた各種講座等を実施しています。

公民館環境関連講座参加人数の推移

単位：人

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
公民館環境関連事業	1,988	1,856	297	492	646

令和 2 年度、令和 3 年度の講座数・参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

令和 4 年度 公民館環境関係事業一覧

単位：人

番号	事業名	対象名	具体的内容	参加者数	公民館名
1	身近な樹木を楽しむ	成人	街角や公園などに生育する身近な樹木に着目して、環境による変化や、見分け方の基礎などを植物学の視点から学んだ。	11	藤沢
2	引地川でカヌーツーリング	小学生	班ごとに指導者を配置し、陸上での操作指導後、順次引地川に降り立ち、パドルリングの習得を図る。最後、簡単なツーリングを行い、自然との触れ合いを体験した。	15	鵜沼
3	おもちゃの病院	市民一般	壊れたおもちゃを持ち込んでもらい、おもちゃの無料修理を実施（部品材料費は実費徴収）。	67	村岡

4	講義「海から見た地球」とミツロウラップづくり	小学生と保護者	気候変動と海洋プラスチックごみについて、環境活動家の武本匡弘氏の講義を聞き、一人一人が今できる取組について考えるきっかけなどについて学んだ後、繰り返し使用できるミツロウラップづくりを体験した。	30	村岡
5	むつ愛プロジェクト～伝統しめ飾りを守れ！古代米で稲作体験～	市民一般	地区伝承のしめ飾りに使用する古代米の稲を育てるため、田植え・稲刈り・稲の保存・わらスグリ等作業を行い稲作体験に親しんだ。	187	六会
6	『深海大冒険にGO！片瀬出航！』	市民一般	「しんかい 6500」で深海調査を行った体験から創作された絵本「くじら号のちきゅう大ぼうけん」の読み聞かせギターライブ。深海映像と音楽を使い海の環境について学んだ。	10	片瀬
7	うみの環境しらべ隊～SDGs2030 未来への選択！海洋プラ問題を学ぶ～	小学生と保護者	片瀬海岸西浜にてプラスチックごみを採取し、比重の違う溶液4種類（エタノール、水、海水、飽和食塩水）に入れ、浮き沈みの実験と顕微鏡で拡大観察を行い、なぜ自然分解されないのか、生態系への危険性を体験を通して学んだ。	6	片瀬
8	中高生講座 SDGs 循環させる私たちの服～藍染め体験	中学・高校生	地元企業である無印良品テラスモール湘南と連携し、中高生を対象として、企業のSDGsに対する取組を知り、藍染めを体験する事業を実施した。	18	明治
9	御所見地区生活環境協議会共催事業 ゴミ拾い体験ゲーム	市民一般	地区生活環境協議会との共催事業。ゴミ拾い体験を通して、正しいゴミの分別や放置ゴミがどう環境へ影響するかを学んだ。	19	御所見
10	Go！Show！Me！プロジェクト ひまわりいっぱい計画	小学生	ひまわりの種まきから鑑賞、種の収穫までを行った。	58	御所見
11	夏休み子ども教室 SDGsってなに？	小学生	太陽熱風車を制作し、実験を通して、SDGsを学んだ。	7	遠藤
12	家庭菜園の始め方～きゅうり編～	成人	地域農家の指導のもと、プランター等でもできる野菜作りを学んだ。	15	長後
13	グリーン講座「苔玉作り」	成人	1回目は長久保公園で苔玉を作り、2回目は長後公民館でフォローアップ講座を開催した。	13	長後
14	グリーン講座「季節の寄せ植え」～葉ばたん～	成人	長久保公園職員に講師を依頼。人気の葉ボタンと季節の草花の寄せ植えを学んだ。	15	長後
15	子ども公民館「SDGsを知ってカラフルチャームをつくろう」	小学生	SDGsについて講義を受けた後、実際に海岸へ行きマイクロプラスチックを採取し、それを材料にしてチャームを作製した。	12	辻堂
16	子ども公民館～夏の陣～「ふんわりおもしろシャボン玉」	小学生	せっけんと合成洗剤の違いを学び、環境にやさしいせっけんを使ってシャボン玉液を作り、いろいろな形のシャボン玉を試した。	17	辻堂
17	おもちゃの病院	市民一般	市民が持ち込んだ壊れたおもちゃをボランティアが修理したり、取り扱いについてアドバイス。	78	善行
18	森の自然を感じて！野鳥講座	市民一般	野鳥の生態の講義を受けた後、聖園女学院敷内の森を散策し自然観察をした。	30	善行
19	環境講座「冬の野鳥・自然を観察しよう」	成人	湘南大庭公民館に集合し、裏門公園内、親水公園・遊水地を巡り、講師の説明を受けながら各場所で野鳥や植物を観察した。	19	湘南大庭
20	お天気と仲良くなろう	成人	お天気の基礎や湘南台地区の特徴などを学習し、自然災害から身を守るための避難行動を学んだ。	19	湘南台
合計 参加者数				646	

環境学習による青少年の健全育成

各公民館では、環境について関心を高めてもらうことを目的とした環境学習の講座を実施するとともに、豊かな自然を体験する活動を通して青少年の健全育成も図っています（具体的な講座・内容は、157-158 ページ「公民館」の表「公民館環境関係事業一覧」参照）。

ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学４年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています。



ごみ体験学習会の開催実績 【ごみ体験学習会】

年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校	開催数（回）	35	36	25	33	36
	参加人数（人）	3,915	3,955	2,666	3,642	3974
保育園等	開催数（回）	20	23	—	—	22
	参加人数（人）	1,689	1,516	—	—	633

令和２年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校については希望制とし、保育園等については中止。

令和３年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園等については中止。

令和４年度については、小学校に特別支援学校１校を含む。

学校における環境教育・環境学習

環境問題については、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など課題が山積しています。神奈川県では地球環境保全のための行動指針「新アジェンダ 21 かながわ」を改訂し、深刻化する地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10（てん）トライ」としてまとめています。

これらを受け、本市の小・中・特別支援学校では、環境教育・環境学習の目的やねらいに沿って、体験を重視し、身近な環境や地域に目を向ける環境学習を各教科等で展開しています。平成 17 年度から令和元年度においては、「環境にやさしい教育活動（省エネルギー、資源有効利用、環境美化（保全））」を通して、学校生活を見直し、環境負荷を減らし、環境を守っていこうとする態度や環境問題を解決する能力の育成」という目的のもと、「ISO 版チャレンジかわせみ」に取り組みました。

現在、持続可能な開発目標（SDGs）は、学習指導要領の中で、持続可能な社会の担い手を育てる教育として、明記されており、環境教育も包括されています。今後は、SDGs の視点及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成など、より広い視野から環境教育の推進が図られるよう、啓発活動等に取り組んでいきます。

令和４年度 「環境学習」の主な取組

校種	取組項目
小学校	ごみの分別・減量化、節電、ペットボトルキャップの収集、花だん作り、緑のカーテン、米作り、農家見学、リデュース・リユース・リサイクル学習、ごみゼロゲーム、ごみ拾い、ロードパッカー車教室、環境事業所・浄水場見学、下水道教室、モビリティ・マネジメント教育、ドングリ・落ち葉拾い、校内の緑化活動、草花・野菜の栽培、メダカ・昆虫の飼育観察、磯の観察体験、ごみ問題の発表会、地産地消プロジェクト、環境（SDGs）発表会、卒業式の花を育てよう、持続可能な水産業、地球探検、エコ石鹸作り 等
中学校	ごみの分別・減量化、節電、緑のカーテン、ペットボトルキャップの収集、使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル、SDGs 調べ、ハヶ岳野外体験教室、フードマイレージ、横浜校外学習 等
特別支援学校	ごみの分別、パッカー車体験、草花・野菜の栽培、清掃事業所見学、包装紙を使った季節の壁画 等

令和４年度の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響によって、学校・家庭・地域と連携した清掃活動等、様々な体験活動を行うのが難しいこともあったため、例年よりも報告数が減少しています。そうした中、ごみの分別・減量化、節電等、日常的に環境に配慮する取組は継続されており、活動の制限がある中でも環境に対する意識を持ち続けていることがわかります。

取組の形態としては、総合的な学習の時間を柱として、小学校では花だん作りや野菜作り、米作りといった生活・理科・社会科等の発展学習として学年で扱う実践や、中学校では生徒会活動や総合的な学習の時間等の授業の中で扱う実践が多くありました。そのほかにも、小・中・特別支援学校とも委員会が中心となり、全校に呼びかけて取り組む例もありました。

令和４年度は様々な活動制限がかかる中、各学校において SDGs を意識した学習の取組が着実に増えてきたところからも、これまでの取組の成果が発展してきている様子がわかります。

研修講座

令和４年度は、教職員（一部の講座は一般も対象）向けに 46 講座実施し、延べ 1,700 人弱の参加がありました。環境教育に関わる学習実践を行うため、教職員を対象とした研修講座を実施しました。今後、これらの研修の一部は市民へも開放し、広く環境への意識を高められるように努めていきます。

ごみ処理施設などの見学

ごみの減量に対する意識の向上を図るため、ごみ処理施設の見学の受入れや講座の開催などを行っています。

ア 「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。小学 4 年生を対象とした施設見学の受入れやリサイクル体験教室、講座等の開催により、広く環境



【リサイクル体験教室】

について学習する場や機会を提供しています。

環境啓発施設の運営実績					単位：人
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校見学者数	2,241	2,636	97	52	2,080
体験教室参加者数	438	353	198	49	40

令和 2 年度、令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

イ 石名坂環境事業所の施設見学

小学 4 年生の社会科学習を中心に施設見学を受入れ、ごみ処理について学習する場や機会を提供することで、ごみの減量に対する意識の向上を図っています。

石名坂環境事業所の施設見学受入実績					単位：人
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校見学者数	1,258	1,093	46	0	376
上記以外の数	17	74	0	28	33

令和 2 年度～令和 4 年度の見学者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

(2) 環境情報の提供・共有化

『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年 2 回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています（詳細は 117 ページ）。

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供・環境保全活動の啓発

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

ふじさわエコ日和のページビュー（PV）総数					単位：件
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
PV 数	68,004	80,424	73,370	75,995	65,358

「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルした。

ア 「エコライフチェック」

誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数					単位：件
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
アクセス件数	1,342	1,389	768	734	486

アクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。



「ふじさわエコ日和」、「エコライフチェック」は令和３年度にリニューアルした。

【「ふじさわエコ日和」及び「エコライフチェック」トップ画面】

イ 環境クリック募金

環境クリック募金では、協賛企業からワンクリックにつき５円をいただき、環境教育のための教材を購入しています。

環境クリック募金参加状況

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
参加企業数（社）	9	10	10	9	9
クリック数（回）	400,059	406,105	448,024	441,928	404,460
募金額（円）	867,515	890,000	900,000	900,000	900,000

平成 30 年度は、9 月から 1 企業協賛、年度末で 1 企業解約。

令和元年度は、10 月から 1 企業、1 月から 1 企業協賛。

令和 2 年度は、年度途中に 1 企業が解約したため、募金は 9 企業からのもの。

広報ふじさわ等による環境情報の提供

環境に関する各種情報を提供し、活動の支援を図るため、広報ふじさわやジェイコム湘南・神奈川、レディオ湘南等の本市広報番組を通じて、環境情報をお知らせするとともに、各種刊行物を発行しています。

ア 広報ふじさわ

毎月 2 回（10 日・25 日）発行

1 号当たり平均発行部数 = 163,300 部（令和 4 年度）

令和 4 年度（環境関連）特集記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	3	防災ラジオを有償で配布しています
		4	光化学スモッグや PM2.5 にご注意ください
		4	援農ボランティア養成講座
		6	特集 郷土あふれる藤沢をめざして～未来に向けた持続可能なまちづくりへの「新たなスタートの時」
		8	特集 藤沢にもたくさんある 鎌倉殿と御家人たちゆかりの地
	25 日号	3	野生鳥獣による生活被害はありませんか
		12	地産地消講座 収穫体験第 1 弾～藤沢産のイチゴと枝豆を収穫しよう♪
5 月	10 日号	1	第 46 回ゴミゼロクリーンキャンペーン ビーチクリーンアップかながわ 2022

		2	生産緑地地区の追加指定事前相談を行います
		8	吸う人も吸わない人も みんなで考えようタバコのこと
	25 日号	4	建物緑化の助成制度と緑のカーテン種子配布
		12	緑と花のまちづくりコンクール作品を募集します
6 月	10 日号	4	地産地消講座～収穫体験第 2 弾
		12	海洋科学教室～夏休み！海を学ぼう
	25 日号	3	漁業体験イベント「藤沢の漁業を体験しよう！」
7 月	10 日号	1	遠藤笹窪谷公園を開園します
		3	地産地消講座～収穫体験第 3 弾
		4	8 月 1 日は水の日、8 月 1 日～7 日は水の週間です
		4	引地川親水公園ドッグパーク利用登録のご案内
		6	特集 行ってみよう♪おいしい藤沢産利用推進店
	25 日号	1	江の島灯籠 2022
		2	ふじさわ SDGs 共創パートナーを募集します
		5	シルバー人材センター植木剪定作業の申し込み
		6	特集 みんなの生活を支える ふじさわの下水道
8 月	10 日号	4	地産地消講座～収穫体験第 4 弾
		5	環境啓発講座「地球環境と省エネ～上手な電気の使い方」
		5	グローバルな視点を持って地域を考える
		12	ふじさわのくだもの
	25 日号	3	防災協力農地を募集します
		4	9 月 10 日は下水道の日です
		6	特集 9 月 1 日は防災の日！災害への備えはできていますか
9 月	10 日号	1	第 47 回藤沢市民まつり
		5	地産地消講座～収穫体験第 5 弾
	25 日号	1	アートスペース企画展 II 播磨みどり 裏側からの越境
		2	藤沢本町周辺の駐輪場が変わります
		5	街なみ百年条例と藤沢宿のいま
		12	地産地消推進強化期間 藤沢産を楽しもう！
10 月	10 日号	2	藤沢市肥料価格高騰対策支援事業の申請を受け付けます
		3	藤沢市環境保全職員率先実行計画の実施結果
		4	初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊
		5	慶応大学市民講座
		12	「ふじさわ SDGs ロゴマーク」をご活用ください！
	25 日号	2	第 25 回ふじさわ環境フェア Eco ² まつり 2022
		3	河川施設の破損などをスマホから通報できます
		3	雑がみ分別袋を配布します
		5	パブリックコメントを実施します 藤沢市地域防災計画（修正案）
11 月	10 日号	1	湘南の宝石 2022-2023 江の島を彩る光と色の祭典
		2	パブリックコメントを実施します 藤沢駅前街区まちづくりガイドライン（案）

		4	地産地消講座 生産者と一緒に自分だけの寄せ植えを作ろう！
		4	プラスチック製品自主回収にご協力ください
		5	野生鳥獣による生活被害はありませんか
		5	松くい虫対策を行っています
		16	「下水道の日」作品コンクール優秀作品を紹介します
	25 日号	2	パブリックコメントを実施します 湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）/（仮称）藤沢市文化芸術振興計画 2028（素案）
		12	湘南エコウェーブ オンライン講演会 気象予報士・天達武史と考える地球温暖化
12 月	10 日号	2	パブリックコメントを実施します 藤沢市産業振興計画（改定案）
		2	ふじさわ元気バザール セレクトマルシェ出店者募集
		4	やってみたくなる防災テク
		4	12 月第 3 週は「ゼロカーボン推進週間」です
		12	オンラインイベント 藤沢の生き物博士になろう
	25 日号	4	講演会「マリカ先生の笑って学ぶ SDGs」
		12	地産地消講座 収穫体験第 6 弾～藤沢産のトマトとイチゴを収穫しよう♪
1 月	25 日号	2	シルバー人材センター植木剪定作業の申し込み
		5	中小企業向け SDGs・ESG 経営セミナー
2 月	10 日号	4	里山保全ボランティア養成講座
		4	NPO の SDGs との向き合い方
		5	藤沢産のイチゴとニンジン収穫しよう♪
	25 日号	1	第 40 回湘南江の島春まつり
		3	第 54 回みんなの消費生活展
3 月	10 日号	2	環境事業センターが新しくなりました
	25 日号	1	藤沢産の農産物を楽しもう！
		3	援農ボランティア養成講座
		4	北部環境事業所新 2 号炉の供用を開始します
		5	地産地消講座～収穫体験第 3 弾
		6	「生きものの恵みをいっぱい感じるまち藤沢」を目指して

令和 4 年度（環境関連）お知らせ記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	3	SDGs つじせいもったいないネット
		4	春を歩こう！！藤沢北部・御所見の豊かな自然と史跡を巡る
		5	ながくぼ・花とみどりのサポーター養成講座
		5	みどりの贈り物（記念樹）を差し上げています
		13	おもちゃの病院
		15	ふじさわ環境フェア出展団体・企画運営委員（募集）
	25 日号	5	春のみどりと花のまつり
		5	生垣用苗木の無償交付制度
		7	おもちゃの病院
5 月	10 日号	4	SDGs つじせいもったいないネット

		4	SDGs チャレンジャー募集！！
		5	プラザ de カフェ～身近な SDGs ハーブで楽しくハート♡リース
		5	稲作体験学習
		5	湘南アイパーク～鎌倉古道を歩き川名清水谷戸の風景を楽しむ
		7	おもちゃの病院
		7	むつ愛プロジェクト～伝統しめ飾りを守れ！古代米で稲作体験
		10	おもちゃ病院
		10	第 178 回藤沢市都市計画審議会
		10	藤沢市交通政策推進会議市民委員（募集）
		10	ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会市民委員（募集）
		10	「駅前防災キャンプふじさわ」キャンペーン！
	25 日号	4	藤沢メダカとあそぼう
		7	おもちゃの病院
		9	第 14 回親水公園まつり
		10	海とあそぼう
		11	郷土誌「わが住む里」第 72 号原稿（募集）
6 月	10 日号	3	蚊に気を付けましょう 蚊は病気を運ぶことがあります
		4	ふじさわ SDGs ロゴマークを募集します
		7	おもちゃの病院
		8	大豆で学ぶ農と食 食育講座
		10	スズメバチの巣を撤去しています
		10	一般廃棄物指定収集袋が環境に配慮した素材に変わります
		11	夏休み下水道教室
	25 日号	2	夏休み特別ワークショップ「セミの羽化を見に行こう！」
		3	夏の夜の自然観察
		4	セミの羽化観察会
		5	熱中症を予防しましょう
		7	おもちゃの病院
		10	藤沢の生き物～大学生たちも語るその魅力
		10	すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します
		10	エコワットを貸し出します
		11	花いっぱい運動実践団体（募集）
7 月	10 日号	3	中高生講座 SDGs 循環させる私たちの服～藍染め体験
		3	おもちゃの病院
		4	湘南エコウェーブ～自分の生きもの図鑑を作ろう！
		4	夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう
		4	つじせいもったいないネット
		4	トンボ口を歩いて 地球冷却生物を探そう
		5	グリーンバンク制度
		10	宮原ブルーベリー摘み取り農園が開園します
		10	人材バンク体験講座「ふらっとフラッグ」 身のまわりの放射線・放射能について知ろう

		10	ネイチャーゲームで新林公園の自然を楽しもう！～自然散策ウォークラリーや生きものクイズに挑戦
		10	藤沢市下水道運営審議会委員（募集）
	25 日号	3	夏の自然、植物観察会
		5	石けんづくり
		5	SDGs プロジェクト～ブルーカーボンと海藻万華鏡づくり
		7	おもちゃの病院
		9	湘南エコウェーブ～夏休みの自由研究を応援！車のエネルギーを知ろう！
		9	夏休み！環境啓発ワークショップ
		9	第 7 回リサイクルプラザ藤沢フェア
		9	地引網漁業体験学習イベント「藤沢の地引網漁業を体験して、地引網の編み方を知ろう！」
		9	新林公園ツリークライミング体験会
		9	オオキンケイギクを素材にハンドタオルを染めてみよう！
8 月	10 日号	4	みどりの相談
		5	つじせいもったいないネット
		5	企業共催～お寿司で学ぶ SDGs！
		7	身近な樹木を楽しもう
		7	おもちゃの病院
		7	お天気と仲良くなるう
		10	藤沢都市計画事業 北部第二（三地区）土地区画整理審議会委員選挙
		10	第 179 回藤沢市都市計画審議会
		10	藤沢探鳥クラブ 2022 年度講演会「野鳥を知り、命、地域、地球を考える」
	25 日号	2	おもちゃの病院
		4	スマートシティ推進に向けた市民アンケートを実施中
		7	サークル共済事業～植物オイルから作る手作り石けん教室
		11	屋外広告物適正化キャンペーン
		11	生垣用苗木の無償交付制度
9 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		4	小出川彼岸花を見に来ませんか
		4	SDGs つじせいもったいないネット
		4	藤沢ごしょみ産アウトドアクッキング
		5	秋の植木市～植木、草花、園芸資材などの販売
		9	藤沢市環境審議会委員（募集）
		9	農地パトロール（利用状況調査）を実施します
	25 日号	2	おもちゃの病院
		3	ふじさわ下水道フェア 2022
		7	秋の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう！
		10	ぶらりごみ拾い in 六会 2022
		11	都市計画等説明会 藤沢都市計画臨港地区（湘南港臨港地区）の変更、藤沢都市計画景観地区（江の島景観地区）の変更、藤沢市景観計画の変更、県の臨港地区（湘南港）の分区指定
		11	世界にたった 1 つだけ！「オリジナル乾電池」手作り教室
10 月	10 日号	4	第 53 回藤沢市総合かがく展

		4 古布・古着リメイク講座 5 身近な SDGs バナナの未利用？知ってる？ 5 おもちゃの病院 5 グリーン講座「秋を探そう in 長久保公園」 5 森の自然を感じて！野鳥講座 7 結婚・出生・パートナーシップ宣誓・新築の記念にみどりの贈り物（記念樹）を差し上げています 7 つじせいもったいないネット 7 藤沢の丘陵地 村岡歴史散歩 村岡地区の魅力を再発見！ 9 都市計画案の縦覧 藤沢都市計画生産緑地地区の変更 9 第 26 回ふじさわこどもまちづくり会議 9 青少年体験学習事業「災害のシミュレーションを体験しよう！～インクルーシブな防災とは」 9 藤沢市生活環境連絡協議会市民大会～地域から地球に広がる環境行動都市をめざして 10 四ツ葉会講座「地産地消でおいしいおかず」 10 藤沢市みどり保全協働事業事業者（募集）
	25 日号	2 秋の緑化推進まつり 3 市 LINE 公式アカウントで大型ごみ収集をチャットボット予約できます 7 おもちゃの病院 9 第 28 回藤沢市一日清掃デー 9 第 10 回震災復興支援コンサート in ふじさわ「放射能から子供を守ろう」 9 藤沢市放射能測定器運営協議会学習会「これだけの原発 私たちの暮らしに安心、安全があるのか？」 10 食について考えよう！生産から食卓まで「知る・調べる・アクション」 10 市民農園利用者（募集）
11 月	10 月号	4 グリーンバンク制度 5 SDGs つじせいもったいないネット 12 教育文化講演会「サーファー視点から見えてくる海の環境問題」 12 おもちゃの病院 12 むつ愛プロジェクト～六会地区伝承しめ飾りづくり 12 バードウォッチングを楽しもう！ 13 秋の公園ワークショップ&キッチンカーの出店 13 身近な SDGs セっけんでトライ！大掃除 13 藤沢産オーガニックマルシェ 13 第 8 回湘南朝市げんき祭り～藤沢地域の「食の台所」で地産地消を楽しもう！ 13 善行雑学大学 講演「野鳥観察の楽しみ～晴鳥雨読の日々」 14 リサイクルプラザ藤沢・ゼロカーボン啓発講座 14 第 180 回藤沢市都市計画審議会 藤沢都市計画生産緑地地区の変更ほか 14 野焼きの煙やにおいの苦情が増えています 15 「令和 5 年度版区域別収集日程カレンダー」に掲載する広告（募集）
	25 日号	5 日本伝統文化講座～農家の方に教わる「しめ飾り」づくり 7 おもちゃの病院

		9	リサイクルプラザ藤沢・環境啓発講座
		9	藤沢市廃棄物減量等推進審議会の市民委員（募集）
		11	花の展示をします
12 月	10 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		3	おもちゃの病院
		7	なぎさ de シニアトレジャー～引地川周辺の自然と身近な野鳥観察
		7	SDGs つじせいもったいないネット
		9	道路・水路をきれいに正しく使いましょう
		9	藤沢駅南口 391 地区の都市計画素案に関する図書の縦覧・公聴会
		9	夏涼しくて冬温かい家は断熱が作る！～これからの住まいのあり方
		10	藤沢ロボット産業研究会
		10	善行雑学大学 講演「世界の自然と自然、人と人をつなぐ渡り鳥」
	25 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		2	「小さな野菜畑 キッチン菜園」講座
		3	おもちゃの病院
		5	第8回藤沢七福神めぐりクリーンウォーキングボイ捨て無くし隊 参加者を募集します
		7	藤沢ごしょみ産アウトドアクッキング
		7	つじせいもったいないネット
		7	郷土再発見講座「野鳥観察を楽しもう！」今田遊水地と境川周辺を歩こう
		9	ふじさわ探キョン講座「知りたい！撮りたい！広めたい！ふじさわのもぎたて魅力発信講座」
		9	1 万株のウィンターチューリップ開花＆ライトアップ
		9	藤沢市地域防災活動推進大会
1 月	10 日号	2	もしもに備える！災害カードゲーム＜クロスロード＞体験講座
		2	おもちゃの病院
	25 日号	3	生垣用苗木の無償交付制度
		4	下水道使用料が変わります
		7	おもちゃの病院
		7	御所見地区生活環境協議会共催事業ゴミ拾い体験ゲーム
		10	NEAL リーダー養成講座
		10	宝くじの助成金で自主防災組織の資機材を整備しました
		11	都市計画説明会 健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区の市街化区域編入に関すること
		11	藤沢市森林整備計画（案）の縦覧
		11	土砂災害警戒区域等の周知について
	10 日号	3	SDGs つじせいもったいないネット
		4	早春の引地川でバードウォッチングと河津桜を楽しもう
		5	早春の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう！
		5	みどりの相談

		7	第 4 回みんなで学ぼう！作って！食べて防災体験！
		7	春のお楽しみウォーキング 寺社めぐり、高座クリーンセンター環境プラザ・農園見学ほか
		7	おもちゃの病院
		7	明治郷土史講座～早春の明治地区史跡を訪ねて
		7	SDGs と国連 WFP の食糧支援～飢餓ゼロを目指し私たちにできること
		9	地区計画原案の縦覧 健康と文化の森地区地区計画、新産業の森北部地区地区計画
		9	樹木の手入れ講習会
		10	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の花が集う！2 市 1 町合同～湘南花の展覧会
		10	湘南江の島春まつり「江の島歴史ガイドツアー」
		10	市民農園利用者（募集）
	25 日号	2	一部地域の収集ブロックや収集日程・時間を変更します
		2	おもちゃの病院
		4	春の植木市～植木、草花、園芸資材などの販売
3 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		4	地産地消講座収穫体験第 2 弾 藤沢産の有機栽培されたジャガイモと旬の野菜を収穫しよう♪
		4	SDGs つじせいもったいないネット
		10	「藤沢市ごみ検索システム」「藤沢市ごみ分別アプリ」に掲載する広告（募集）
		10	藤沢市農業委員会委員（募集）
		10	藤沢市農地利用最適化推進委員（募集）
		10	農業体験型農園「フィールドゆう」利用者（募集）
		10	第 182 回藤沢市都市計画審議会
		10	放射線量測定業務の一部見直しについて
	25 日号	3	公園に関するアンケートを実施します
		3	SDGs チャレンジャー
		7	おもちゃの病院
		7	春のバードウォッチング
		8	地球温暖化対策設備費用を補助します
		10	鵠沼郷土資料展示室「引地川と鵠沼～川の歴史と自然・暮らし」
		10	2023 年こどもの日スペシャル「第 4 回地引網体験」
		10	第 3 回 ONSEN・ガストロノミーウォーキング in 藤沢～湘南藤沢の歴史をつむぐ、「藤」の花めぐり
		10	保存樹木などを指定しています

イ 藤沢エフエム放送（83.1 MHz）レディオ湘南

ハミングふじさわ（30 分）

放送時間＝月～金曜日の午前 10 時／午後 7 時（再放送）

令和 4 年度（環境関連）放送内容

放送月	内 容	コーナー名
5 月	防災ラジオを有償で配布しています	FM 広報ふじさわ
6 月	藤沢市建物緑化の助成制度について	FM 広報ふじさわ

7月	「ふじさわ SDGs ロゴマーク」を募集します	FM 広報ふじさわ
7月	7月から指定収集袋（ごみ袋）が環境にやさしくなります	FM 広報ふじさわ
7月	すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します	街の話題
7月	風水害時の備えについて	FM 広報ふじさわ
8月	打ち水で涼しく過ごしましょう	FM 広報ふじさわ
8月	宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内	街の話題
8月	遠藤笹窪谷公園について	FM 広報ふじさわ
8月	江の島灯籠 2022	街の話題
9月	防災週間に災害への備えを再確認	FM 広報ふじさわ
9月	長後地区乗合タクシー(実証運行)	街の話題
9月	9月10日は「下水道の日」です	FM 広報ふじさわ
9月	3年ぶりの開催！藤沢市民まつり	街の話題
10月	地産地消強化月間	FM 広報ふじさわ
11月	第28回藤沢市一日清掃デー	FM 広報ふじさわ
11月	藤沢市 LINE 公式アカウントから大型ごみのチャットボット予約ができます	FM 広報ふじさわ
12月	湘南の宝石 2022-2023～江の島を彩る光と色の祭典	街の話題
12月	ごみの正しい分別について	FM 広報ふじさわ
1月	第41回ふじさわ市学校きゅうしょくフェア	FM 広報ふじさわ
3月	第40回「湘南江の島春まつり」	街の話題
3月	ふじさわ SDGs 共創パートナー	FM 広報ふじさわ

ハミングインフォメーション（5分）

【1日3回、本市からのお知らせや催し物などを紹介】

放送時間＝月～金曜日 午前8時／午後3時／午後6時（*）

土・日曜日 午前9時54分／午後3時／午後4時54分

（*）外国語でのインフォメーション

毎週月曜日 午後6時 中国語放送

毎週火曜日 " 韓国語放送

毎週水曜日 " ポルトガル語放送

毎週木曜日 " 英語放送

毎週金曜日 " スペイン語放送

放送月	主な放送内容
4月	野生鳥獣による生活被害はありませんか／令和4年度援農ボランティア養成講座受講生募集／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
5月	第46回ゴミゼロクリーンキャンペーン／光化学スモッグにご注意ください／野生鳥獣による生活被害はありませんか／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
6月	放送通信コース「藤沢の生き物」／光化学スモッグにご注意ください／野生鳥獣による生活被害はありませんか／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
7月	宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内／夜10時以降の騒音花火はやめましょう／放送通信コース「藤沢の生き物」／光化学スモッグにご注意ください／野生鳥獣による生活被害はありませんか／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください

8 月	宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内 / 夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう / 放送通信コース「藤沢の生き物」 / 光化学スモッグにご注意ください / 野生鳥獣による生活被害はありませんか / 微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
9 月	光化学スモッグにご注意ください / 野生鳥獣による生活被害はありませんか / PM2.5 にご注意ください
10 月	第 25 回環境フェア / ふじさわ下水道フェア 2022
11 月	道路・水路をきれいに正しく使いましょう / 第 25 回ふじさわ環境フェア
12 月	藤沢の生き物博士になろう / 道路・水路をきれいに正しく使いましょう
1 月	道路・水路をきれいに正しく使いましょう
2 月	道路・水路をきれいに正しく使いましょう
3 月	援農ボランティア養成講座受講生募集 / 公園に関するアンケート実施 / 道路・水路をきれいに正しく使いましょう

ウ ケーブルテレビ ジェイコム湘南・神奈川（デジタル 11 ch）

本市広報番組「ふじさわ情報ナビ」

放送時間=毎日 4 回 午前 9 時 / 正午 / 午後 8 時 / 午後 11 時 30 分

令和 4 年度（環境関連）放送内容

コーナー名	放送月	放送タイトル
カラフルフジサワ 10 分コーナー	6 月	全国消防で初!「遠距離送・排水システム車」を導入しました
	10 月	「下水道は海への入り口」～わたしたちの生活を支える下水道
	10 月	「もったいない」の気持ちで減らそう!食品ロス～フードドライブの取組
ふじさわトピックス 5 分コーナー	4 月	地産地消講座～藤沢産のトマトとイチゴを収穫しよう」
	6 月	「駅前防災 CAMP ふじさわ」
	7 月	2022 ふじさわ産業フェスタ
	7 月	第 14 回「親水公園まつり」
	7 月	遠藤笹窪谷公園花菖蒲植え付け
	8 月	遠藤笹窪谷公園オープン!
	9 月	漁業体験イベント「藤沢の漁業を体験しよう!」
	9 月	江の島灯籠 2022
	10 月	令和 4 年度藤沢市防災フェア
	10 月	藤沢市民ギャラリー展示「まるごとこども!～藤沢市所蔵浮世絵と郷土資料から」
	10 月	第 15 回小出川彼岸花まつり
	11 月	遠藤コスモス摘み取りイベント
	11 月	第 22 回藤沢市民まつり 湘南ファンタジア
	2 月	湘南の宝石 2022-2023
	3 月	湘南花の展覧会

2 各主体による環境保全・環境美化

環境目標 4 - 2

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
環境美化活動への参加人数 ¹	環境美化活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたキャンペーン活動等が再開されたこともあり、令和3年度57,114人から大幅に増加しています。 今後も啓発活動を推進し、環境美化活動の醸成を図ります。	— ²	57,114	82,119	140,000

1 本市における実績値。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化活動を中止。2019年度(令和元年度)の実績は134,425人。

(1) 環境保全活動の推進

市民活動団体への支援

環境保全活動を展開している市民団体等に対して、次のような活動支援策を行いました。

- ・ 事業への後援及び補助
- ・ 会場及び資料等の提供
- ・ テーマに応じた講師、説明者の派遣
- ・ 優良活動市民、団体の表彰
- ・ 団体間の情報交換、ネットワークの場づくり

各種事業者団体との連携

藤沢商工会議所、藤沢市商店会連合会、藤沢地区廃棄物対策協議会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会などの事業者団体と連携し、環境保全の推進についての講習や意見交換等を実施しています。

環境啓発パンフレット等による環境情報の提供

ア 『ごみ NEWS』(環境総務課)

本市のごみの処理、ごみの減量・資源化等に関する情報を掲載し、年1回発行しています(詳細は149ページ)。

イ 「環境インフォメーション」(環境保全課)

大気や水質などの測定結果や生活環境に関する情報等を掲載し、年1回発行しています。



【環境インフォメーション】

ウ その他刊行物(各課)

『清掃事業の概要』や『藤沢の環境』等では、各事業の概要及び実績等を掲載し、毎年1回発行しています。また、公害苦情相談における市民からの要望で、自治会、町内会等を通じて、「薪ストーブ」、「バーベキュー」、「生活騒音」等に関する周知啓発のチラシの回覧等を行いました。

(2) 環境美化活動の推進

生活環境団体の育成

きれいで住みよい環境づくりを目指す藤沢市生活環境連絡協議会及び各地区生活環境協議会に補助金を交付し、自主的な地区組織の育成を図り、清潔で住みよい環境づくりを推進するため、各種事業を行っています。

毎年、本市と共催で市民大会を開催しており、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、令和4年度は市内各地区にて生活環境の向上及び改善に貢献した個人及び団体への表彰や、市内公立小中学校から募集した「藤沢市美化・リサイクル推進ポスター」入選者の表彰などを行いました。



【美化・リサイクル推進ポスター入選作品】

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」

環境美化の推進及び迷惑行為の防止を図るため、平成19年7月20日に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行しました。条例では、市民・事業者等の責務を定めたほか、5つの迷惑行為（ポイ捨て・路上喫煙(禁止区域内)・ふんの放置・深夜花火・落書き）を禁止行為とし、罰則を設けています。

また、路上喫煙禁止区域として、藤沢駅周辺（平成19年12月1日指定）、湘南台駅周辺（平成21年4月20日指定）、辻堂駅周辺（北口：平成23年12月1日、南口・西口：平成25年12月1日指定）の3カ所を順次指定しました。平成29年2月1日から以下の区間内の駅周辺についても指定し、市内の全駅周辺を路上喫煙禁止区域としました。

路上喫煙禁止区域

- ・小田急江ノ島線：長後駅～片瀬江ノ島駅
- ・江ノ島電鉄：藤沢駅～江ノ島駅
- ・湘南モノレール：湘南江の島駅・目白山下駅
- ・JR 東海道線：辻堂駅・藤沢駅

違反者には、指導→勧告→命令の手続きを行い、命令に従わない場合には、以下の罰則を適用します。

「きれいで住みよい環境づくり条例」禁止事項

項 目	勧告	命令	罰則（罰金）	令和4年度指導件数
路上喫煙禁止区域内での喫煙	対象	対象	2万円以下	1,841件
たばこの吸い殻や空き缶等の投棄等	対象	対象	2万円以下	
飼い犬等のふんの放置等	対象	対象	2万円以下	
落書き	—	対象	5万円以下	
静穏を害する深夜花火	対象	対象	罰則なし	79件

落書きについては、勧告なく、直ちに命令となる。

以上のような条例で禁止される行為を未然に防止するため、路上喫煙禁止区域内での巡回指導や喫煙所の管理、海岸での深夜花火の巡回指導（夏期）などを実施しています。

また、落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体等

との協働による落書き消去活動等を行っております。

落書き消去活動の実施結果

年度	消去件数	消去活動参加人数
平成 30 年	899	21
令和元年	286	21
令和 2 年	211	—
令和 3 年	142	—
令和 4 年	443	—

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度～令和 4 年度は未実施。



【落書き消去の様子】

広場・道路等の清掃

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。

・駅前広場清掃	藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅 善行駅・六会日大前駅・長後駅	毎日（元日を除く）清掃 月 15 日清掃
・道路機械清掃（ロードシーパー）	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・歩道人力清掃	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・地下歩道・歩道橋・トンネル歩道等 10 ヲ所		月 2～3 回清掃

公衆便所管理

公衆便所の清掃を委託により実施し維持管理に努めています。

公衆便所数	14 ヲ所
清掃状況	湘南ライフタウン、竜野ヶ岡公衆便所 1 日 1 回
	藤沢駅北口、藤沢駅南口公衆便所 1 日 3 回
	その他の公衆便所 1 日 2 回

片瀬東浜と片瀬江の島の 2 ヲ所の公衆便所について、夏の海水浴シーズンの 7 月中旬から 8 月下旬まで、作業員が重点的に清掃をしています。

不法投棄処理と対策

不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。これに対して県との合同もしくは本市独自によるパトロールを実施するとともに、土地所有者との共同により不法投棄防止看板を設置しています。平成 19 年度からは不法投棄監視カメラを設置しました。また、平成 27 年度から不法投棄防止カメラの自治会等への貸出も実施しています。

不法投棄ごみ収集処理量

単位：kg

年度	不法投棄 処理件数	内 訳		計	1 回当たり 平均収集量	月平均の 収集回数（回）
		可燃ごみ	不燃ごみ			
平成 30 年	350	465	10,660	11,125	32	29
令和元年	206	120	28,518	28,518	138	17
令和 2 年	193	25	12,285	12,310	64	16
令和 3 年	155	150	8,880	9,030	58	12
令和 4 年	104	0	7,230	7,230	70	9

ボランティア清掃活動等の推進

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃などを通じて、市民・事業者・行政が一体となり地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるよう努めています。

ア 一日清掃デー（令和 2 年度、令和 3 年度は中止となりました）

令和 4 年度 参加者 13,267 人
ごみ収集量 15,890 kg （可燃ごみ 13,170 kg 不燃ごみ 2,720 kg）

年 度	参加人数（人）	ごみ収集量（kg）
平成 30 年	15,895	21,800
令和元年	16,049	21,710
令和 2 年	—	—
令和 3 年	—	—
令和 4 年	13,267	15,890

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度、令和 3 年度は中止。

イ 地区内道路等のボランティア清掃

令和 4 年度 参加団体 1,097 団体（延べ 64,799 人）
ごみ収集量 268,570 kg

年 度	参加団体	ごみ収集量（kg）
平成 30 年	949	310,510
令和元年	988	315,700
令和 2 年	1,010	218,330
令和 3 年	1,051	228,170
令和 4 年	1,097	268,570

ウ 不法投棄・ポイ捨て防止イベント

平成 27 年度から、環境美化と不法投棄・ポイ捨て防止や健康増進も兼ねて、ウォーキングをしながら市民や団体等と連携し、ポイ捨てごみ等を清掃する取組を行っています。

令和 4 年度

参加団体 4 団体

参加人数 81 人



【第 8 回 藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング】

海岸の保全

相模湾の自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するため、県・関係市町・企業の出捐金により平成 3 年 4 月 1 日に（公財）かながわ海岸美化財団が設立されました。同財団は機械及び人力で相模湾沿岸の海岸の清掃を定期的を実施しています。



【ビーチクリーナー】

令和 4 年度 （公財）かながわ海岸美化財団による各海岸清掃状況 単位：日

項目 \ 海岸	江の島（西浦）	片瀬東浜	片瀬西浜	鵜沼海岸～ 辻堂海岸	河川河口部
人力清掃 （通常）	63	121	179	100	111
人力清掃 （夏期増員）	0	60	61	0	0
機械清掃 （ビーチクリーナー）	0	198	156	79	0
機械清掃 （バックホウ）	0	13	3	0	0

通常清掃は 3 名（鵜沼海岸～辻堂海岸のみ 4 名）、夏期（7、8 月）増員は 9 名での対応となっている。

海岸美化清掃

ア 海岸清掃

江の島・片瀬海岸・鵠沼海岸・辻堂海岸の清掃を、神奈川県と本市がその経費を負担し、(公財)かながわ海岸美化財団が実施しています。

令和 4 年度	負担金	34,147 千円	
令和 4 年度	ごみ収集量	可燃ごみ	232,670 kg
		(砂防林分	0 kg)
		不燃ごみ	43,690 kg
		(砂防林分	4,050 kg)
		海藻	1,560 kg
		合 計	277,920 kg

イ ゴミゼロクリーンキャンペーン

海岸美化の一環として、本市主催により環境週間に合わせて地域自治会等の参加により、クリーンキャンペーンを実施しています。



【ゴミゼロクリーンキャンペーン】

ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施結果

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
参加団体数	94	87	—	—	66
参加人数(人)	5,460	4,778	—	—	3,897
ごみ収集量(kg)	1,370	1,040	—	—	850

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度、令和 3 年度は中止。

ウ 河川ごみの流出の抑制

河川ごみの海岸への流出を抑えるために、境川(管理者は神奈川県)の除塵機を維持管理しています。

河川ごみ収集量

単位: kg

年度	境 川	
	可燃ごみ	不燃ごみ
平成 30 年	2,930	2,590
令和元年	1,900	1,770
令和 2 年	770	700
令和 3 年	440	360
令和 4 年	540	400



【境川の除塵機】

引地川除塵機は平成 27 年 10 月に故障により、使用を中止し、平成 31 年 2 月に撤去が完了。

エ 観光客への啓発

海水浴を中心とする観光客に対する美化啓発を図るため、海の日街頭美化キャンペーンを実施し、ゴミ袋やウェットティッシュなどの啓発グッズを配布していますが。

衛生害虫等の駆除

ア ユスリカ

ユスリカの発生が多い白旗川・小糸川・不動川・一色川へ4月～10月に水中生物に影響のないホルモン製剤（デミリン水和剤）を散布して、駆除に努めています。

イ ハエ

(株)藤沢市興業公社に委託してし尿汲み取り便所に無償で防疫薬剤（ピリプロキシフェン 6g）を発生期に原則3回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。

令和4年度	対象世帯	744世帯
	実施回数	2,232回

ウ スズメバチ

スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行っています。

相談等受付数と撤去件数の推移 単位：件

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
相談等受付件数	1,129	934	682	975	1,092
撤去件数	477	313	246	511	464



【スズメバチの巣の撤去風景】

環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」)

地球温暖化は自然環境や社会生活に多大な影響を与える喫緊の課題であり、一人ひとりが気候変動について把握し、対策を打てる最初で最後の世代だということを認識するとともに、行動することが大切です。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」(以下、「率先実行計画」)を策定し、市民・事業者・行政の行動を示すとともに、地球温暖化対策の「緩和策」と「適応策」を両輪として、対策を進めています。

「実行計画」では、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」及び2021年(令和3年)2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度(令和12年度)における温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減」を目標としています。

環境像5は「実行計画」と対応しており、各主体の詳細な取組については、同計画に記載しているため、本章は同計画に基づく施策の進捗状況についての報告も兼ねています。

本市における地球温暖化対策

(1) 本市の地球温暖化に対する取組

藤沢の恵み豊かな自然環境と都市環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、1996年度(平成8年度)に「藤沢市環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、1998年度(平成10年度)に「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2001年(平成13年度)には、環境国際規格ISO14001の認証を受け、本市が事業者として施設内で使用するエネルギー管理などの環境負荷項目と緑地の保全などを行う環境保全項目を実施し、年度事の目標を設定することで温室効果ガスの削減を行ってきました。2005年度(平成17年度)に同計画を改定した際には、リーディングプランとして「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」(以下、「推進計画」)を策定し、太陽光発電システムの普及など様々な温暖化防止策を推進してきました。

2010年度(平成22年度)には「推進計画」の計画期間満了に伴い、新たに「実行計画」を策定し、その達成目標として1990年度(平成2年度)比で2022年度(令和4年度)までに温室効果ガスを40%削減することを決めました。また、ISO14001の取組が定着したことからISO14001の認証を返上し、「実行計画」の目標達成のため一事業者として率先して温室効果ガス削減の取組を先導的に実践していく計画として、「率先実行計画」を策定しました。2013年度(平成25年度)には、エネルギーの地産地消の推進を見据えた取組を重点プロジェクトに加えるなど、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。

2014年度(平成26年度)には、本市に適した再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進し、エネルギー起源の温室効果ガス削減を図っていくため、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間を計画期間とする「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定しました。

2016 年度（平成 28 年度）には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定と、それに基づく国や県などの温室効果ガスの削減に向けた取組との連携などの視点から、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。また、2018 年（平成 30 年）1 月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことを受け、「率先実行計画」の取組目標の基準年度を見直しました。

2021 年度（令和 3 年度）には、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や「藤沢市気候非常事態宣言」などを踏まえ、「2050 年（令和 32 年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」ため「実行計画」及び「率先実行計画」の改定を行い、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を「実行計画」に統合しました。また、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講ずるため「地域気候変動適応計画」を策定し、「実行計画」に組み込みました。

（２）本市域における温室効果ガス排出量の推移

「実行計画」に定める、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減」する目標について、その進捗を毎年度把握するため、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき温室効果ガスの排出量を算定しています。

本市域における温室効果ガスの排出量の算定には国の統計等を用いており、最新値は 2 年前のデータとなります。「実行計画」の計画期間（2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度（令和 12 年度））開始に当たり、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）からの温室効果ガス排出量の推移を把握するため、参考として、現時点での最新値である 2020 年度（令和 2 年度）速報値における温室効果ガス排出量を算定しています。

【参考】温室効果ガス排出状況

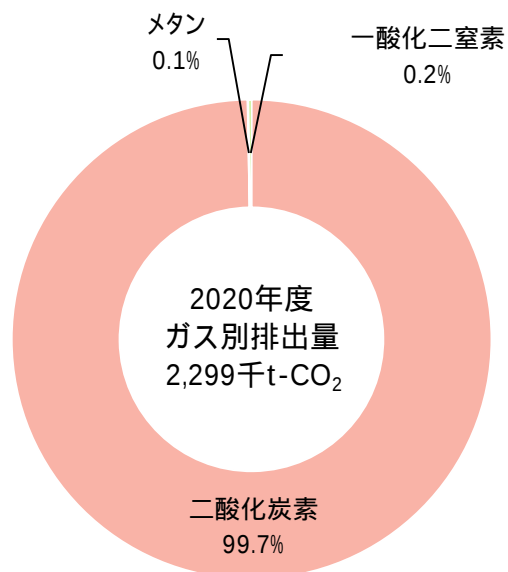
2020 年度（令和 2 年度）速報値における温室効果ガス排出量は、2,299 千 t-CO₂であり、基準年度の 2013 年度（平成 25 年度）と比較して、温室効果ガス排出量を 484 千 t-CO₂（17.4%）削減しています。

ガス別の温室効果ガス排出量割合は、二酸化炭素が 99.7%と大部分を占めています。

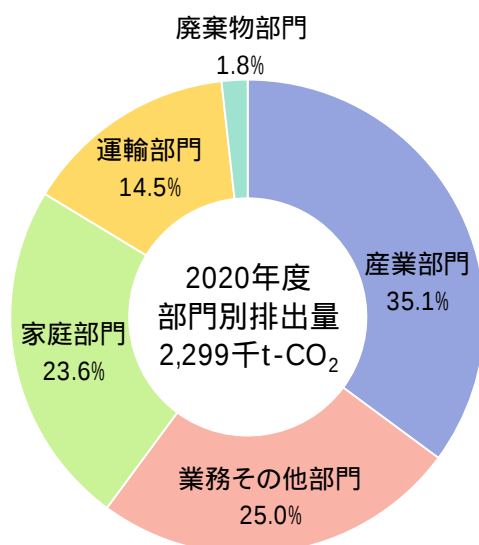
部門別の二酸化炭素排出量割合は、産業部門が 35.1%、業務その他部門が 25.05%、家庭部門が 23.6%、運輸部門が 14.5%、廃棄物部門が 1.8%です。

温室効果ガス排出状況			単位：千 t-CO ₂	
部門		2013 年度 （ 基準年度 ）	2020 年度	
			排出量	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	943	808	-14.3%
	業務その他部門	835	574	-31.2%
	家庭部門	565	542	-4.0%
	運輸部門	404	335	-17.2%
	廃棄物部門	30	35	16.6%
	小計	2,777	2,294	-17.4%
メタン	廃棄物部門	1	1	-2.1%
一酸化二窒素		5	4	-2.2%
合計		2,783	2,299	-17.4%

【ガス別温室効果ガス排出量の割合】



【部門別二酸化炭素排出量の割合】



【参考】温室効果ガス排出量の推移

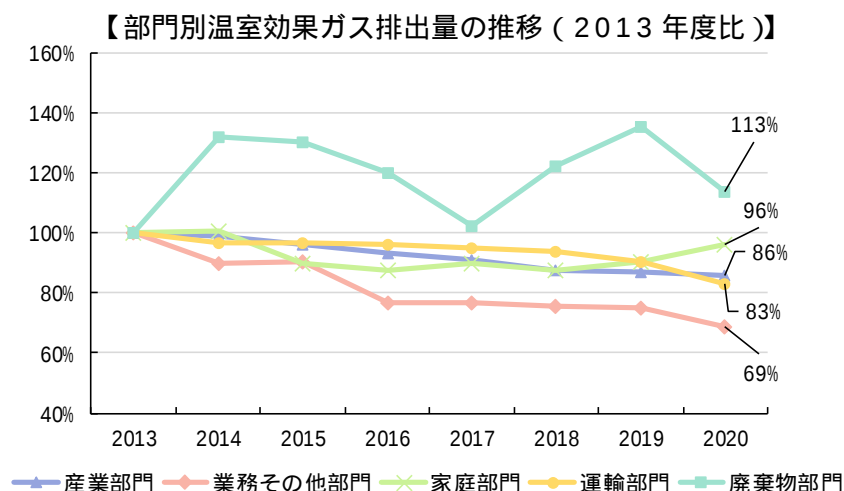
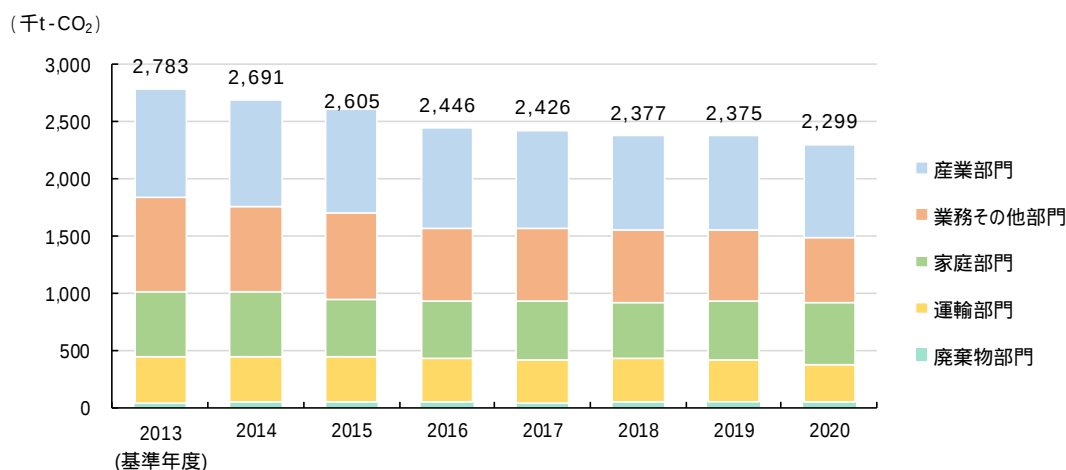
温室効果ガス排出量は年々削減していますが、近年、削減量は緩やかになっています。

産業部門、業務その他部門及び運輸部門は、変動はありますが減少しています。家庭部門は、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけて増加しています。廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。

温室効果ガス排出量の推移

単位：千 t-CO₂

部門		2013 年度 (基準年度)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
二 酸 化 炭 素	産業部門	943	936	906	882	859	828	822	808
	業務その他部門	835	752	755	640	640	633	628	574
	家庭部門	565	567	508	493	507	494	510	542
	運輸部門	404	390	390	388	384	378	365	335
	廃棄物部門	30	41	41	37	30	38	42	35
	小計	2,777	2,685	2,599	2,440	2,420	2,371	2,368	2,294
メタン	廃棄物	1	1	1	1	1	1	1	1
一酸化二窒素	部門	5	5	5	5	5	5	5	4
合計		2,783	2,691	2,605	2,446	2,426	2,377	2,375	2,299



【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析

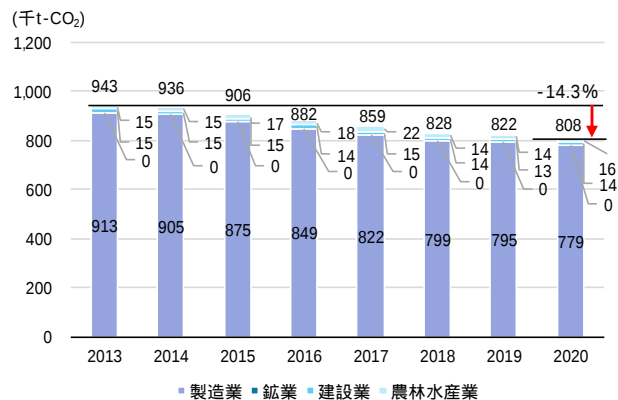
ア 産業部門

産業部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は808千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で135千t-CO₂（14.3%）減少しています。業種別の増減は、2013年度（平成25年度）比で、製造業では14.7%減少、建設業では12.0%減少、農林水産業で7.0%増加しています。

製造業におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、石炭では11.6%減少、軽質油製品では0.4%減少、重質油製品では13.9%減少、石油ガスでは27.9%増加、天然ガス・都市ガスでは3.2%減少、電気では9.1%減少、熱では62.7%増加しています。

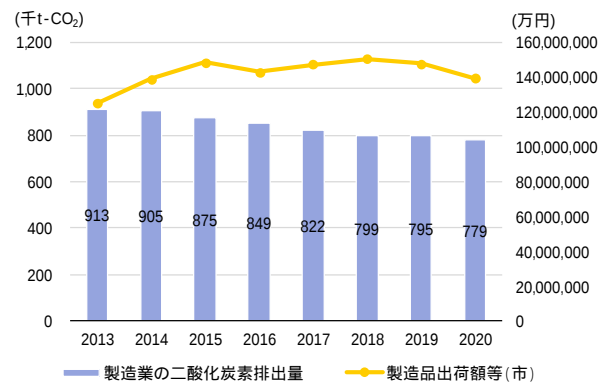
製造業における軽質油製品、重質油製品、石油ガス、天然ガス・都市ガス、熱の使用量は前年度より増加していますが、エネルギー使用量全体では前年度と比較してエネルギー使用量が減少しています。エネルギー使用量の減少は、省エネルギー化が進んでいるほかに、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の低迷等により、生産量が減少した業種があるためと考えられます。

【産業部門の二酸化炭素排出量の推移】

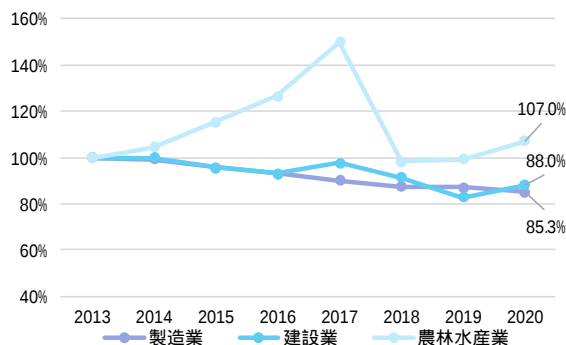


【製造業の二酸化炭素排出量及び

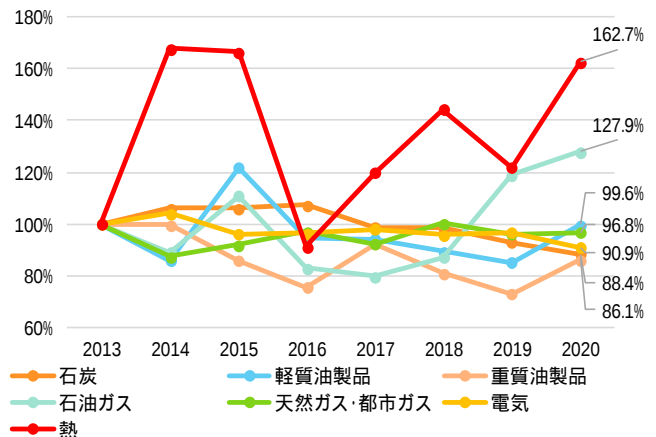
製造品出荷額の推移】



【業種別二酸化炭素排出量の増減比 (2013年度比)】



【製造業のエネルギー別増減比 (2013年度比)】



イ 業務その他部門

業務その他部門の2020年度(令和2年度)の二酸化炭素排出量は574千t-CO₂となり、2013年度(平成25年度)比で261千t-CO₂(31.2%)減少しています。

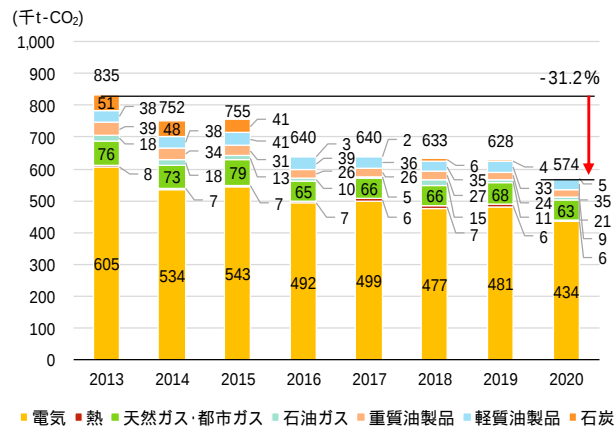
業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度(平成25年度)比で、石炭では90.7%減少、軽質油製品では7.3%減少、重質油製品では45.0%減少、石油ガスでは49.0%減少、天然ガス・都市ガスでは16.8%減少、電気では11.5%減少、熱では2.9%減少しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度(平成25年度)比で15.8%低減しています。

業務その他部門における延床面積は、神奈川県全体、本市ともに増加しています。

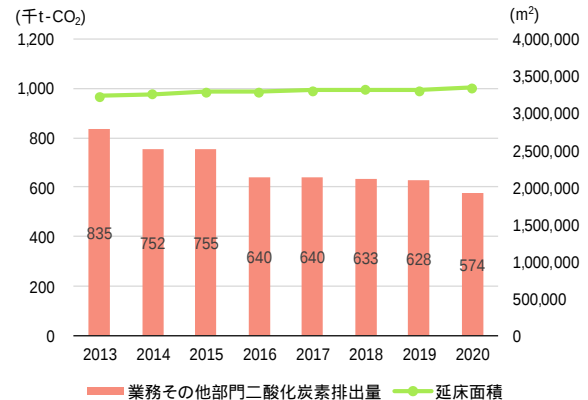
エネルギー種別にみると、軽質油製品及び石炭は前年度より増加しており、そのほかのエネルギー使用量は減少しています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、各事業所等の稼働率が低下していると考えられます。しかし、通常通り稼働している事業所では、感染対策としての換気の実施により、エネルギー使用量が増加したものと考えられます。

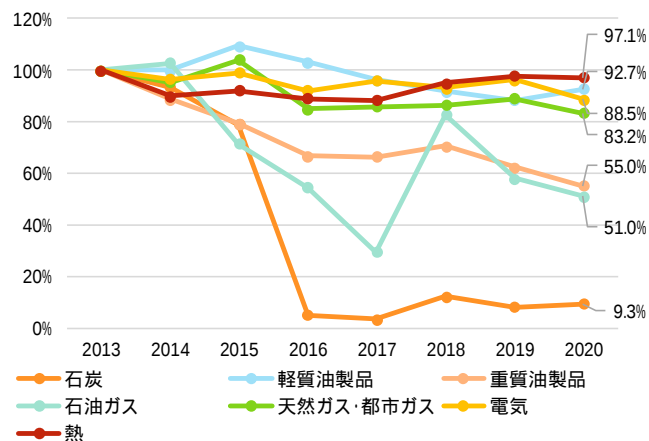
【業務その他部門の二酸化炭素排出量の推移】



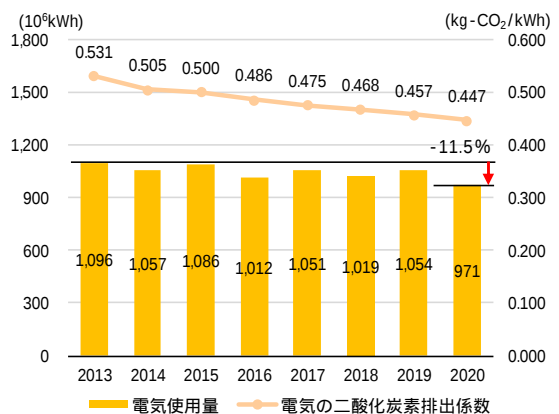
【業務その他部門の二酸化炭素排出量及び延床面積の推移】



【エネルギー別増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移】



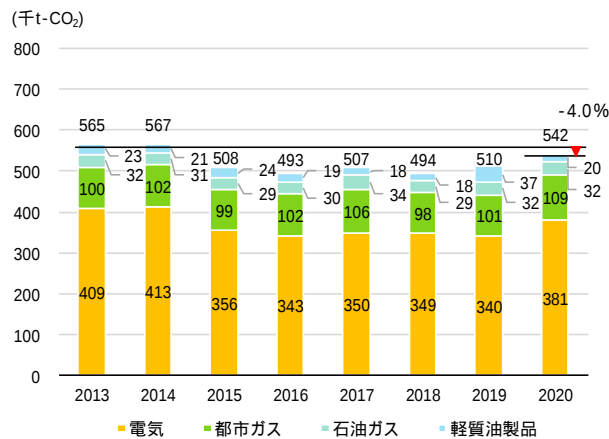
ウ 家庭部門

家庭部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は542千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で23千t-CO₂（4.0%）減少しています。

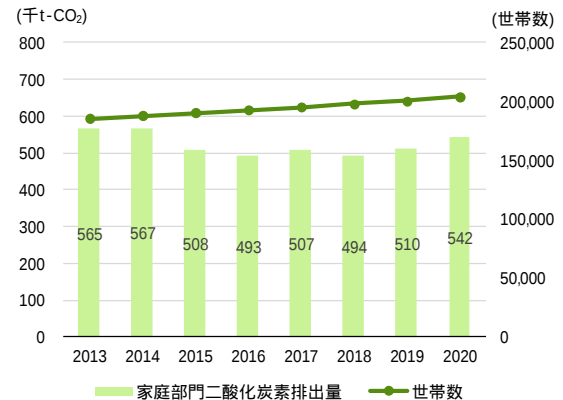
家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、軽質油製品では15.9%減少、石油ガスでは0.4%減少、天然ガス・都市ガスでは9.0%増加、電気では15.3%増加となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が70.4%を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度（平成25年度）比で15.8%低減しています。

家庭部門におけるエネルギー使用量の増加は、本市における人口の増加及び神奈川県全体における都市ガス及び電気の使用量が増加している影響を受けていると考えられます。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。

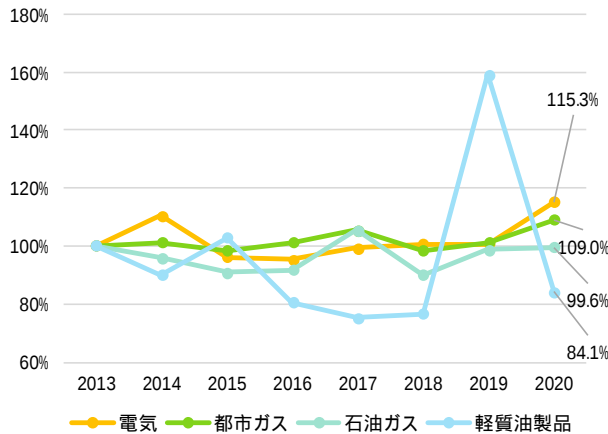
【家庭部門の二酸化炭素排出量の推移】



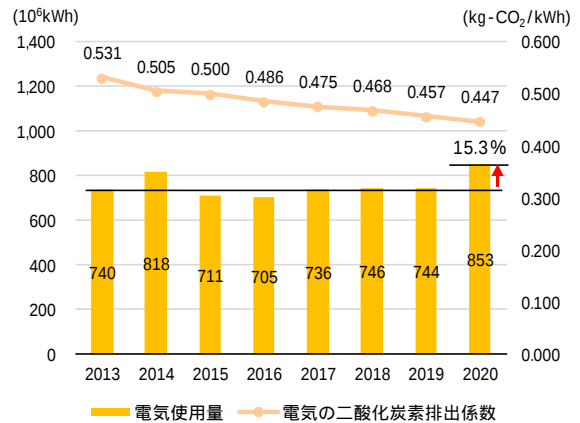
【家庭部門の二酸化炭素排出量及び世帯数の推移】



【エネルギー別増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移】



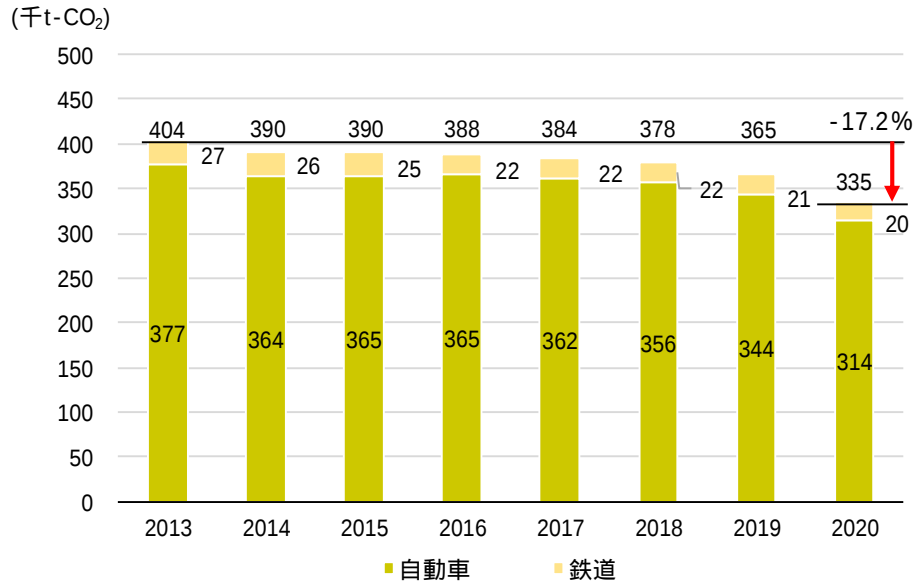
エ 運輸部門

運輸部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は335千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で70千t-CO₂（17.2%）減少しています。

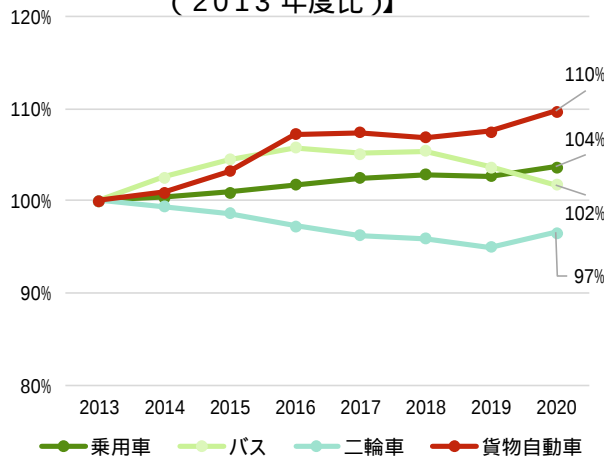
運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。2013年度（平成25年度）比で、本市における二輪車の保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。

運輸部門における二酸化炭素排出量の減少については、車両の平均燃費が年々改善されていることが影響していると考えられます。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、自家用車の利用が少なくなり、二酸化炭素排出量が減少していると考えられます。

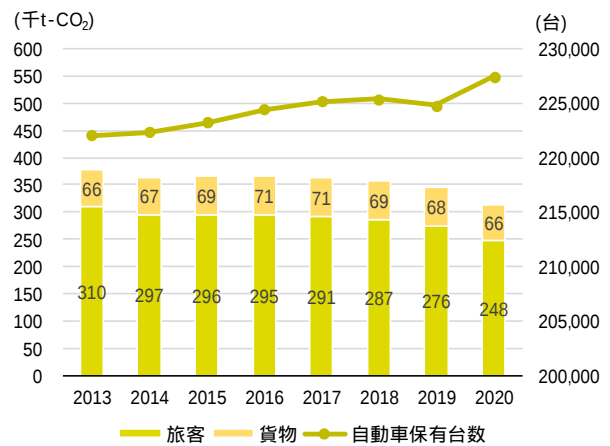
【運輸部門の二酸化炭素排出量の推移】



【自動車保有台数の増減比 (2013年度比)】



【自動車からの二酸化炭素排出量及び 自動車保有台数の推移】



オ 廃棄物部門

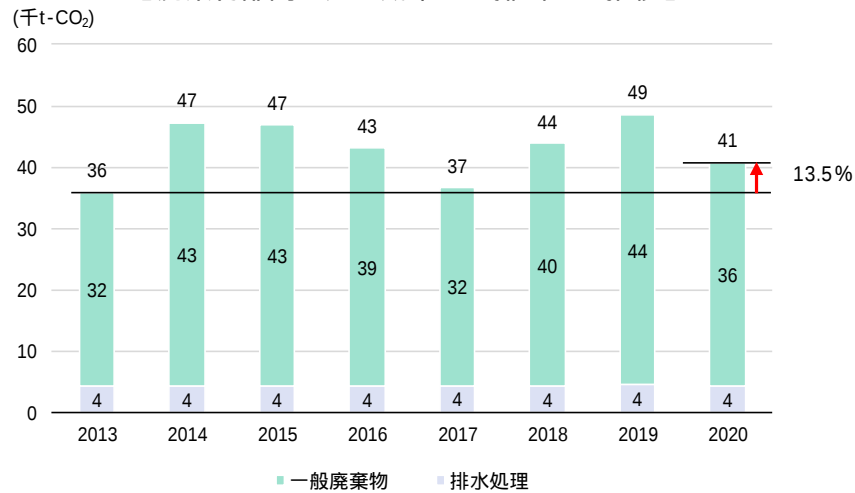
廃棄物部門の2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量は41千t-CO₂となり、2013年度(平成25年度)比で5千t-CO₂(13.5%)増加しています。

廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。

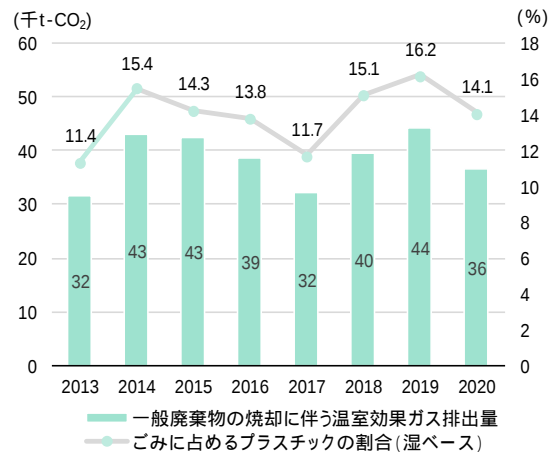
廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチックの割合の増減に影響を受けます。

一般廃棄物焼却量は2019年度(令和元年度)を除いて、2016年度(平成28年度)以降減少しています。2020年度(令和2年度)に減少した理由として、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、外食から内食・中食へのシフトにより、飲食店などの事業者からのごみの排出量が減少したと考えられます。

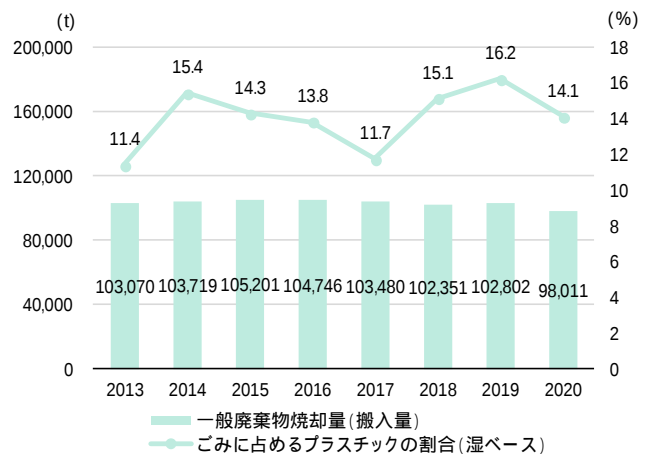
【廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移】



【一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス 排出量及びごみに占める プラスチックの割合（湿ベース）の推移】



【一般廃棄物焼却量（搬入量）及びごみに占める プラスチックの割合（湿ベース）の推移】



1 省エネルギー対策の推進 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 1)

環境目標 5 - 1

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2018 年度 (改定時)	2019 年度 (参考)	2020 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
家庭部門における一人 当たりの電力使用量 ² 単位：kWh/人	2020 年度(令和 2 年度)の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で 235 kWh/人増加しており、基準年度からも後退しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。	目標	—	1,698	1,666	1,340	- 54.0 %
		実績	1,731	1,707	1,942	—	
		対前年	—	24	235	—	
		対改定時	—	24	211	—	
業務その他部門における延床面積 1 m ² 当たりのエネルギー使用量 ² 単位：MJ/m ²	2020 年度(令和 2 年度)の業務その他部門における延床面積 1 m ² 当たりのエネルギー使用量は、前年度比で 145 MJ/m ² 減少しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、各事業所等の稼働率が低下したことによるものと考えられます。	目標	—	1,827	1,759	1,077 ²	16.7 %
		実績	1,895	1,903	1,758 ²	—	
		対前年	—	8	145	—	
		対改定時	—	8	137	—	
指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
「藤沢市環境保全職員 率先実行計画」における 温室効果ガス排出量 ³ 単位：t-CO ₂	2022 年度(令和 4 年度)の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に係る温室効果ガス排出量については、前年度比で 662 t-CO ₂ 減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた事業等が本格再開したことなどにより、ガソリン使用量は増加しましたが、新型コロナウイルス感染予防策として、2021 年度(令和 3 年度)に多く実施された換気による空調効率の低下等が改善され、電気使用量が減少したことなどによるものと考えられます。	目標	—	38,026	36,380	23,216	- 6.2 %
		実績	39,671	41,346	40,684	—	
		対前年	—	1,675	662	—	
		対改定時	—	1,675	1,013	—	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は 2 年前のデータ。

3 本市実績値より算定。

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の活用

ふじさわエコライフ通信の配布

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

1. お家でエコライフ ♪

3. 事業者の皆様へ 電力の使用状況の「見える化」を！



【ふじさわエコライフ通信 2022 年度版】

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO 法人等・大学・行政が協働で、「ふじさわ環境フェア」を開催しています。令和 2 年度、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、代替事業として環境パネル展を開催しましたが、令和 4 年度は 3 年ぶりに開催しました。

第 25 回ふじさわ環境フェア Eco²まつり 2022

日時・会場 令和 4 年 11 月 26 日（土）10 時 00 分から 15 時 00 分まで

藤沢市民会館

参加者 1,985 人（延べ）

参加団体 41 団体（市民団体・事業者・学校・行政等）



【オープニングセレモニーの様子】



【イベントの様子（第 1 展示集会ホール）】

ゼロカーボン推進週間

国が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識を向上させるため、令和 3 年度に「ゼロカーボン推進週間」（12 月第 3 週目の日曜日から土曜日）を新たに制定し、普及啓発活動を実施しています。

令和 4 年度の実績

実施事業

- ・「湘南エコウェーブ」事業の一環としてオンライン講演会の開催（詳細は 197 ページ）
- ・街頭キャンペーンの実施
- ・「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」による近隣大学生との意見交換会（「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」については 196 ページ参照）
- ・パネル展示の実施
- ・ゼロカーボン啓発講座の実施



【街頭キャンペーンの様子】



【パネル展示の様子】

エコワットの活用

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できるエコワット（簡易型電力量表示器）を無料で貸出しています。



【エコワット使用例】

エコワット貸出状況

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
貸出件数	14	27	5	9	7

エコライフアドバイザーの派遣

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。

令和 4 年度の派遣実績

- ・省エネ講座等への派遣回数： 7 回
- ・省エネ講座等の総受講者数： 228 人
- ・派遣講師数： 8 名（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

一事業者としての本市自らの取組

ア 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正により、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算し、合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり同法の適用対象となりました。これに伴って平成 21 年度から、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々1,500 kl を超えるため、同法の適用対象となり、国への報告が必要となります。

平成 21 年度 基準換算値	藤沢市	16,832 kl
	藤沢市教育委員会	6,192 kl

イ 削減目標値の設定

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数 で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。

不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	対前年度比 (令和4年/令和3年)
藤沢市 指定工場を除く (kL/m ²)	0.03533	0.03389	0.03204	94.5%
第一種指定工場 市民病院 (kL/m ²)	0.08291	0.08386	0.08261	98.5%
第一種指定工場 辻堂浄化センター (kL/千 m ³)	0.1439	0.1426	0.1506	105.6%
第二種指定工場 大清水浄化センター (kL/千 m ³)	0.09925	0.09468	0.09772	103.2%
藤沢市教育委員会 (kL/m ²)	0.0118	0.01239	0.01245	100.5%

ウ 非化石エネルギーへの転換

令和 4 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」では、令和 5 年度から非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化が求められ、非化石エネルギーが報告対象に加わることとなりました。また、非化石エネルギーの使用状況等の報告や、電力の需給状況に応じた「上げ DR (再エネ余剰時等に電力需要を増加させること)」「下げ DR (電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させること)」の実績報告が求められます。

事業者のエネルギー使用量削減の促進

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 4 年度は、6 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や本市 web サイト等において情報提供を行いました(詳細は 196 ページ、203 ページ、231-232 ページ)。

COOL CHOICE 啓発事業

本市では、地球温暖化対策を推進するため、平成 26 年度に COOL CHOICE に賛同し、様々な取組を進めてきましたが、より一層の推進を図るため、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。しかし、令和 4 年度は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における補助対象が変更されたことに伴い、当該補助を活用した事業の実施は見送り、環境月間やふじさわ環境フェアにおいて啓発展示を実施しました。



【本市独自の普及啓発ロゴ】

また、ナッジの取組として、令和 4 年 2 月から、転入者を対象に省エネ家電への買換えを促すチラシを作成し、該当となる対象者への周知啓発を実施した。

COOL CHOICE の取組に対する賛同

・個人 29 名

COOL CHOICE とは、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」を推進する取組です。

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア 取組結果

令和 4 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績 単位：t-CO₂

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 12 年度 (目標年度)	削減 目標
温室効果ガス排出量	52,288	39,671	41,346	40,684	23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度(2013 年度)との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量 単位：t-CO₂

対象項目	2013 年度	2020 年度	削減率	2021 年度	削減率	2022 年度	削減率	2030 年度	残削減率
エネルギー	電気	40,998	27,567 32.8%	28,645	30.1%	28,107	31.4%	18,203	24.1%
	都市ガス	9,699	10,357 -6.8%	11,143	-14.9%	10,969	-13.1%	4,306	68.6%
	LPG	332	346 -4.2%	375	-13.0%	384	-15.7%	147	71.2%
	LNG	0.8	0.1 87.5%	4	-500.0%	0	100.0%	0.4	0%
	ガソリン	478	425 11.1%	452	5.4%	501	-4.8%	212	60.3%
	軽油	536	851 -58.8%	590	-10.1%	590	-10.1%	238	65.6%
	A 重油	118	50 57.6%	85	28.0%	87	26.3%	53	29.2%
	灯油	127	75 40.9%	52	59.1%	46	63.8%	57	0%
合計	52,288	39,671	24.1%	41,346	20.9%	40,684	22.2%	23,216	33.3%

イ 外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和 4 年度は、高齢者支援課、青少年課、スポーツ推進課、善行市民センター、環境総務課の 5 課等を対象として、環境マネジメントシステム監査を実施しました。

令和 4 年度藤沢市環境マネジメントシステム監査結果

項目		高齢者支援課 湘南なぎさ荘	青少年課 少年の森	スポーツ推進課 石名坂温水プール	善行市民センター	環境総務課
		判定（A～D） ¹				
課等における環境負荷の認識		A	A	A	A	A
藤沢市環境保全職員率先実行計画の認識		A	A	A	A	A
エネルギー使用量の把握と分析		B	B	B	B	A
エネルギー使用量削減のための取組		B	A	B	A	A
課内周知		A	A	A	A	A
項目	種別	判定（○・・×） ²				
エネルギー使用量の把握と分析	電気					○
	都市ガス	×				
	ガソリン	○	○			○
	軽油					
	その他					
エネルギー使用量削減の留の取組	電気	○	○	○	○	○
	都市ガス	○		○	○	
	ガソリン	○	○	○	○	○
	軽油					
	その他					

* 詳細は本市 web サイトに掲載。

1 判定基準

- A...全て認識し、使用機器などの割合も把握している。
- B...おおよそ認識し、使用機器なども把握している。
- C...把握しきれていない。
- D...把握していない。

2 判定基準

- ...達成できている。
- ...達成できていないが、取組を実施し努力が認められる。
- ×...達成できていない。

環境教育支援

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています（詳細は 160 ページ）。

(2) 協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進

市民・事業者等との連携

ア 「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動とその推進を図ることを目的として、平成 17 年 2 月に「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」が設立されました（詳細は 231-232 ページ）。毎月 1 回開催される定例会のほか、企業への視察研修会や、近隣大学生との意見交換会、消費生活展やふじさわ環境フェアへのパネル展示などの活動が行われました。



【近隣大学生との意見交換会の様子】

イ 「藤沢市地球温暖化対策研究会」

脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や 都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業 学識経験者、行政が協働して調査・研究を行うため、令和 3 年 4 月に「藤沢市地球温暖化対策研究会」を発足しました。地球温暖化対策として、事業者役に役立つ情報を提供するとともに、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況などについて共有を図り、意見交換を通じて地球温暖化対策を推進しています。

令和 4 年度は、3 回研究会を開催し、先進事業者の取組事例や CO₂ 排出量の見える化等、事業者が進めることが望ましい取組、国・県の補助制度の紹介、本市の CO₂ 排出状況や「藤沢市地球温暖化対策実行計画」等の説明、本市への要望などに関する意見交換を実施しました（詳細は 232 ページ）。

湘南エコウェーブ・プロジェクト

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成 20 年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、「みどりの保全セミナー」「親子環境バスツアー」「気候変動適応策に関する講演会」「広域環境部会合同職員研修」などの取組について、オンラインを活用し実施しました。

ア みどりの保全セミナー「じぶんの生きもの図鑑を作ろう！」の開催

日本大学生物資源科学部の協力により、主に小学生を対象にして、森林保全の大切さについて学ぶセミナーを開催しています。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより開催しました。



【「自分の生き物図鑑を作ろう！」の様子】

開催日：令和 4 年 8 月 2 日（火）

形式：Zoom 使用のオンライン形式

講師：日本大学生物資源科学部 専任講師 園原 和夏

参加者：15 組

イ 「環境バスツアー」の開催

環境関連施設をめぐるバスツアーとして、8月に親子環境バスツアーを、11月に秋の環境バスツアーを開催していました。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより開催しました。

「車のエネルギーを学ぼう！」

開催日：令和4年8月24日（水）

形式：Googl meet 仕様のオンライン形式

講師：株式会社タツノ社員

参加者：7組

ウ 気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・天達武史と考える地球温暖化」の開催

気候変動及びゼロカーボンを経験として、市民・町民、事業者等を対象とした気候変動適応策に関する講演会を開催しました。

開催日：令和4年12月11日（日）

形式：オンライン開催（Zoom ウェビナー）と茅ヶ崎市役所本庁
4階会議室5使用のハイブリッド形式

講師：NPO 法人気象キャスターネットワーク
気象予報士 天達 武史

参加者：31人



【講演会チラシ】

エ 気候変動対策合同研修

「気候変動適応法」の趣旨や現代的課題を学習し、円滑な行政運営を推進するための知識の習得を目的として、2市1町の職員を対象とした気候変動適応策に関する合同研修を実施しました。

開催日：令和4年1月17日（火）

形式：オンライン開催（Zoom ウェビナー）と茅ヶ崎市役所本庁4階会議室1使用のハイブリッド形式

講師：環境省関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官 川原 博満

参加者：63人（藤沢市15人・14課）

総合的なポイント制度の構築に向けた調査・研究

エコポイントを含む他分野にわたる総合的なポイント制度の構築に向け、ポイント制度に関する調査・研究に取り組んでいます。

（3）省エネ設備等の導入促進

市内中小企業の設備導入支援

本市では藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特

別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は 48 ページ）。

商店街街路灯の LED 化

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮された LED ランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED 化を促進しています。

環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

「建築基準法」第 52 条第 1 項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」や「都市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（「建築物省エネ法」）に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

容積率緩和の対象となる建築物

- ・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物。
- ・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- ・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

税制優遇措置の対象となる建築物

- ・長期優良住宅の認定を受けた建築物。
- ・低炭素建築物の認定を受けた建築物。

長期優良住宅認定件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定件数	546	466	460	549	378

低炭素建築物認定件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定件数	41	31	31	109	105

「建築物省エネ法」届出件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
届出件数	137	105	121	88	98

省エネ設備投資等に対する補助

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は 202 ページ）。

省エネ設備投資等に関する情報提供

「藤沢市地球温暖化対策研究会」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市ホームページを活用し、周知に協力をしました。

公共施設における省エネ設備の率先導入

照明に係る消費電力及び CO₂ 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

市役所本庁舎（平成 29 年度）及び市役所分庁舎（令和元年度）等の新築の際に、LED 照明を導入しました。

令和 4 年度は、環境事業センターの新築の際に、LED 照明、熱交換型換気扇、節水型衛生器具を導入しました。また、プロポーザルを実施して、業務委託（藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業）の契約を締結し、令和 5 年度の LED 化工事完了に向け、道路・公園照明灯に関する実態調査を行いました。

今後も、新築や大規模改修等に合わせて LED 照明の導入を進めます。



【環境事業センターに
導入した LED 照明】

2 エネルギーの地産地消 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 2)

環境目標 5 - 2

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
太陽光発電システム補助件数(累計) ² 単位: 件	2022 年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用 78 件、事業者用 1 件の補助を行い、累計 2,954 件に到達しました。なお、目標の達成に向けて、更なる補助の実績の積み上げが必要ではあるものの、太陽光初電システムに係る高額の初期費用、FIT による売電価格の低下及び PPA やリース方式などの第三者所有などの所有形態の転換等に伴い、各年度の補助実績が伸び悩んでいるものと考えられることから、新たな補助のあり方について検討を行う必要があります。	目標	—	2,902	3,037	4,117	13.9 %
		実績	2,767	2,875	2,954	—	
		対前年	—	108	79	—	
		対改定時	—	108	187	1,350	
業太陽光発電システム補助による導入容量(累計) ² 単位: kW	2022 年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用 390.81 kW、事業者用 4.93 kW となり、累計 11,778 kW に到達しました。分析と対応については、1 と同様の考え方となります。	目標	—	11,421	11,953	16,208	16.7 %
		実績	10,889	11,382	11,778	—	
		対前年	—	493	396	—	
		対改定時	—	493	889	5,309	
再生可能エネルギー導入容量(累計) ³ 単位: kW	2022 年度における再生可能エネルギー導入容量は 2,788 kW となり、累計 53,127 kW に到達しました。2030 年度の目標 115,254 kW に対して、現状十分な導入には達していないと判断されます。これは、主に、FIT 価格の下落傾向に伴い、太陽光発電システムの導入が伸び悩んだことが影響したものと推測されます。	目標	—	54,852	61,564	115,254 ⁴	6.4 %
		実績	48,141	50,339	53,127	—	
		対前年	—	2,198	2,070	—	
		対改定時	—	2,198	4,268	67,113	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における実績値。

3 FIT 制度における本市域の導入容量。

4 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(令和 4 年 3 月) 32 ページの太陽光発電システムの目標導入容量から 2021 年度(令和 3 年度)以降の導入容量を算定して設定。

(1) 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消の推進

公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は
1,349 kW、太陽集熱器の総集熱面積は 519 m² にのびります。



【藤沢市分庁舎に導入した
太陽光発電システム (20 kW)】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

太陽光発電	利用目的	設備容量等	施設名	施設内の電源の一部	19 kW	亀井野小学校	
	施設内の電源の一部	50 kW	本庁舎		19 kW	新林小学校	
		20 kW	分庁舎		19 kW	中里小学校	
		17 kW	藤沢総合防災センター		19 kW	滝の沢小学校	
		11 kW	六会市民センター		19 kW	大鋸小学校	
		10 kW	明治市民センター		19 kW	天神小学校	
		10 kW	御所見市民センター		19 kW	駒寄小学校	
		18 kW	遠藤市民センター		19 kW	高谷小学校	
		36 kW	善行市民センター		19 kW	小糸小学校	
		10 kW	辻堂市民センター		19 kW	大清水小学校	
		5 kW	藤沢公民館・労働会館等複合施設		19 kW	石川小学校	
		14 kW	藤沢市保健所・南保健センター		22 kW	第一中学校	
		10 kW	環境事業センター		19 kW	明治中学校	
		50 kW	リサイクルプラザ藤沢		19 kW	鵠沼中学校	
		10 kW	北消防署遠藤出張所		22 kW	六会中学校	
		3 kW	藤沢市ハヶ岳野外体験教室		22 kW	片瀬中学校	
		19 kW	藤沢小学校		19 kW	御所見中学校	
		19 kW	明治小学校		19 kW	湘洋中学校	
		19 kW	鵠沼小学校		19 kW	長後中学校	
		30 kW	本町小学校		19 kW	藤ヶ岡中学校	
		19 kW	村岡小学校		19 kW	高浜中学校	
		19 kW	六会小学校		19 kW	善行中学校	
		19 kW	辻堂小学校		19 kW	秋葉台中学校	
		19 kW	鵠洋小学校		19 kW	大庭中学校	
		19 kW	片瀬小学校		19 kW	村岡中学校	
		19 kW	大道小学校		19 kW	湘南台中学校	
		22 kW	秋葉台小学校		19 kW	高倉中学校	
		22 kW	御所見小学校		19 kW	滝の沢中学校	
		19 kW	長後小学校		19 kW	大清水中学校	
		19 kW	八松小学校		19 kW	羽鳥中学校	
		19 kW	高砂小学校		19 kW	白浜養護学校	
		22 kW	善行小学校	20 kW	藤沢市民病院		
		19 kW	富士見台小学校	緑石マーカー・カーブ誘導灯	0.003 kW	道路標識（発光道路紙）	
		19 kW	鵠南小学校	トイレ照明の一部	0.168 kW	大庭台墓園	
		19 kW	浜見小学校	太陽熱	給湯・暖房・温水プール	261 m ²	秋葉台公園温水プール
		19 kW	俣野小学校		給湯	40 m ²	南消防署
		19 kW	大越小学校		給湯	60 m ²	片瀬しおさいセンター
		19 kW	羽鳥小学校		給湯・暖房・温水プール	87 m ²	こぶし荘
		19 kW	湘南台小学校		体育館等床暖房・温水プール	71 m ²	白浜養護学校
		19 kW	大庭小学校				

環境配慮型公共施設の設計

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和 4 年 4 月に改築工事が完成した鶴南小学校（第 1 期工事）では、屋上に設置した太陽光発電による電力供給を行い、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。

また、令和 4 年 1 月に新築工事が完成した環境事業センター・石川小学校区児童クラブでは、太陽光発電システム及び蓄電池（10 kW 程度）を設けることで、電力供給に加え停電対策も併せて行っています。

太陽光発電システムの普及推進

ア 住宅用太陽光発電システム

平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 kW 当たり 15,000 円 上限 50,000 円
 （家庭用燃料電池システム（エネファーム）と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円を加算、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、補助額に 100,000 円を加算）

住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	累計 (H15～R4 年度)
補助件数（件）	119	116	112	108	78	2,953
合計出力数（kW）	497.80	513.77	448.60	492.97	390.81	11772.52
平均出力数（kWh）	4.18	4.43	4.01	4.56	3.99	3.99

イ 事業者用太陽光発電システム

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 補助対象経費の 1/4 上限 1,000,000 円

令和 4 年度 補助件数 1 件
 合計出力数 4.93 kW
 平均出力数 4.93 kWh

資源エネルギー庁の資料によると、令和 4 年度末の本市における、固定価格買取制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW 未満の設備が 8,976 件、10 kW 以上の設備が 632 件で、設備導入容量の合計は 53,127 kW です。

家庭用燃料電池システムの普及推進

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	237	167	141	113	48

蓄電池の設置促進

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	52	71	92	78	62

オフィスビルの ZEB 化や住宅の ZEH 化に関する情報提供等

ZEB については、必要となる省エネ、省 CO₂ 性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援する国庫補助事業の周知など、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」などを通じて、情報提供を行いました。なお、公共施設については、脱炭素化に関する庁内協議を行い、公共施設における指針の検討について準備しました。

ZEH については、パネル展示等を活用した市民周知を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度に ZEH 住宅加算金制度を創設し、令和 5 年度予算に計上しました。

電力の地産地消事業

「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を定め、ごみ焼却時に発電した電力を公共施設で使用する、電力の地産地消事業を行っています。

この電力の地産地消事業は、今まで電力会社に売電するだけであった、もしくは環境事務所で使用するだけであった電力を、小売電気事業者を介して、公共施設に供給するものです。

平成 29 年 2 月には、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所に供給し、平成 29 年 4 月からは北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 78 施設に供給しています。令和 3 年度は、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所など 3 施設に供給し、北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 80 施設へ供給しました。令和 4 年度は対象施設を拡大し、公共施設 84 施設へ供給しました。

なお、小売電気事業者の入札に際しては、「環境配慮契約法」に基づき、参加資格要件として環境評価項目を設定したうえで、価格及び環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れていると判断した小売電気事業者と契約をしています。

民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細 202 ページ）。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、国庫補助事業（防災に関連した環境施策）について情報提供を行うことで、事業者用の再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けた支援を行っています。

焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機（1 号炉）を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうと共に、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機（2 号炉）が稼働します。

焼却処理施設の余熱利用

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発電量（kWh）	22,281,720	23,195,240	23,092,840	22,698,810	21,688,080
売電量（kWh）	14,874,192	15,590,178	15,484,422	15,379,158	13,973,778
売電金額（円）	237,320,719	246,775,874	235,242,451	226,877,886	218,493,454

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水（85℃）を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発電量（kWh）	11,006,400	10,867,400	10,745,100	10,439,200	10,474,700
売電量（kWh）	1,142,205	1,210,702	1,517,855	1,409,963	1,405,088
売電金額（円）	7,727,054	8,391,026	10,703,824	17,331,876	17,303,191

余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始

重点地域に関する取組（脱炭素先行地域に関する取組）

特定エリア内の電力の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を要件とする国の脱炭素先行地域の採択に向けて、東京電力パワーグリッド株式会社及び東日本電信電話株式会社と協定を締結しました。また、事業計画を策定し、第 3 回公募（令和 5 年 2 月）に申請を行いました。

(2) 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

PPA 事業の導入

PPA 事業とは、「Power Purchase Agreement (電力販売契約)」の呼称で、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出量の削減ができる仕組みです。

令和 4 年度は、4 施設の公共施設について PPA 事業導入に係る公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者を決定しました。

エネルギーの面的利用に関する情報収集

2022 年 7 月に藤沢市地球温暖化対策地域協議会における小田原市への視察研修を通じて、配電網を活用したエネルギーマネジメント・地域マイクログリッドの取組について、情報収集を行いました。

再生可能エネルギー由来の電力等に関する情報収集

「地域脱炭素プラットフォーム」などに参画し、先進事例に関する情報交換を行うことで、電力に関する知識向上を図りました。また、電力価格の高騰に伴い、神奈川県の新エネオークションの情報収集や周知啓発、再エネ小売事業者からの見積単価等の聞き取り、6 市 2 町温暖化対策担当者情報交換会等を活用した電力調達の現状と今後の予定等についての聞き取りを行いました。

広域連携に関する取組の情報収集

先進事例について、世田谷区が開催した「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」へ参加し、世田谷区が長野県の水力発電を小売電気事業者を介して調達している方法などについて情報収集を行いました。

カーボンニュートラル実現に向けた燃料転換に関する情報収集・普及啓発等

市役所本庁舎に 2022 年 6 月からカーボンニュートラル都市ガスを採用することにより、市が一事業者として温室効果ガス排出削減に努めました。カーボンニュートラル都市ガス採用による二酸化炭素排出量の削減効果は約 320 t-CO₂ となっています。

また、当該取組に関するプレスリリースや「藤沢市地球温暖化対策研究会」での情報提供、県のエネルギー地産地消推進事業者認証制度やかながわ再エネオークションの周知を通じて、市民・事業者への啓発を図りました。

カーボンニュートラル都市ガスとは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、カーボンクレジットで相殺すること(カーボンオフセット)によって、地球規模ではこの天然ガスを使用しても CO₂ が発生しないとみなされる LNG のことです。

3 環境にやさしい都市システムの構築 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 3)

環境目標 5 - 3

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
自転車専用通行帯の整備距離 ² 単位：km	令和2年11月に策定した「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車走行空間の整備を進めています。	目標	—	—	4.3	12.6 ³	8.6 %
		実績	3.6	3.60	4.37	—	
		対前年	—	0.0	0.77	—	
		対改定時	—	0.0	0.77	9.0	
市域の緑地確保 ² (再掲) 単位：%	詳細については 98 ページ	目標	—	—	—	29.0	0/3.9 ポイント
		実績	25.1	25.1	25.1 ⁴	—	
		対前年	—	0.0	0.0	—	
		対改定時	—	0.0	0.0	3.9	
市民一人当たりの都市公園の面積 ² (再掲) 単位：m ²	詳細については 118 ページ	目標	—	—	—	9.0	0.3 %
		実績	5.33	5.30	5.34	—	
		対前年	—	0.03	0.04	—	
		対改定時	—	0.03	0.01	3.67	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における実績値。

3 期間中に 9.0 km 整備。2020 年(令和 2 年度)の実績値は 3.6 km のため 2030 年度(令和 12 年度)の目標値は 12.6 km。

4 算定中(11 月頃確定予定)

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
自転車専用通行帯の整備距離 ² (再掲) 単位：ha	詳細については128ページ	目標	—	19.7	26.6	81.8 ³	9.3 %
		実績	19.7	23.4	25.5	—	
		対前年	—	3.7	2.1	—	
		対改定時	—	3.7	5.8	62.1	

1 目標達成率 = (改定時実績値 - 最新値) / (改定時実績値 - 目標値)

2 本市における推計値。

3 2050年(令和32年)に220haとするため、2022年度(令和4年度)以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 環境にやさしい移動手段の促進

公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。

特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成30年度から小学校の教育課程等にモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。



【「路線バスの乗りかた教室」を行っている様子】

環境負荷の小さい交通ネットワークの形成

公共交通機関の中でも1人当たりの環境負荷が小さい交通機関である鉄道による交通ネットワーク形成に向け、湘南台から寒川町倉見へのいずみ野線延伸の実現をめざし、神奈川県をはじめとする関係団体との検討及び協議を進めています。また、その中間駅となる健康と文化の森地区においては、令和5年度内の市街化区域編入及び土地区画整理事業認可に向けて取組を進めています。

「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成30年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和2年度からは新たに「用田バス停」付近で本運用を開始しています。



【サイクルアンドバスライド駐輪場】

次世代自動車の普及に向けた施策

地球温暖化の主たる原因であるCO₂の削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

ア 電気自動車

(ア) 導入補助制度

平成21年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 台当たり 100,000 円

(太陽光発電システムを同時導入もしくはすでに設置している場合、補助額に 100,000 円を加算)

電気自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	35	50	36	39	72

(イ) 公共施設への電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器を、市役所本庁舎に 1 台、リサイクルプラザ藤沢に 2 台設置しています。



【市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器】

イ 燃料電池自動車

(ア) 導入補助制度

平成 28 年度から、燃料電池自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 台当たり 350,000 円



【燃料電池自動車 (FCV)】

燃料電池自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	2	0	1	2	0

平成 29 年度までは 1 台当たり 500,000 円、平成 30 年は 1 台当たり 400,000 円の補助を実施。

エコドライブの普及啓発

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である CO₂ の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 4 年度は、「ふじさわエコライフ通信」の中で、移動に対する温室効果ガスの削減に対する普

及啓発を実施し、「徒歩・自転車の活用」、「公共交通機関・シェアリングの利用」、「エコドライブ・エコカーへの乗り換え」について周知しました。また、ゼロカーボン推進週間におけるパネル展示を活用し、「COOL CHOICE」及びエコドライブに関する周知を行いました。

クリーンエネルギー自動車の率先導入

地球温暖化の主たる原因である CO₂ の削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、クリーンエネルギー自動車の率先導入をしています。

ア 公用電気自動車

軽自動車 5 台を導入しています。

イ ハイブリッド公用車

普通車 10 台を導入しています。



【公用電気自動車】

ウ 環境にやさしい塵芥収集車の導入

塵芥収集車等において環境負荷が小さい車両等の導入を実施しています。

(2) 緑化の推進

みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 60 年度 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しています（詳細は 102 ページ）。

開発等における緑化指導

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

建物緑化の推進

建物緑化は、建築物の屋上や壁面を緑化することによって、緑豊かな都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があり、地球温暖化防止へ寄与するものです。

公共施設の緑化はもとより、「緑化基準」による民間施設の緑化を推進しておりますが、平成 19 年度からは「建物緑化助成事業」を創設し、市民や事業者の「建物緑化」普及促進を図っています（詳細は 120-121、126-127 ページ）。

街路樹

街路樹は都市の中の身近な緑であり、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理に努めています（詳細は 102 ページ）。

（３）農地の保全

日本型直接支払制度（再掲）

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

- 1．多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
- 2．環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

環境保全型農業の支援

現在の日本の農業では、環境に配慮した農業の推進が求められています。生産者は、持続可能な農業生産を行うため、環境に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、本市はその取組を支援しています。

地産地消の推進

地産地消は、「生産者」と「消費者」の結びつきを強化し、地域を活性化するなどの効果があるだけでなく、生産物の輸送距離を短くすることで温室効果ガスの発生量を削減し地球温暖化防止にも寄与するものです。このことから、地域で生産された農水産物を地域で消費する取組の 1 つとして「藤沢産利用推進店」制度を推進しています（詳細は 132 ページ）。

4 循環型社会の形成 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 4)

環境目標 5 - 4

廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、循環型社会が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2019 年度 (基準 年度 ¹⁾)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 ² (目標)	目標 達成率 ³
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 ⁴ 単位：g/人・日	詳細は 133 ページ	目標	—	1,698	1,666	612	102.9 %
		実績	646	631	611	—	
		対前年	—	23	20	—	
		対改定時	—	23	35	34	
一般廃棄物の資源化率 ⁴ 単位：%	詳細は 140 ページ	目標	—	—	—	35	0.1/2.7 ポイント
		実績	32.3	33.2	32.4	—	
		対前年	—	0.5	0.8	—	
		対改定時	—	0.9	0.1	2.7	
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率 ⁴ 単位：%	詳細は 140 ページ	目標	—	—	—	25	0.4/0.8 ポイント
		実績	24.2	25.3	24.6	—	
		対前年	—	0.5	0.7	—	
		対改定時	—	1.1	0.4	0.8	

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

2 2030年度(令和12年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)の目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (基準年度実績値 - 最新値) / (基準年度実績値 - 目標値)

4 本市における実績値。

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

プラスチックごみの削減

令和 3 年 6 月 4 日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立するなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進しています。

ごみ減量推進店の認定

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定しています。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみ NEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています（詳細は 139 ページ）。

廃棄物の資源化

減量・資源化の促進のため、昭和 53 年から他市にさきがけ、市民、本市、回収業者の三者の協調方式による資源の収集を開始しました。

その後、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を行い、平成 19 年 4 月から剪定枝、廃食用油を、平成 24 年 4 月から商品プラスチック、平成 25 年 10 月から使用済み小型家電、平成 27 年 4 月からは大型ごみの中からスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化しています（詳細は 147-148 ページ）。

IT 等の活用

ア ごみ検索システム（[http:// fujisawa-city.sakura.ne.jp/](http://fujisawa-city.sakura.ne.jp/)）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

令和 4 年度の本システムにおける年間検索回数は 886,378 件です（詳細は 146-147 ページ）。

イ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。

令和 4 年度 22,942 件、累計 124,427 件ダウンロードされています（詳細は 147 ページ）。

指定収集袋等の植物由来素材配合

バイオマスプラスチックを使用した指定収集袋及びボランティア清掃用ごみ袋を導入し環境に配慮しています。

グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

藤沢市は、平成 13 年 3 月に本市が一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして

同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています（詳細は 135 ページ）。

「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

食品ロス削減に係る情報について、広報ふじさわや『ごみ NEWS』等を通じて発信しています。また、食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施などに取り組むとともに、啓発に努めています（詳細は 135-137 ページ）。

（２）循環型社会形成への意識の醸成

ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています（詳細は 159 ページ）。



【ごみ体験学習会】

ボランティア清掃活動等の実施

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃、ポイ捨て防止イベントなどを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています（詳細は 176-177 ページ）。

(3) 雨水の利活用

雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象 100 リットル以上 600 リットル以下の
雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額 本体購入金額の 1/2 (上限額 1.5 万円)



【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	19	15	27	22	26

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 4 万円の助成を行っています (助成開始年度 平成 7 年度)。

助成件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

ウ 公共施設における雨水利用施設の導入

雨水利用施設を、次の公共施設に導入しています。

公共施設における雨水利用施設				単位：m ³
	施設名	竣工等	雨水利用用途	貯留槽容量
1	藤沢市役所分庁舎	昭和 58 年（1983 年）5 月 令和元年（2019 年）改修	便所洗浄用	115
2	石川小学校	平成 6 年（1994 年）3 月	便所洗浄用、校庭散水	200
3	長後市民センター	平成 7 年（1995 年）3 月	便所洗浄用	250
4	秩父宮記念体育館	平成 9 年（1997 年）3 月	便所洗浄用	366
5	環境事業センター南部収集事務所	平成 11 年（1999 年）3 月	公用車洗浄水	50
6	六会小学校	平成 11 年（1999 年）9 月	便所洗浄用、校庭散水	250
7	藤ヶ岡中学校	平成 12 年（2000 年）11 月	便所洗浄用、校庭散水	220
8	防災センター	平成 14 年（2002 年）6 月	便所洗浄用	28
9	保健所	平成 18 年（2006 年）1 月	便所洗浄用	60
10	明治市民センター	平成 19 年（2007 年）3 月	便所洗浄用	40
11	第一中学校	平成 21 年（2009 年）3 月	便所洗浄用	292.6
12	六会中学校	平成 21 年（2009 年）9 月	便所洗浄用	290
13	善行小学校	平成 21 年（2009 年）12 月	便所洗浄用	150
14	本町小学校	平成 24 年（2012 年）2 月	便所洗浄用	260
15	北部環境事業所	平成 6 年（1994 年）3 月	し尿処理施設放流水の希釈用	150
16	北部環境事業所 1 号炉	平成 19 年（2007 年）3 月	1 号炉系再利用水 プラント用水、床洗浄用	33
17	リサイクルプラザ藤沢	平成 25 年（2013 年）3 月 平成 26 年（2014 年）1 月	便所洗浄用 場内散水	12.5
18	六会市民センター	平成 28 年（2016 年）3 月	便所洗浄用、場内散水	40
19	藤沢市役所本庁舎	平成 29 年（2017 年）12 月	便所洗浄用、樹木散水	173
20	藤沢市民病院	平成 30 年（2018 年）7 月	便所洗浄用	300
21	藤沢公民館・労働会館等複合施設	平成 31 年（2019 年）3 月	樹木散水	0.7
22	善行市民センター	令和 2 年（2020 年）1 月	便所洗浄用	114
23	辻堂市民センター	令和 3 年（2021 年）6 月	便所洗浄用	113

雨水の利活用の普及促進

家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。

令和 4 年度は、打ち水等の雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助について、打ち水イベント、水の日パネル展示、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用するとともに、広報や本市 web サイトなどの媒体を活用して周知を行いました。

5 気候変動への適応 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画)

気候変動による影響等については、『気候変動適応計画』(令和3年10月改定)を参考に記述しています。

環境目標5 - 5

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

達成指標

1. 熱中症搬送者数【2030年度目標：減少】
2. 自主防災組織の数【2030年度目標：増加】

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
熱中症搬送者数 単位：人	気候変動により、熱中症の搬送件数は上昇傾向にあるため、引き続き、熱中症予防の啓発を行っていきます。	132	92	153	減少
自主防災組織の数 単位：団体	1団体が新規結成したことにより増加しました。自主防災組織結成率は96.01%となっています。自主防災組織結成に関する相談を随時受け、「共助」の活動を推進します。	467	467	468	増加

本市における実績値

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

増加する自然災害など、様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められおり、「農業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の分野について、地域特性を考慮して気候変動への適応を進めています。

(1) 農業・水産業

農業に関する支援・対策

農業生産は、一般に気候変動の影響を受けやすく、すでに日本各地の各品目で気候変動による影響によると考えられる影響が見られます。農業の発展と存続を図るため、様々な農業支援を行っていますが、気候変動による農業への影響について、令和4年度に行った主な事業者への支援は、次のとおりです。

ア 水稲・果樹・野菜等

- ・ 地場野菜の安定供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援
- ・ 野菜の生育や収穫に悪影響をおよぼす病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

イ 畜産

- ・ 畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
- ・ 家畜の伝染病のための検査や投薬、注射の実施及び病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

ウ 農地

- ・ 水田保全事業（詳細は129ページ）
- ・ 日本型直接支払制度（詳細は131ページ）
- ・ 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

防災協力農地面積		単位：m ²
年度	令和3年	令和4年
防災協力農地	96,143.42	94,411.42

- ・ 水路・農道の整備（詳細は129ページ）

藻場の保全

沿岸域・内水面漁場環境等において、水温の上昇による藻類の生産力への影響などによるものと考えられる藻場の減少などが、日本各地で生じています。江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行うとともに、藻場保全などの活動を国や県とともに支援しています（詳細は109ページ）。

(2) 水環境・水資源

河川や海域の水質調査

水温の上昇による溶存酸素量の低下など、水質等の変化が予測されているため、水質のモニタリングや将来予想に関する調査研究の推進が求められています。引地川、境川、目久尻川、小出川等の河川や相模湾で水質の測定を行っています。

河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきており、河川・海域の定期的な調査による水質状況の把握を引き続き行っていきます（詳細は 59-66 ページ）。

最新の科学的な知見等の把握

河川について、気候変動による水質への影響の研究報告が少ないため、科学的知見の集積が求められています。また、沿岸域についても、気候変動により水質・水性生態系への影響が生じることから、科学的知見の集積が求められています。そのため、研修への参加等を通じて情報収集に努めています。

令和 4 年度は、湘南エコウェーブにおいて、「気候変動の現状と適応策について」をテーマに、気候変動対策合同研修を開催しました（詳細は 197 ページ）。

地下水の水質調査等

地下水は、平常時における利用だけでなく、渇水時における緊急的な代替水源の 1 つとして利用することが期待できます。気候変動による日降水量や降水の時間水位の変化に伴う地下水位の変化の現状については、現時点で具体的な研究事例は確認できていませんが、海面水位の上昇水温の上昇による地下水の塩水化、取水への影響が懸念されています。

21 世紀末までに渇水による地下水の過剰摂取による地下水位の低下の可能性があることから、地域の実情に応じた地下水マネジメントの更なる推進が求められており、地下水質調査や地盤沈下量等の把握を引き続き実施してまいります（詳細は 55-57 ページ）。

雨水・地下水等の有効利用

北日本と中部山地以外では渇水の深刻化が予測されています。地下水は、平常時における利用だけでなく、渇水時における緊急的な代替水源の 1 つとして利用することが期待できます。水資源の循環利用推進の観点からも、雨水利用施設を公共施設に導入しています（詳細は 216 ページ）。

また、災害時における生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）について、防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により確保するだけでなく、事前に指定した防災井戸や市立小・中学校に設置した井戸により確保します。令和 4 年度は、指定防災井戸における揚水ポンプ設置等への助成制度により、1 件補助金を交付しました。

(3) 自然生態系

森林病虫害対策

病虫害による松枯れを防ぐため、薬剤の樹幹注入を行っています。また、病虫害の被害により、枯れた松・コナラ等は、被害拡大を防ぐため伐倒駆除・くん蒸処理を実施しています。令和 4 年度は、松枯れを防止するために 128 本のマツの樹幹に薬液注入、被害拡大を防ぐために病虫害被害により

枯れた 12 本のマツの伐倒駆除、40 本のナラの伐倒駆除・根株くん蒸を行いました。また、広報ふじさわにより森林病虫害防除事業の周知を図りました。

自然環境実態調査の実施

自然環境の現状を把握するため、「藤沢市自然環境実態調査」をこれまでに 2 回実施しています。調査及び解析は、市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により実施しました（詳細は 111-112 ページ）。これまでの調査を通じて構築した協働の仕組みを活かし、市民活動団体等との協働により、令和 5 年度から 2 ヶ年で第 3 回の調査を実施予定です。今後もおおむね 10 年ごとに定期的・継続的に「藤沢市自然環境実態調査」を実施します。

侵略的な外来生物の防除と管理

市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを藤沢市生物多様性地域戦略の施策の 1 つに位置づけています。令和 4 年度は侵略的な外来生物の管理方針作成に向けた検討を行うとともに、本市 web サイトなどにより、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を行いました。



【特定外来生物】
（オオキンケイギク）

（４）自然災害・沿岸域

土砂災害・洪水ハザードマップの整備

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇などが予測され、超大型台風による被害、局地的大雨による被害、集中豪雨の頻発による土砂災害、竜巻被害などが全国各地で発生しており、こうした風水害への更なる対応が求められています。

局地的大雨等により想定される被害について、市民が適切に把握し理解できることは、人的被害を軽減するために最も重要なことの 1 つです。そのため、市内の河川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップを作成しています。



【土砂災害・洪水ハザードマップ】

水防活動訓練の実施

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、普段できていたことでも災害時には実施が困難になることが予想されます。そうしたことに備え、大規模災害発生時を想定した、より実践に近い訓練を国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力、連携して実施しています。また、市、地域、防災関係機関等それぞれが主体的に訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。

防災の日（9月1日）及び防災週間、又は防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）の機会を捉えて、各種訓練を実施しており、集中豪雨及び発災時に迅速かつ的確に対応するため、水防技術の向上と水防体制の整備を図ることを目的として、水防活動訓練を実施しています。

ア 水防訓練

集中豪雨や台風発生時に迅速に対応することを目的に藤沢市水防訓練を実施しています。令和4年度は、荒天のため中止となりました。

「ふじさわ防災ナビ」を活用した防災・災害情報の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。そのため、小冊子、メールマガジンふじさわ、webサイト、電子地図、SNS等による防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置づけ、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、市民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努めています。令和4年度は、「ふじさわ防災ナビ」普及のための講座を市内各地区の総合防災訓練において実施しました。

防災・減災の実施及び地域防災力の向上

災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方を更に推進するため、災害に強い都市基盤の構築とともに、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進しています。また、自主防災組織の育成・支援を通じて、地域防災力の向上を図っています。

ア 自主防災組織及び防災リーダー等の育成

「藤沢市地域防災対策アクションプラン(第2期:R3～R6)」において、自主防災組織結成率100%を令和6年度末までの目標指標に設定しています。自主防災組織結成に関する相談を随時受付けており、令和4年度は1団体が新規結成し、令和4年度末時点において、自主防災組織の数は468団体、自主防災組織結成率は96.01%となっています。

自主防災組織の数及び自主防災組織結成率の推移 単位：％

年度	令和2年	令和3年	令和4年
団体数	467	467	468
結成率	96.00	96.00	96.01

イ 自主防災組織防災資機材購入等補助金制度

災害時の地域住民の共助のため、防災資機材等を購入する自主防災組織に費用の一部を助成しています。令和 4 年度は、年度当初に市内各地区において制度周知を行い、46 件補助を行いました。

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付件数の推移 単位：件数

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	55	42	46

適切な避難判断につながる土砂災害のおそれのある区域の情報提供

土砂災害・洪水ハザードマップを作成し（詳細は 220 ページ）適切に市民が避難の判断等を行えるように、土砂災害のおそれのある区域の情報提供を行っています。

急傾斜地の崩壊における災害の防止

斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等や、ソフト面でのハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施しています。土砂災害・洪水ハザードマップには、浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、避難場所等だけでなく、急傾斜地崩壊危険区域も示しています。急傾斜地崩壊危険区域等の安全確保のため、神奈川県施行対策事業への費用負担を行っており、令和 4 年度末時点において、対策工事進捗率は 88.3%となっています。

対策工事進捗率の推移 単位：%

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
進捗率	88.6	88.6	88.3

災害救援ボランティア団体との連携協力体制

災害時におけるボランティア活動に関し、必要な対応と円滑な活動を遂行するため、平成 26 年 5 月 30 日に藤沢市社会福祉協議会及び藤沢災害救援ボランティアネットワークと藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定を締結しました。

災害時に円滑な支援活動を推進するため、平常時から、藤沢市社会福祉協議会、藤沢災害救援ボランティアネットワーク、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めています。また、日常からの情報共有や連携を深めるため、藤沢市社会福祉協議会は藤沢災害救援ボランティアネットワークの理事運営委員会に参加しています。

令和 4 年度は、災害救援ボランティア支援センター開設訓練を実施しました。

Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災 Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

気候変動による将来の予測として、水災害の激甚・頻発化に加え、土砂・洪水氾濫、高潮・洪水氾濫など複合的な要因による新たな形態の大規模災害の発生が懸念されています。気候変動により頻発化・激甚化する水災害への対策等を推進するに当たっては、地域の地形や生態系を読み取ることにより暴露の回避を図るとともに、健全な生態系が有する機能を生かして脆弱性の低減を図る Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラ の考え方を取り入れることが重要であると言われています。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラを構築する手法の 1 つである Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方を広めるため、ハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」（環境省 2016）や事例紹介を通じて、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の普及啓発に取り組んでいます。

内水浸水対策施設の整備

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展に伴い発生する浸水被害への対応が求められています。気候変動を考慮した国の「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（令和 3 年 7 月改訂）、「湘南ふじさわ下水道ビジョン」（平成 23 年策定）を全面的に改定した「ふじさわ下水道ビジョン」（令和 4 年 7 月策定）を踏まえ、令和 4 年 12 月に「雨水管理総合計画」を策定し、内水浸水対策施設の整備を進めています。

雨水流出抑制施設の設置

浸水対策として河川等への雨水の流出を抑制するために、一定規模以上の開発行為や中高層建物の建築等について、「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促進しています。令和 4 年度は、雨水流出抑制施設の設置を促進しました。

準用河川一色川の整備

近年の激甚化する災害への対応として、整備目標（50 mm/h）を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。一色川では、植生の繁茂、護岸の橋梁部^{きょうりょう}でのコンクリートの破損、護岸天端、法面、排水管の破損、護岸天端の沈下が生じています。「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。

市道高倉遠藤線から引地川合流点までの 1,900 m を整備指定区間とし、令和 21 年度に整備が完成する予定です。令和元年度から事業に着手し、令和 4 年度は護岸改修工事を行い、約 100 m の護岸が完成しています。

二級河川境川及び引地川

近年は、1 時間当たり 50 mm を超える集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害が生じています。

このような状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成 26 年 2 月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることとなりました。

「特定都市河川浸水被害対策法」の適用を受けた二水系の河川の流域においては、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同して「流域水害対策計画」の策定及び実施に取り組む必要があり、総合治水対策に基づき、境川、引地川で県が進めている遊水地整備について、市は協力連携して、河川改修の促進を図ります。

(5) 健康

熱中症の予防

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。また、今後も気候変動による熱中症のリスクの増加が予測されていることから、熱中症の注意喚起や関係団体等への周知等が必要とされています。

令和4年度の熱中症搬送者数は153人と、令和3年度から約7割増となっています。

熱中症搬送者数の推移			単位：人
年度	令和2年	令和3年	令和4年
搬送者数	132	92	153

感染症への対策

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施しています。令和4年度は、国・県等が開催する研修に参加したほか、職員を対象とした防護服の着脱訓練・アイソポッド(感染防止運搬器具)組立訓練を実施し、有事に速やかに対応できる感染症対策体制の維持向上に努めました。

感染症予防に関する知識の習熟と周知啓発

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症の発生と流行を未然に防止するため、感染症発生動向調査による監視体制等を強化したほか、被害の程度に応じ迅速適切に対処できるよう、感染症対策に必要な技術の習熟に努めるとともに、事業者等団体を対象とした研修等、感染症予防に関する周知啓発に努めています。令和4年度は、「ノロウイルス等感染症研修動画」を作成し、ウェブ配信しました。

感染症に関する情報収集及び提供

気候の変化等がもたらす感染症への影響について現状では文献が限られています。今後気候変動による気温の上昇等が予測されていることも踏まえ、気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について情報を収集し、必要に応じた情報提供を行います。令和4年度は、蚊の生息状況について定点モニタリング調査を実施しました。

大気汚染物質の監視

温暖化と大気汚染に関して、気温上昇による生成反応の促進その他のメカニズムにより、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度の変化が報告されています。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどについて引き続き監視していく(令和4年度の監視結果等については36-40ページ参照)とともに、市民による調査に対して支援します。令和4年度は、簡易NO_x調査に対して支援しました。

(6) 産業・経済活動

帰宅困難者対策

地震等の災害時における交通機関の運行停止による帰宅困難者対策のため、市内主要駅における協議会の設置・計画策定や訓練の実施等を進めています。

災害発生時には、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知するとともに、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。

令和 6 年度まで毎年主要 4 駅周辺で協議会開催及び訓練実施を目標としており、令和 4 年度は、令和元年以来 3 年振りに、「藤沢市内主要 4 駅合同帰宅困難者対策図上訓練」と銘打って、市内鉄道事業者と共に訓練を実施しました。

観光業対策

気温の上昇、降雨量・降雪量や降水の時空間分布の変化、海面水位の上昇は、自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへ影響を及ぼす可能性があります。現時点での研究事例はスキー場への影響を除いて限定的にしか確認されていませんが、海面水位の上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。

そのため、気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進していきます。令和 4 年度も、夏に夕涼みを楽しんでいただく事業として江の島灯籠を実施しました。また、冬季イルミネーションイベントの湘南の宝石では、植物と共存する微生物が放出する電子を利用して発電する環境に配慮した「botanical light」を導入しました。

(7) 市民生活・都市生活

避難施設における災害対策実施機能の確保

近年、日本各地で大雨・台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。大雨による交通網や電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、高波による道路の交通障害等が報告されています。今後、気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、各種インフラ・ライフライン等にも影響が及ぶことが懸念されています。

そのため、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等を整備し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めています。令和 4 年度は、各避難施設の発電機用のガソリンの整備を実施しました。

長期停電、緊急時の電源確保

太陽光やバイオマス（市域の間伐材や木くず、剪定枝等）などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

ア 太陽光発電システム

停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 202 ページ）。

イ 蓄電池

停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 203 ページ）。

Fujisawa サスティナブル・スマートタウン

Fujisawa サスティナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）は、パナソニックグループが事業主体となり、先進的な取組を進めるパートナー企業と本市の官民一体の共同プロジェクトです。

Fujisawa SST では、全ての戸建て住宅で太陽光発電システムと蓄電池、省エネ設備を備えるなど、「創エネ・蓄エネ・省エネ」における先進技術のハイブリッドによって地産地消のエネルギーマネジメントの実現が目指されているほか、藤沢の光、風、水、熱といった自然の力を街全体に無理なく取り入れる街区設計がなされています。

本市の公共用地を活用して街の南側に設置された「コミュニティソーラー」は、平常時は電力系統に電力を供給し、地域全体の低炭素化に貢献しています。また、非常時には街の住人に加え周辺地域の人々に対しても、非常用コンセントとして開放されます。



（出典）Fujisawa サスティナブル・スマートタウン公式 web サイト

【正門】

【コミュニティソーラー概念図】

ヒートアイランド対策

100 年（1927-2022 年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい 15 地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では 1.6 であるのに対し、日本の 11 都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では 2.0～3.3 となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、ヒートアイランド現象を緩和するため、都市における緑地の確保や緑化をはじめ実行可能な対策を継続的に進めるとともに、ソフト対策などの短期的に効果が表れやすい対策をあわせて実施することが求められています。

ア 開発等における緑化指導

市街化の進行による緑の減少をくい止め、自然環境と都市環境が調和する環境共生のまちづくりの推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物(工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築)を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物の建築等をする場合には、建物緑化(屋上緑化又は壁面緑化)の義務も生じます(詳細は 210 ページ)。

緑化件数の推移			単位：件
年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
緑化計画書	174	176	132
緑化協定書	31	26	14

イ 雨水貯留槽

節水効果や災害時等の非常用水、ヒートアイランド対策として活用できる雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています(詳細は 218 ページ)。

ウ 打ち水の実施

「水循環基本法」では、毎年 8 月 1 日を「水の日」としており、地方公共団体は水の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと定められています。このため、本市では、ヒートアイランド対策や冷房機器の使用減少による温室効果ガス削減を図るとともに、市民一人ひとりが環境に対して関心を持ち、理解を深めることができるような機会を提供するため、8 月上旬に打ち水を実施しています。



【市役所本庁舎での打ち水の様子】

エ 街路樹

街路樹は都市の中の身近な緑であり、気象を緩和し、夏には日照りを遮るなど緑陰効果が期待されています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理を行うことで、ヒートアイランド対策を推進します。

(8) 分野横断的な取組

情報収集等

「気候変動適応計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定、令和 5 年 5 月 30 日一部変更閣議決定)において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めるところが求められています。

気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる、気候変動適応センターの設置を検討するとともに、情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。令和

4 年度は、「湘南エコウェーブ」事業の一環として、気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・天達武史と考える地球温暖化」を開催しました。また、2 市 1 町の職員が、「気候変動適応法」の趣旨や現代的課題を学習し、円滑な行政運営を推進するための知識を習得することを目的として、気候変動対策合同研修を実施しました（詳細は 197 ページ）。

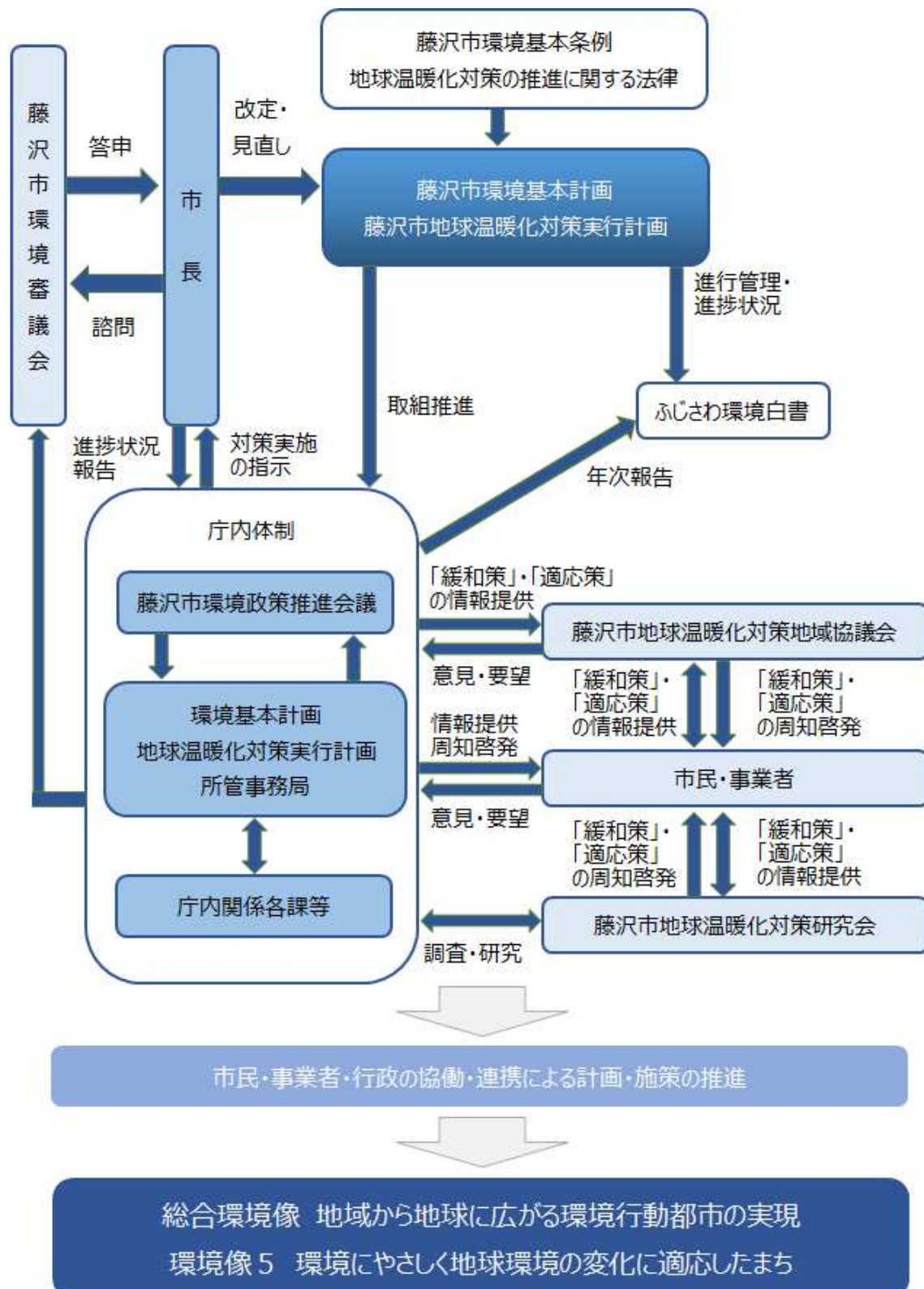
**第3部 「藤沢市環境基本計画」及び
「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の
推進体制**

第3部 「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

1 推進体制

市民・事業者・行政の協働と連携により、各主体が一体となって計画の推進を図ります。

【推進体制図】



(1) 藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者などで構成される「藤沢市環境審議会」において、「藤沢市環境基本計画」「藤沢市地球温暖化対策実行計画」及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

第13期 藤沢市環境審議会

開催	開催日	内 容
第8回	R4.10.20	・2022年版ふじさわ環境白書（藤沢市環境基本計画令和3年度年次報告）（案）について ・新計画の進捗状況について

第13期 藤沢市環境審議会委員名簿（敬称略：50音順）

任期：R2.11.1～R4.10.31 2年任期（R2.11.12委嘱式） 構成：20人（学識経験者8・事業者等4・市民8） 運営：6人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。		
氏 名	選出区分	備 考
1. 青木 正美	市民	公募
2. 池尻 あき子	学識経験者	（株）ブレック研究所
3. 宇郷 良介	学識経験者	湘南工科大学教授
4. 大石 恵子	事業者等	藤沢商工会議所
5. 鬼塚 健自	事業者等	湘南地域連合
6. 金子 昌代	市民	公募
7. 笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
8. 杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会
9. 妹尾 紗智	市民	公募
10. 田中 美乃里	市民	公募
11. 長坂 貞郎	学識経験者	日本大学教授
12. 橋詰 博樹	学識経験者	多摩大学特任教授【会長】
13. 林 武人	事業者等	さがみ農業協同組合
14. 廣崎 芳次	学識経験者	神奈川県自然保護協会
15. 藤法 淑子	市民	公募
16. 最上 重夫	事業者等	（一社）藤沢市商店会連合会
17. 森外 葉子	市民	公募
18. 山森 良一	学識経験者	弁護士【副会長】
19. 吉崎 仁志（～R3.3）	学識経験者	慶應義塾大学准教授
塚原 沙智子（R3.5～）	学識経験者	慶應義塾大学准教授
20. 吉田 紀行	市民	藤沢市生活環境連絡協議会

第 14 期 藤沢市環境審議会

開 催	開催日	内 容
第 1 回	R4.11.17	・委嘱式 ・会長・副会長の選出 ・その他（プラスチックごみ削減に向けて / 生物多様性について / 脱炭素先行地域について）

第 14 期 藤沢市環境審議会委員名簿 （敬称略：50 音順）

任期：R4.11.1～R6.10.31 2 年任期（R4.11.17 委嘱式） 構成：20 人（学識経験者 8・事業者等 4・市民 8） 運営：6 人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。		
氏 名	選出区分	備 考
1. 池尻 あき子	学識経験者	（株）ブレック研究所
2. 井原 綾子	学識経験者	弁護士
3. 大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所
4. 金田 たまみ	市民	公募
5. 神戸 佳央里	市民	公募
6. 後藤 由紀子	市民	藤沢市生活環境連絡協議会
7. 崎山 直夫	学識経験者	新江ノ島水族館
8. 笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
9. 佐竹 憲	事業者等	湘南地域連合
10. 杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会【副会長】
11. 高橋 陽子	市民	公募
12. 塚原 沙智子	学識経験者	慶應義塾大学准教授
13. 長坂 貞郎	学識経験者	日本大学教授
14. 中村 孝江	市民	公募
15. 橋詰 博樹	学識経験者	多摩大学特任教授【会長】
16. 加藤 一	事業者等	さがみ農業協同組合
17. 眞岩 宏司	学識経験者	湘南工科大学教授
18. 益永 由紀	市民	公募
19. 最上 重夫	事業者等	（一社）藤沢市商店会連合会
20. 矢澤 清美	市民	公募

（ 2 ）「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の「緩和策」及び「適応策」の推進を図っています。

設立年月日 平成 17 年 2 月 2 日（環境省登録団体）
 代 表 者 会長 黒田 亘
 事 務 局 環境部 環境総務課
 会 員 数 個人：20 名 団体：4 団体

（３）「藤沢市地球温暖化対策研究会」

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めています。

令和 4 年度実績

開 催	開催日	内 容
第 1 回	R4.5.31	・自己紹介 ・会長、副会長の選出 ・これまでの経過と今後の予定について ・地球温暖化対策への意識向上に向けた取組について（意見交換）
第 2 回	R4.8.26	・新計画における温室効果ガス排出量の削減状況報告 ・先進事業者等の取組事例の紹介
第 3 回	R5.1.20	・国の GX（グリーントランスフォーメーション）について ・事業者における二酸化炭素排出量の把握方法について ・今後の予定について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第 3 回は書面開催。

（４）藤沢市環境政策推進会議

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に掲げた政策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めています。

- ・ 委 員 長 副市長（担当） ・ 副委員長 副市長
- ・ 専門委員 環境部長、生涯学習部長、都市整備部長、教育部長
- ・ 委 員 議会事務局長、総務部長、企画政策部長、財務部長、防災安全部長、市民自治部長、福祉部長、健康医療部長、保健所長、子ども青少年部長、経済部長、計画建築部長、道路河川部長、下水道部長、市民病院事務局長、消防局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

（５）市民・事業者

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識

の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していけるよう努めています。

(6) 国・県・近隣自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、広域的な視点に立って効果的な施策を展開しています（詳細は 234-235 ページ）。

2 国や他自治体等との連携

＝ 環境政策全般 ＝

(1) かながわ地球環境保全推進会議

神奈川県が環境保全を図るため、県民・企業・行政が具体的に取り組む指針としての「アジェンダ 21 かながわ」を推進していく組織として、平成 5 年に設立されました。

現在、新しい行動指針である「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10(てん)トライ」を採択し、「マイエコ 10 宣言」の普及を図っています。

会議は、県民部会(50 団体) 企業部会(18 団体) 行政部会(36 団体) 実践行動部会(24 者)で構成されています。

＝ 個別政策 ＝

(1)(公社)全国都市清掃会議(全都清) 神奈川県都市清掃行政協議会(神都清)

自治体の行う清掃事業を円滑に推進するため、調査研究、情報の収集・提供、研修、情報交換等を実施する機関として、「全都清」及び「神都清」が設置されています。

(2) 雨水ネットワーク

雨水利用を推進し、持続可能な社会が構築されることを目指して、行政間の情報・施策の共有及び交流、市民・企業との連携を図る組織として設立されました。本市は、平成 8 年の雨水利用自治体担当者連絡会発足当初から加盟し、各自治体の施策や取組を参考にしています。

雨水利用自治体担当者連絡会は平成 27 年 8 月に雨水ネットワーク行政部会へと移行し、現在 34 自治体が加盟しています。

(3)(公財)日本自然保護協会

自然保護に関する全国自治体、民間団体、研究機関等の情報の交換、連携、資料の収集・提供等を行っています。

(4) 全日本花いっぱい連盟

花と緑を愛し育て、美しい環境づくりと人間性豊かな社会づくりをめざして、花いっぱいの啓発と情報交換、情報の収集・提供等を行っています。

(5)(公財)かながわトラストみどり財団

かながわのナショナル・トラスト運動及び緑化運動の実施により、自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図ることを目的として普及啓発及び募金の推進、緑地の保全、森林の整備、地域の緑化推進などの事業を行っています。

(6) 神奈川県森林協会

森林保全等の事業を推進することで、森林の有する水源涵養^{かんよう}等の公益的機能の向上等に寄与することを目的に、研修会の開催や普及啓発等を行っています。

(7) 神奈川県県市環境保全事務連絡協議会

県及び県内各市（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市）をもって組織し、公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換等を行い、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、事例研究や研修会等の事業を行っています。

(8) 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議は「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について調査検討を行うために平成 10 年度に設置されたもので、神奈川県・湘南地域県政総合センター・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で組織されています。

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、計画に基づき循環型社会形成を推進するための施策の実施、施設の集約等を図っています。

(9) 湘南エコウェーブ

湘南エコウェーブは、湘南広域都市行政協議会の活動として、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の 2 市 1 町が連携して地球温暖化防止への取組を進めるため、平成 20 年に開始した事業です。

アクションプランとして、EV ネットワークプロジェクト、緑の保全と普及プロジェクト、環境イベントプロジェクト、広報プロジェクトの 4 つのプロジェクトを推進しています。

＝ 環境保全活動団体及び企業の取組状況 ＝

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を推進していく必要があります。

本市で掌握している環境団体と、ISO 14001 の認証を取得している事業者等に呼びかけを行い、その中で原稿を提出された団体・事業者について紹介します。

（各団体から提出された原稿をそのまま印刷したものです。）

掲載団体等（50 音順）

【環境団体】

1	藤沢環境運動市民連絡会議（藤沢エコネット）
2	藤沢市せっけん推進協議会
3	藤沢市放射能測定器運営協議会
4	藤沢メダカの学校をつくる会と PTA

【事業者】

1	いすゞ自動車株式会社 藤沢工場
2	株式会社荏原製作所 藤沢事業所
3	東京ガスネットワーク株式会社 神奈川西支店
4	日欧事務機株式会社
5	藤沢市資源循環協同組合

次の団体は、本文の中で紹介しています。

- 藤沢市生活環境連絡協議会
- 藤沢市みどりいっぱい市民の会
- 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

藤沢市環境基本計画の施策体系図



藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日

藤沢市条例第 16 号

改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日

藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境

の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

（市の基本施策）

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第3章 総合的推進のための施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 21 条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

- 第 10 条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

（年次報告）

- 第 11 条** 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

（規制の措置）

- 第 12 条** 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規則の措置を講じなければならない。

（経済的措置）

- 第 13 条** 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他環境の保全等に関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課するための措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する教育及び学習）

- 第 14 条** 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

（自発的活動の支援）

- 第 15 条** 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（市民等の意見の反映）

第 16 条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

（情報の提供及び公開）

第 17 条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（調査及び研究の実施）

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 19 条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 5 章 藤沢市環境審議会

（環境審議会）

第 21 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

（1）市民

（2）事業者

（3）学識経験者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 （抄）

（施行期日）

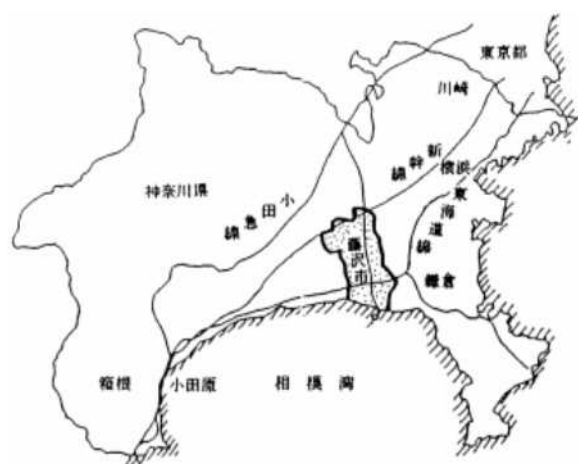
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

<本市の概要>

1. 地勢

本市は、神奈川県の中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。また、本市南部は黒潮おどる太平洋（相模湾）に面し、「東洋のマイアミビーチ」と呼ばれる一大観光地です。南東の鎌倉市に接する地域は丘陵地帯で、そのほかにも若干の起伏はありますが、市域はおおむね平坦です。地質を大別すると、北部は赤黒土、南部は砂土です。

気候は、相模湾に面していることから暖流の影響を受けて、比較的夏涼しく、冬暖かい快適な環境にあります。



面積及び広ぼう

面積	69.56 km ²
周圍	39.72 km
海岸線延長	5.239 km
東西距離	6.55 km
南北距離	12.00 km

人口と世帯数（令和5年4月1日現在）

人口	世帯数	人口密度
443,515 人	200,826 世帯	6,376 人 / km ²

職員定数 (令和5年4月1日現在)

区分		定数
市長部局の職員	一般職員	2,088 人
	市民病院職員	930 人
議会事務局職員		14 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		245 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人
監査委員事務局職員		9 人
農業委員会事務局職員		6 人
消防職員		454 人
合計		3,755 人

条例の定数上限を表しています。

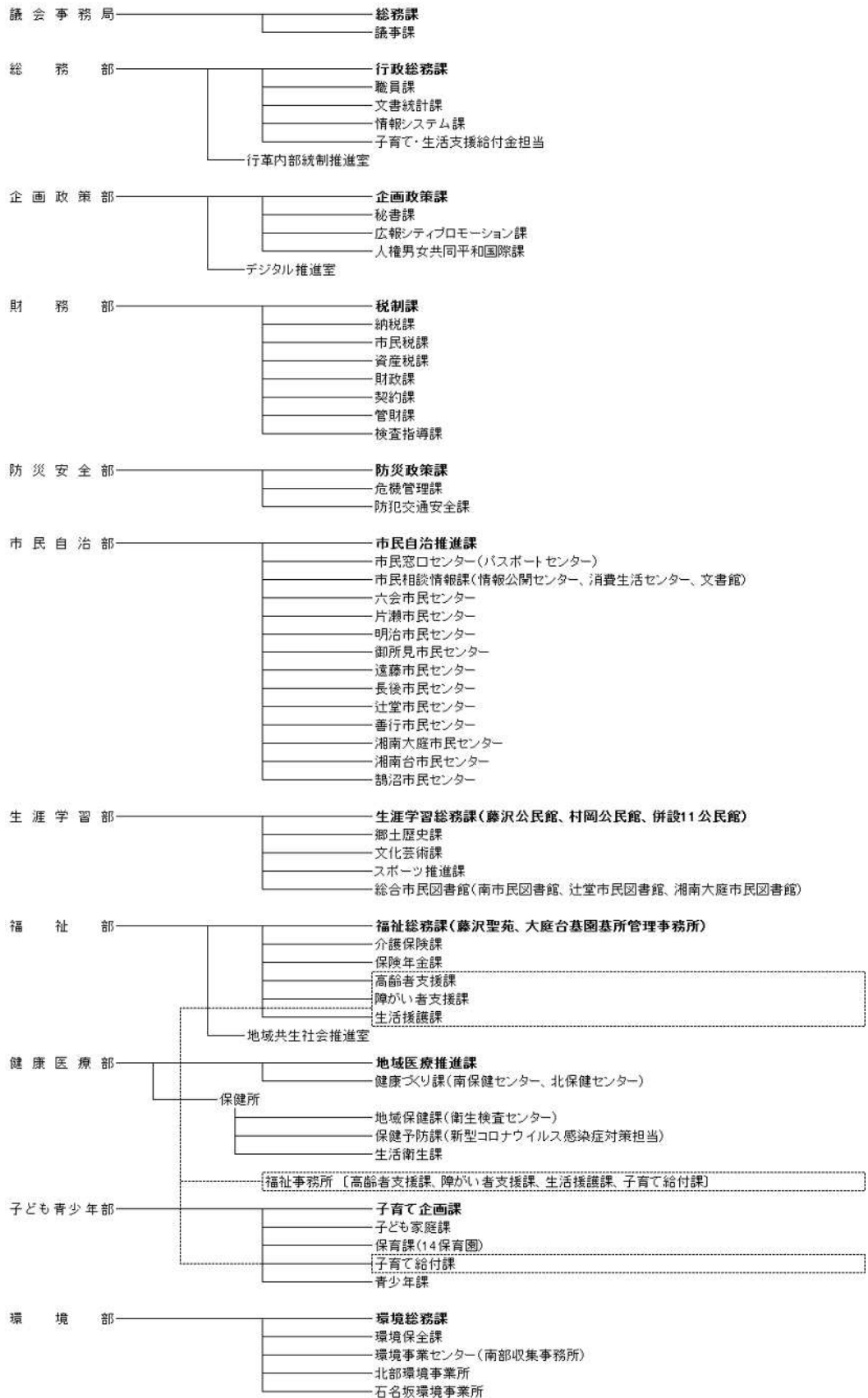
令和4年度 藤沢市行政組織図

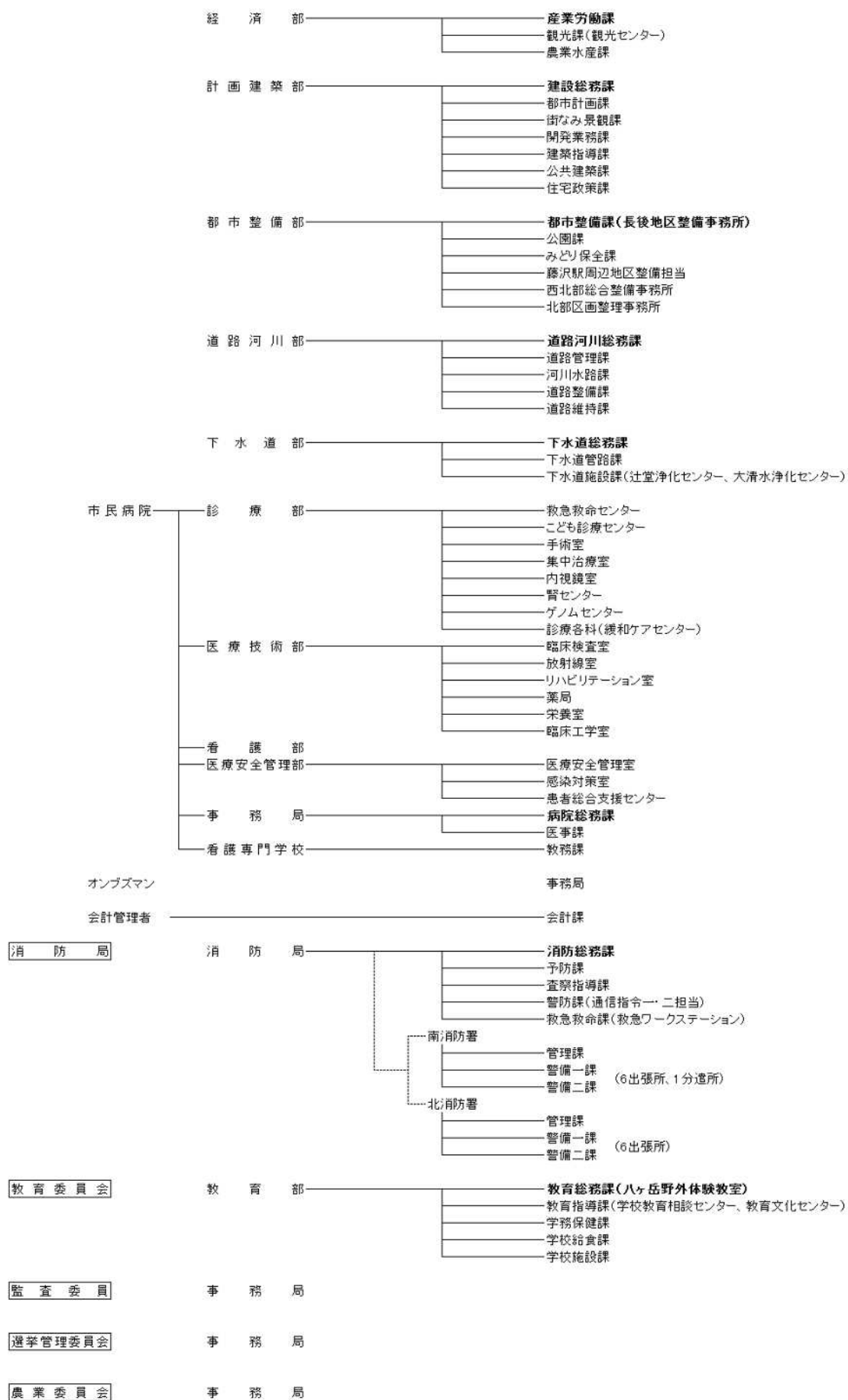
2022.4.1

22部 3室 114課

市 議 会

市 長 部 局





～ 環境基本計画年次報告に ご意見をお寄せください～

市では、環境施策全般についてのご意見を募集しています。この報告書をご覧になり、ご意見がある方は、郵送・ファックス・Eメール等でお寄せください。

ふじさわ環境白書 2023（案）

藤沢市環境基本計画・藤沢市地球温暖化対策実行計画 令和4年度年次報告

編集・発行

2024年（令和6年）1月

藤沢市環境部環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3529

FAX 0466-50-8417

E-mail fj1-kankyous@city.fujisawa.lg.jp